

令和 8 年度農村振興局予算 概算要求の概要

令和 8 年度農村振興局予算概算要求の概要	P1
令和 8 年度国営事業等事業着手地区等（概算要求）	P5
令和 8 年度農村振興局予算概算要求の重点事項	P7

公共事業

農業農村整備事業	P12
国営かんがい排水事業	P13
国営農用地再編整備事業	P18
国営総合農地防災事業	P20
防災情報ネットワーク事業	P22
直轄地すべり対策事業	P23
水資源開発事業	P24
農業競争力強化基盤整備事業	P26
－農業競争力強化農地整備事業	P27
－農地中間管理機構関連農地整備事業	P31
－水利施設整備事業	P32
－畑地帯総合整備事業	P33
農村地域防災減災事業	P34
－防災重点農業用ため池緊急整備事業	P36
中山間地域農業農村総合整備事業	P37
農村整備事業	P39
国営造成水利施設ストックマネジメント推進事業	P40
土地改良施設突発事故復旧・防止事業	P42
国営造成施設総合水利調整管理事業	P43
基幹水利施設管理事業	P44
水利施設管理強化事業	P45
土地改良施設維持管理適正化事業	P46
土地改良区機能強化支援事業	P47
農山漁村地域整備交付金	P48
海岸保全施設整備事業	P49
災害復旧等事業（農地・農業用施設等）	P50

<関係府省等との連携プロジェクト>

農地・農業水利施設を活用した流域治水	P51
「田んぼダム」の取組の推進	P52
水田農業の高収益化の推進	P53

非公共事業

農地耕作条件改善事業	P54
大区画化等加速化支援事業	P57
農業水路等長寿命化・防災減災事業	P58
畑作等促進整備事業	P59
農業生産基盤情報通信環境整備事業	P60
日本型直接支払	P61
多面的機能支払交付金	P62
中山間地域等直接支払交付金	P63
環境保全型農業直接支払交付金	P64
農山漁村振興交付金	P65
地域資源活用価値創出対策	P66
－地域資源活用価値創出推進事業（地域活性化型）	P67
－地域資源活用価値創出推進事業（創出支援型）	P68
－地域資源活用価値創出整備事業（定住促進・交流対策型及び産業支援型）	P69
－地域資源活用価値創出推進・整備事業（農泊推進型）	P70
－地域資源活用価値創出推進・整備事業（農福連携型）	P71
－地域資源活用価値創出推進・整備事業（インバウンド食関連消費拡大型）	P72
中山間地農業推進対策	P73
－農村型地域運営組織（農村 RMO）形成推進事業	P74
－棚田地域振興対策推進事業	P75
最適土地利用総合対策	P76
山村活性化支援交付金	P77
都市農業機能発揮対策	P78
鳥獣被害防止対策とジビエ利用の推進	P79
特殊自然災害対策施設緊急整備事業	P80
中山間地農業ルネッサンス事業	P81
有明海再生対策	P83
農家負担金軽減支援対策事業	P84

<関係府省等との連携プロジェクト>

地域資源活用価値創出による所得の向上、雇用の創出	P85
複数集落の機能を補完する農村 RMO の形成推進	P86
インバウンドによる食関連消費拡大	P87
国民理解の醸成	P88
多様な農業人材の意欲的な取組の推進	P89

令和８年度農村振興局予算概算要求の概要

(単位：億円)

事 項	令和７年度 当初予算額	令和８年度 概算要求額
公共事業	4,214	4,953 (117.5%)
農業農村整備事業	3,331	3,941 (118.3%)
農山漁村地域整備交付金	762	884 (116.0%)
海岸事業	44	51 (116.0%)
災害復旧等事業	76	76 (100.0%)
非公共事業	1,565	1,714 (109.5%)
合 計	5,779	6,668 (115.4%)

- (注) 1. 計数整理の結果、異動を生じることがある。
2. 計数は四捨五入のため、端数において合計とは一致しない場合がある。
3. 下段 () 書きは令和７年度当初予算額との比率である。
4. 農山漁村地域整備交付金は、林野庁及び水産庁分を含む農林水産省の全体の額である。

令和8年度農村振興局予算概算要求の概要（公共事業）

（単位：億円）

事 項	令和7年度 当初予算額	令和8年度 概算要求額
農業農村整備事業	3,331	3,941 (118.3%)
┌ 国営かんがい排水	1,024	1,215 (118.7%)
国営農地再編整備	390	465 (119.3%)
国営総合農地防災	260	308 (118.7%)
直轄地すべり	7	5 (69.4%)
水資源開発	85	101 (118.7%)
農業競争力強化基盤整備	680	812 (119.3%)
農村地域防災減災	381	451 (118.3%)
中山間地域農業農村総合整備	40	47 (118.3%)
農村整備	65	77 (118.3%)
土地改良施設保全管理	261	305 (116.8%)
└ その他	139	156 (112.2%)
農山漁村地域整備交付金	762	884 (116.0%)
海岸事業	44	51 (116.0%)
災害復旧等事業	76	76 (100.0%)
合 計	4,214	4,953 (117.5%)

- （注） 1. 計数は四捨五入のため、端数において合計とは一致しない場合がある。
2. 下段（ ）書きは令和7年度当初予算額との比率である。
3. その他には後進地域開発特例法適用団体土地改良等関係開発指定事業補助率差額金を含む。
4. 国営かんがい排水には土地改良施設突発事故復旧事業（直轄）を、
農業競争力強化基盤整備には土地改良施設突発事故復旧事業（補助）を含む。

令和8年度農村振興局予算概算要求の概要（非公共事業）

（単位：億円）

事 項	令和7年度 当初予算額	令和8年度 概算要求額
農地耕作条件改善事業	198	212 (107.0%)
大区画化等加速化支援事業	—	31 (皆増)
農業水路等長寿命化・防災減災事業	282	338 (120.0%)
畑作等促進整備事業	22	26 (118.3%)
農業生産基盤情報通信環境整備事業	—	8 (皆増)
多面的機能支払交付金	500	500 (100.0%)
中山間地域等直接支払交付金	285	285 (100.0%)
農山漁村振興交付金	74	86 (116.0%)
鳥獣被害防止総合対策交付金	99	116 (117.4%)
特殊自然災害対策施設緊急整備事業	3	3 (100.0%)
有明海再生対策（農村振興局計上分）	20	20 (100.0%)
その他	82	89 (108.2%)
合 計	1,565	1,714 (109.5%)

- （注） 1. 計数整理の結果、異動を生じることがある。
 2. 計数は四捨五入のため、端数において合計とは一致しない場合がある。
 3. 下段（ ）書きは令和7年度当初予算額との比率である。
 4. その他には、受託工事等実施費、農家負担金軽減支援対策事業、地域資源活用価値創出委託調査事業費、事務費を含む。

令和８年度農業農村整備事業関係予算概算要求の概要

(単位：億円)

事 項	令和７年度 当初予算額	令和８年度 概算要求額
農業農村整備事業＜公共＞	3,331	3,941 (118.3%)
農業農村整備関連事業＜非公共＞	548	662 (120.9%)
農地耕作条件改善事業 大区画化等加速化支援事業 農業水路等長寿命化・防災減災事業 畑作等促進整備事業 農業生産基盤情報通信環境整備事業 農山漁村振興交付金		
農山漁村地域整備交付金＜公共＞ (農業農村整備分)	584	678 (116.0%)
合 計	4,464	5,281 (118.3%)

- (注) １．計数は四捨五入のため、端数において合計とは一致しない場合がある。
 ２．下段()書きは令和７年度当初予算額との比率である。

令和8年度国営事業等事業着手地区（概算要求）

区分	地区数	地区名
【国営事業】 （農林水産省） かんがい排水 かんがい排水 （土地改良施設事故防止） （北海道） かんがい排水 農用地再編整備 （沖縄） かんがい排水 【水資源機構】 （農林水産省） かんがい排水	 1 1 1 1 1 1	 あがのがわさがん 阿賀野川左岸（新潟県） あがのがわようすい 阿賀野川用水（新潟県） びえいがわりゅう 美瑛川下流 ふらのなんぶ 富良野南富 たらま 多良間 かがわようすい 香川用水（香川県）

令和8年度国営事業等全体実施設計・調査着手地区（概算要求）

区	分	地区数	地区名
全体実施設計	(農林水産省)	3	かぶらがわにき 鍬川二期（群馬県）
			ひみ 氷見（富山県）
	かんがい排水	1	うわばにき 上場二期（佐賀県）
			よしだがわりゅういき 吉田川流域（宮城県）
調査	(北海道)	1	さつないがわりゅういき 札内川流域
	かんがい排水		
	(農林水産省)	2	なみおかがわにき 浪岡川二期（青森県）
			りょうそうにき 両総二期（千葉県）
	総合農地防災	1	まわりぜきおおためいけ 廻堰大溜池（青森県）
	(北海道)	1	しほろきょうれい 士幌共励
	かんがい排水		
	農用地再編整備	1	はまなか 浜中

令和 8 年度農村振興局予算概算要求の重点事項

(※) 各事項の下段 () 内は、令和 7 年度当初予算額

I 農業の持続的な発展

1 農業生産基盤の整備・保全

① 農業農村整備事業＜公共＞

3, 9 4 1 億円

(3, 3 3 1 億円)

- ・スマート農業技術の導入に資する農地の大区画化、水田の汎用化・畑地化、農業水利施設の計画的な更新・長寿命化、省エネ化・再エネ利用、省力化等による適切な保安全管理、ため池の防災・減災対策、田んぼダム of 取組拡大等流域治水対策、農道、集落排水施設の整備等を推進

② 農地耕作条件改善事業

2 1 2 億円

(1 9 8 億円)

- ・農地中間管理機構による農地の集積・集約化、麦・大豆や高収益作物への転換を推進するため、機構による担い手への農地の集積・集約化が行われる地域等において、農地の区画拡大や排水改良等を支援

③ 大区画化等加速化支援事業

3 1 億円

(－)

- ・法人等の農業者が自ら施工することによる農地の区画拡大や省力化整備を支援するとともに、巨大区画化等の効果検証・普及を実施

④ 農業水路等長寿命化・防災減災事業

3 3 8 億円

(2 8 2 億円)

- ・農業生産活動の基盤となる農業水利施設の機能を安定的に発揮させるため、機動的・効率的な長寿命化・防災減災対策を支援

⑤ 畑作等促進整備事業

2 6 億円

(2 2 億円)

- ・麦・大豆等の生産拡大を推進するため、畑作物・園芸作物が生産される地域を対象に、暗渠排水等の基盤整備をきめ細かく機動的に支援

⑥ 農業生産基盤情報通信環境整備事業

8 億円

(－)

- ・農業水利施設等の管理の省力化・高度化やスマート農業の実装等に必要な光ファイバ、無線基地局等の情報通信環境の整備を支援

⑦ 農山漁村地域整備交付金＜公共＞

8 8 4 億円の内数

(7 6 2 億円の内数)

- ・地方の裁量によって実施する農林水産業の基盤整備や農山漁村の防災・減災対策に必要な交付金を交付

II 食料安全保障の強化

1 食料の安定供給の確保に向けた構造転換

(1) 農業構造転換集中対策

事項要求

① 農業農村整備（農地の大区画化等）

- ・1 ha 区画以上の大区画整備、中山間地域における省力化に資するきめ細やかな農地整備を実施するとともに、必要な水利施設の整備を実施

Ⅲ 農村の振興

1 農村関係人口の拡大、経済面・生活面の取組等による農村の振興

- ① 農山漁村振興交付金 8 6 億円
(7 4 億円)
- ・農山漁村において、地域内外の民間企業の参画促進等による関係人口の増加と、所得向上や雇用創出、生活の利便性確保等を図る観点から、官民共創の促進による地域課題の解決、農泊・農福連携・インバウンド食関連消費の拡大など地域資源を活用した付加価値の創出による「里業」の推進、農村型地域運営組織（農村RMO）の形成、棚田地域の振興、中山間地域等における農用地保全、荒廃農地の解消、都市農業の振興等を総合的に推進
- ② 農業農村整備事業＜公共＞（再掲） 3, 9 4 1 億円
(3, 3 3 1 億円)
- ・スマート農業技術の導入に資する農地の大区画化、水田の汎用化・畑地化、農業水利施設の計画的な更新・長寿命化、省エネ化・再エネ利用、省力化等による適切な保全管理、ため池の防災・減災対策、田んぼダムの取組拡大等流域治水対策、農道、集落排水施設の整備等を推進
- ③ 中山間地農業ルネッサンス事業＜一部公共＞ 4 3 1 億円
(4 1 2 億円)
- ・中山間地域等において、地域特性をいかした活動の推進や各種支援事業の優遇措置等により、多様な取組を総合的に支援

2 鳥獣被害防止対策等

- ① 鳥獣被害防止対策とジビエ利用の推進 1 1 8 億円
(1 0 0 億円)
- ・鳥獣被害の防止に向け、I C T等を活用した農地周辺での加害性の高い個体の重点的な捕獲や侵入防止柵の管理負担軽減等、スマート鳥獣害対策の推進、高度な鳥獣被害対策人材の育成・確保を支援するほか、森林における効果的・効率的なシカ捕獲の取組を推進
 - ・捕獲鳥獣を有効活用し、更なるジビエ利用を拡大するため、処理加工施設の整備や情報発信の強化等による需要拡大の取組を支援
- ② 特殊自然災害対策施設緊急整備事業 3 億円
(3 億円)
- ・火山の降灰等の被害に対応するため、洗浄用機械施設等の整備、これと一体的に行う用水確保対策等を支援

IV 多面的機能の発揮

① 多面的機能支払交付金

500億円

(500億円)

- ・ 農業の有する多面的機能の維持・発揮や地域全体で担い手を支えることを目的として、農業者等で構成される活動組織が行う地域資源を適切に保全管理するための共同活動を支援

② 中山間地域等直接支払交付金

285億円

(285億円)

- ・ 中山間地域等における農業生産条件の不利を補正することで、棚田地域を含む中山間地域等での農業生産活動を継続して行う農業者等を支援

農業構造転換集中対策期間において機動的・弾力的に対応すべき事業の実施に係る経費、「食料安全保障強化政策大綱」を踏まえた食料安全保障の強化に向けた対応に係る経費、「第1次国土強靱化実施中期計画」に係る経費及び「総合的なTPP等関連政策大綱」を踏まえた農林水産分野における経費については、予算編成過程で検討。

V 関連施策

1 農業農村整備事業の関連施策

（水田農業の高収益化の推進）

- ・ 高収益作物の導入・定着を図るため、国、地方公共団体等が連携し、水田での高収益作物への転換、水田の汎用化・畑地化のための基盤整備、栽培技術や機械・施設の導入、販路の確保等を一体的に支援

（農業農村整備事業）

3, 941 億円の内数

（3, 331 億円の内数）

（小麦・大豆の国産化の推進）

- ・ 麦・大豆の国産シェアを拡大するため、作付けの団地化、ブロックローテーション、機械・技術の導入による生産性の向上や水田の汎用化・畑地化のための基盤整備、ストックセンターの整備や民間主体の一定期間の保管による供給量の安定化、商品開発等による需要拡大に向けた取組を一体的に支援

（農業農村整備事業）

3, 941 億円の内数

（3, 331 億円の内数）

（畑作等促進整備事業）

26 億円

（22 億円）

（農地の耕作条件改善）

244 億円の内数

（198 億円の内数）

（スマート農業技術等の活用の促進に資する基盤整備の推進）

- ・ 農地の大区画化等の推進、スマート農業技術等の活用の促進に資する情報通信環境の整備を支援

（農業農村整備事業）

3, 941 億円の内数

（3, 331 億円の内数）

（農地の耕作条件改善）

244 億円の内数

（198 億円の内数）

（農業生産基盤情報通信環境整備事業）

8 億円

（-）

2 農村振興施策、日本型直接支払制度の関連施策

（輸出産地・事業者の育成・展開）

- ・インバウンドによる食関連消費拡大と輸出の拡大につながる取組を支援

（農山漁村振興交付金）
86億円の内数
（74億円の内数）

（国民理解の醸成・行動変容）

- ・食と環境を支える農林水産業・農山漁村に対する国民理解の醸成・行動変容を図るため、優良な取組事例の表彰やSNS等を活用した情報発信、学校給食での地場産物の活用促進や農業体験の促進、官民連携による食育活動の全国展開、総合的・計画的な「農林漁業教育」の推進をはじめとした地域での食育の推進、無形文化遺産である和食文化の保護・継承、食品安全に係るリスク低減の取組の可視化、環境負荷低減の取組の「見える化」やJークレジットの推進に向けた取組を総合的に支援

（農山漁村振興交付金）
86億円の内数
（74億円の内数）

（多様な農業人材の意欲的な取組の推進）

- ・地域の実情に応じた生産体制強化への支援、多様な経営体に対し、専門作業の受注等を行うサービス事業者の育成、農業の有する多面的機能の維持・発揮を図る多面的機能支払や中山間地域等直接支払、農山漁村における所得の向上と雇用機会の確保への支援、多様な農業人材に対する研修機会の提供、多様な農業人材からなる集落営農の活性化支援を実施

（多面的機能支払交付金）
500億円の内数
（500億円の内数）
（中山間地域等直接支払交付金）
285億円の内数
（285億円の内数）
（農山漁村振興交付金）
86億円の内数
（74億円の内数）

農業農村整備事業＜公共＞

令和8年度予算概算要求額 394,103百万円（前年度 333,139百万円）

＜対策のポイント＞

農業の構造転換や国土強靱化等を図るため、農地の大区画化、水田の汎用化・畑地化、農業水利施設の計画的な更新・長寿命化、省エネ化・再エネ利用、省力化等による適切な保全管理、ため池の防災・減災対策、田んぼダムの取組拡大等流域治水対策、農道の整備等の**農業生産基盤の整備・保全**を推進します。

＜事業目標＞

- 農業生産基盤整備の実施地区における担い手の米生産コストの労働費削減（6割削減（現状比））
- 農業水利施設の機能が保全され、農業用水が安定的に供給されている農地面積の割合（100%を維持）

＜事業の内容＞

1. スマート農業、国内の需要等を踏まえた生産に対応した**基盤整備**
農地の大区画化等の**基盤整備**を推進するとともに、ほ場周りの草刈り・水管理等の**管理作業の省力化に資する整備、水田の汎用化・畑地化や、畑地かんがい施設の整備等**を推進します。

2. 農業水利施設の**戦略的な保全管理**
農業水利施設の計画的な更新、緊急的な施設の補強、施設の**集約・再編やポンプ等の省エネ化、小水力発電等の再エネ利用、操作用・運転の省力化・自動化のためのICT導入等**を推進するとともに、ほ場周りの水路等については、水路の管路化、自動給水栓の導入等により**管理作業の省力化**を推進します。また、**土地改良区等による適切な施設管理を推進**します。

3. 農業・農村の強靱化に向けた**防災・減災対策**
防災重点農業用ため池の**防災工事、農業水利施設の長寿命化・耐震化**、これらの農業水利施設や農地を活用した**流域治水の取組**を推進します。また、**農業集落排水施設、農道の整備**を推進します。

＜事業の流れ＞



※ 事業の一部は、直轄で実施（国費率2/3等）

＜事業イメージ＞

1. スマート農業、国内の需要等を踏まえた生産に対応した基盤整備



2. 農業水利施設の戦略的な保全管理



3. 農業・農村の強靱化に向けた防災・減災対策



【お問い合わせ先】農村振興局設計課（03-3502-8695）

＜対策のポイント＞

農業生産の基礎となるダム、頭首工、用排水機場、幹線用排水路等の農業用排水施設の整備を行い、農業用水の確保・安定供給と農地の排水改良を図ります。

＜事業目標＞

農業水利施設の機能が保全され、農業用水が安定的に供給されている農地面積の割合（100%を維持）

＜事業の内容＞

農業用水の確保、適期・適量供給、排水改良を図るため基幹的な農業用排水施設の整備・更新を行います。

- ・国営造成土地改良施設整備事業（水管理施設単独整備）の採択期間延長、国造水管理施設と一体不可分な県造水管理施設等を事業対象に追加
- ・使用されなくなった施設の撤去を事業対象に追加
- ・重要度及び緊急性の高い施設の畑に係る末端支配面積要件の緩和
- ・耐震化対策において一体不可分な更新整備が実施できるよう事業対象に追加
- ・低炭素農業水利システム構築事業における促進費の採択期間延長

1 一般型

- ・地域に適した水利・排水システムの確立のために行う農業用排水施設の整備
- 【実施要件】受益面積3,000ha以上 等

2 特別型

- ・高収益作物の導入・転換に必要な汎用化・畑地化を行うための整備
- ・担い手への農地集積を目的とした水利システムの再編を行うための整備
- ・流域治水プロジェクトに位置付けられた施設の整備
- ・老朽化等による機能低下が見られる施設の集約・再編を伴う整備
- ・突発事故発生時の事後保全対策、事故リスクのある箇所への予防保全対策及び施設の長寿命化対策の一体的な実施
- ・小水力等発電施設の導入や用排水機の省エネルギー化等、低炭素型の農業水利システムへの移行のための整備を加速して推進

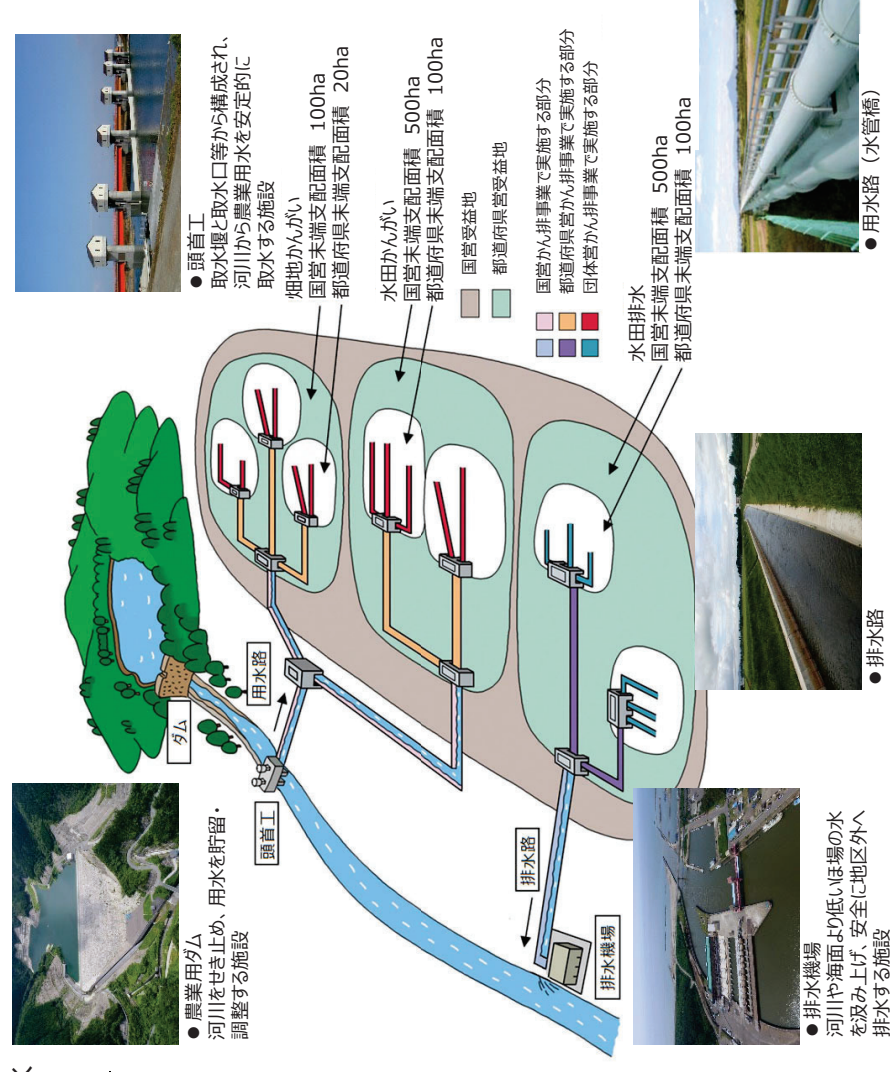
【実施要件】受益面積500ha以上 等

※ 下線部分は拡充内容

＜事業実施主体＞

国（国費率：農林水産省 2/3、北海道・離島 75%、沖縄・奄美 90% 等）

＜事業イメージ＞

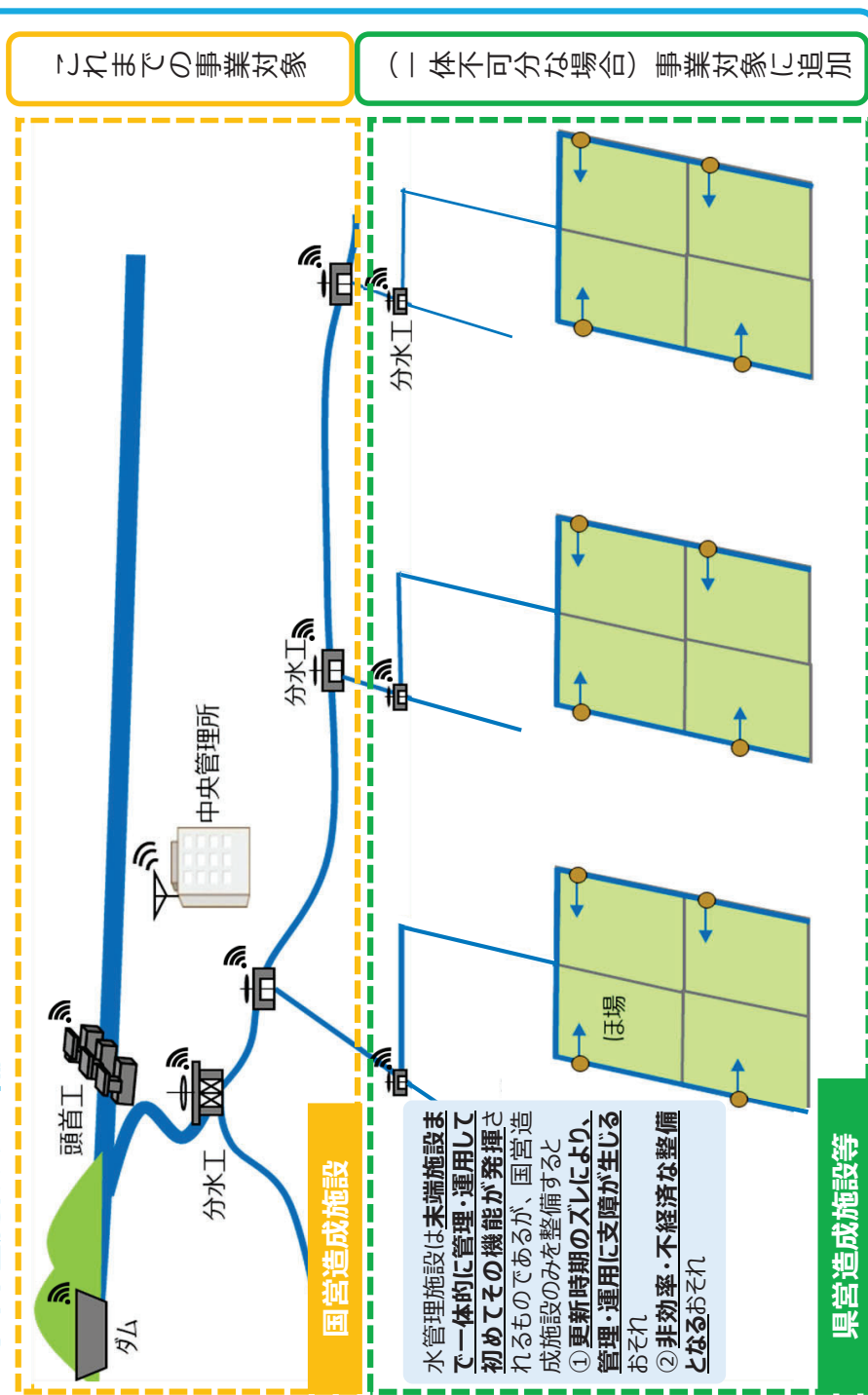


国営かんがい排水事業（拡充）

～国営造成土地改良施設整備事業（水管理施設単独整備）の採択期間延長、国造と一体不可分な県造施設等を事業対象に追加～

- 水管理施設（農業用排水施設に付帯する水位や流量等の管理を総合的に行うシステム）は、ダムや頭首工、用排水路等の農業用排水施設に比べて耐用年数が短い。
- 適切なタイミングで水管理施設の更新整備を行わなければ、農業用排水施設の操作等に支障を来し、農業用水の供給や排水が不安定となり、地域の営農に大きな影響を与え、洪水被害の発生等による人命・財産への被害が発生するおそれもある。
- また、農業用排水施設を適切に保全していくためには、水管理施設の適時適切な更新により、維持管理の効率化・高度化を図っていく必要がある。
- このため、水管理施設の単独整備に係る採択期間を延長（令和12年度まで）するとともに、国造水管理施設と一体不可分な県造水管理施設等についても、一体的に更新することを可能にする。

水管理施設の整備



実施要件

- 受益面積
都道府県：3,000ha
(畑にあっては1,000ha)
- 北海道、沖縄県、奄美群島、離島：1,000ha
- 総事業費：2千万円以上
- 県営造成等の水管理施設を一体的に更新する場合は、国営事業で一体的に行う方が効率的又は経済的であることが明らかである場合に限る。

国の負担割合

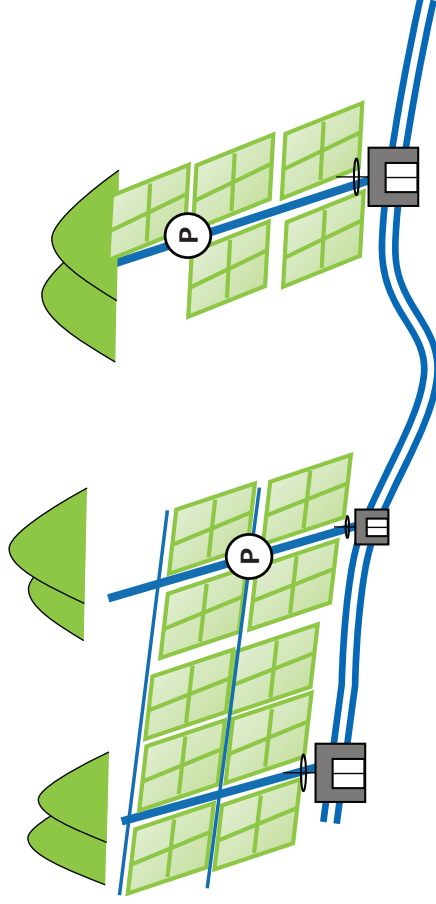
末端支配面積	国の負担割合			
	都道府県	北海道及び離島	田以外	奄美群島
100ha以上 (畑20ha以上)	2/3	75/100	80/100	90/100
100ha未満 (畑20ha未満)	1/2	1/2	80/100	65/100

国営かんがい排水事業（拡充）

～使用されなくなった施設の撤去を事業対象に追加～

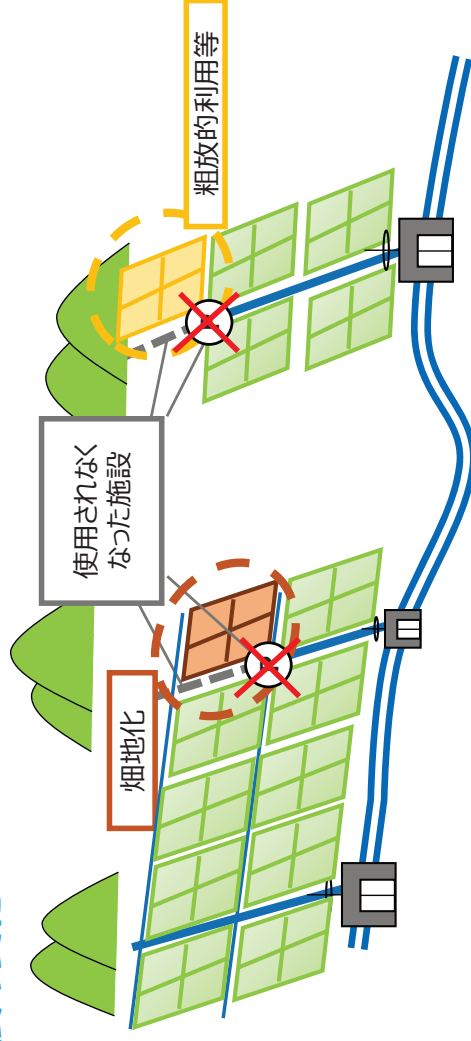
- 農業・農村を取り巻く諸情勢が大きく変化する中で、受益地の減少や畑地化の進展等によって、現在は使用されなくなった施設を更新事業で撤去することが考えられ、今後は、当該ケースが増加していく可能性がある。
- 使用されていない施設が撤去されず放置され、老朽化や自然災害により損壊した場合等には、住民の人命・財産等に影響を及ぼすおそれがあるため、更新事業の実施に合わせて適切に撤去する必要がある。
- このため、現行の事業対象である農業用排水施設の「廃止」の対象施設を拡充し、現在は使用されなくなった施設の撤去が実施できることを明確化することで、適切な更新整備を推進するとともに、災害・事故リスク等の低減を図る。

施設の整備当時



農業用排水施設が整備された当時は、受益地の多くが水田であり、当時の農業用水の需要に応じて、農業用排水施設を整備。

営農の変化



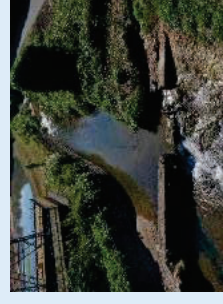
- ・受益地の減少（粗放的利用、農地転用等）、畑地化の進展等により、一部の農業用排水施設が利用されなくなる。
- ・使用されていない施設を放置すると、災害・事故が発生するおそれがあり、適切に撤去する必要がある。



道路にある老朽化した水管橋



パイプライン破損による道路陥没



堰の破損

～重要度及び緊急性の高い施設の畑に係る末端支配面積要件の緩和～

- 老朽化が進行する農業用排水施設の整備については、機能診断、健全度評価、劣化予測等を踏まえ、施設の計画的な更新整備を行うことが重要である。
- 特に、更新整備を行うに当たり、施設の損壊、機能停止等が発生した場合に、住民の人命・財産や地域の経済活動、住民の生活等に大きな影響を及ぼすおそれのある重要施設については、防災上の観点から、適時適切に更新整備を行うことが必要である。
- 近年、老朽化が進む畑地帯における重要施設においても、施設の損壊や機能停止等が生じるおそれが高まっているため、緊急性や畑地帯の立地・水利条件等の特性を踏まえ、末端支配面積要件を100haから20haに緩和し、適時適切な更新整備を推進する。

国営かんがい排水事業（拡充）

～耐震化対策において一体不可分な更新整備が実施できるよう事業対象に追加～

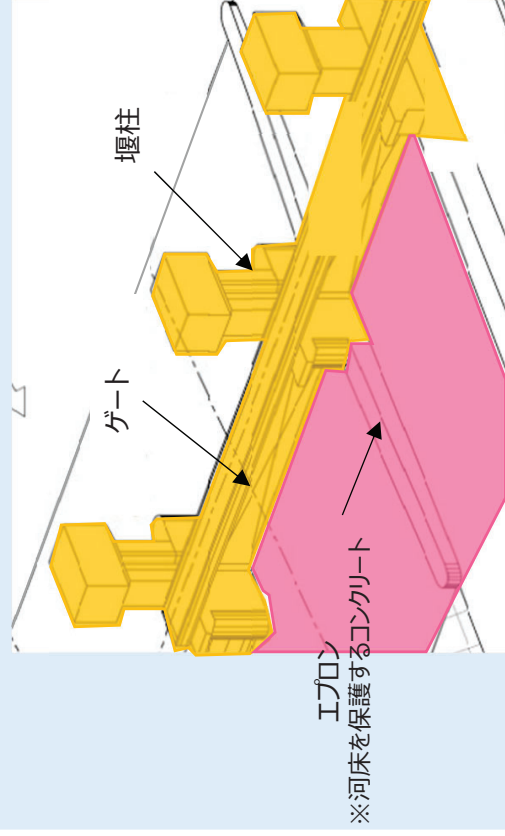
- 農業用水の安定供給や農地の良好な排水条件を確保するため、老朽化した農業用排水施設の更新等を行う際に、防災上重要な施設でありながら耐震性を有していない施設がある場合には、耐震化対策を一体的に行うことが重要。
- 耐震化対策を行うに当たり、対策対象部分と構造上及び機能上、一体不可分な範囲（頭首工等の点的施設及び用排水路の同一水理ユニット）が老朽化している場合、当該部分の機能回復も適切に図らなければ、耐震化対策の効果が発揮されないリスクがある。
- このため、耐震化対策と一体不可分な範囲の更新整備については、耐震化対策として実施できることを明確化し、耐震化対策の効果の確実な発揮を図る。

事業内容

耐震化対策を行う農業用排水施設と構造上及び機能上、一体不可分な範囲の更新整備を**耐震化対策の一環として実施**。

頭首工の例

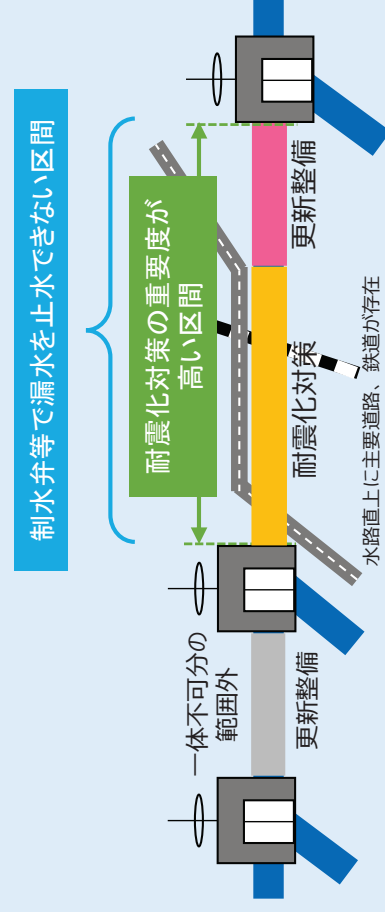
堰柱等の耐震化対策を行う頭首工において、エプロンなど頭首工と一体不可分な範囲の更新整備を実施。



- ：耐震化対策の実施箇所
- ：更新整備の実施箇所（頭首工の構造上及び機能上、一体不可分なもの）

水路の例

耐震化対策の重要度が高い水路区間にあり、かつ、漏水があった場合に制水弁等で止水できない区間にある老朽化した水路の更新整備を実施。



国営農用地再編整備事業＜公共＞

令和8年度予算概算要求額 46,476百万円（前年度 38,957百万円）

＜対策のポイント＞

広域的な農地の大区画化や排水改良を行い、農地集積・集約化を加速するとともに、耕作放棄地の解消・未然防止、生産コスト低減や高収益作物への転換等による産地収益力の向上を図ります。また、国産飼料生産基盤の強化のため、牧草・飼料作物の生産地帯を対象とした基盤整備の促進を図ります。

＜事業目標＞

農業生産基盤整備の実施地区における担い手の米生産コストの労働費削減（6割削減（現状比））

＜事業の内容＞

＜事業イメージ＞

1. 国営緊急農地再編整備事業

- ・基幹事業：区画整理
- ・併せ行う事業：農業用排水施設、農業用道路の整備、暗渠排水、客土、農用地の改良又は保全

【実施要件】 受益面積 400ha以上、耕作放棄地及び耕作放棄のおそれがある農地が一定割合以上 等

2. 国営農地再編整備事業（中山間地域型）

- ・基幹事業：区画整理、開畑、農地保全
- ・併せ行う事業：農業用排水施設
- 【実施要件】 受益面積 400ha以上、中山間地域であること 等

3. 国営農地再編整備事業（次世代農業促進型）

- ・基幹事業：区画整理
- ・併せ行う事業：農業用排水施設、農業用道路の整備、暗渠排水、客土、農用地の改良又は保全

【実施要件】 受益面積 400ha以上、高収益作物の作付面積割合が一定割合以上増加すること 等

4. 国営農地再編整備事業（草地整備型）

- ・基幹事業：区画整理
- ・併せ行う事業：農業用排水施設、農業用道路の整備、暗渠排水、客土、農用地の改良又は保全

【実施要件】 受益面積 1,000ha以上、畜産クラスター計画との連携 等

5. 国営農地再編整備事業（耕畜連携促進型）

- ・基幹事業：区画整理
- ・併せ行う事業：農業用排水施設、農業用道路の整備、暗渠排水、客土、農用地の改良又は保全

【実施要件】 畑作・牧草等の混在地域において、次世代農業促進型と草地整備型のそれぞれの要件を満たすこと 等

※ 米生産の低コスト化に向けた実証

本事業実施地区を対象に、米生産の低コスト化の限界を目指すとともに低コスト化に資する整備手法の確立に向けた実証を行います。

※ 下線部は拡充内容

＜事業実施主体＞ 国（国費率：農林水産省2/3、北海道75% 等）

事業実施前



小区画で不整形な農地

事業実施後



農地の大区画化、耕作放棄地発生の防止

農地の大区画化・排水改良等

- 農地の大区画化や排水改良（地下かんがいシステムの導入等）を実施



農地の大区画化、排水改良

産地収益力の向上等

- 自動走行農機等に対応した農地整備により、自動走行農機等の省力化技術の導入を促進。

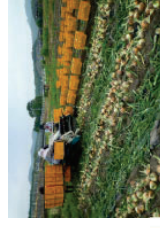


農機の旋回を容易にし、作業効率を向上させるターンの農道の整備



排水路（埋設管）
用水路（埋設管）
営農作業上の障害を除去する排水路の管路化

- 高収益作物への転換を促進



たまねぎの生産拡大



キャベツの生産拡大

【お問い合わせ先】 農村振興局農地資源課（03-6744-2207）

国営農用地再編整備事業（拡充）

～「低コスト化実証事業」の創設～

- 基幹的農業従事者の大幅な減少が見込まれる中においても、需要に応じた生産を推進し、主食である米の需給と価格の安定を図るために、米の生産コストを抜本的に低減させることが重要である。
- そのため、大区画化等のスマート農業に対応した基盤整備を実施する国営農用地再編整備事業実施地区において、地域の実情に応じて多収性品種の導入等の営農上の先進技術を組み合わせることにより、米生産の低コスト化の限界を目指す農地整備等のモデル実証を行い、得られた知見の全国展開を目指す。

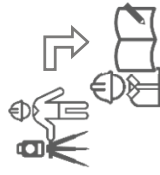
実証事業の内容

- 先進技術導入のための基盤整備（3つ以上取り組む）
 - ・ 巨大区画化（おおむね3ha以上）
 - ・ 畦畔整備（畦畔の草刈の省力化）
 - ・ 進入路整備（自動走行農機の導入のための進入路の整備）
 - ・ ほ場内農道整備（自動走行農機及びドローンの導入のためのほ場内農道の整備）
 - ・ パイプライン化（地下かんがいシステムの整備）
 - ・ 水管理システム導入（ICTを活用したほ場水管理システム）
 - ・ 情報通信環境整備
 - ・ スマート農機の活用（生産方式革新実施計画の認定）等
- 低コスト化に資する先進技術（1つ以上取り組む）
 - ・ 多収性品種（あきだわら、たちはるか、にじのきらめき等）
 - ・ 直播栽培（湛水直播、乾田直播）
 - ・ 再生二期作 等

※ 実施するための掛かり増し経費分が対象

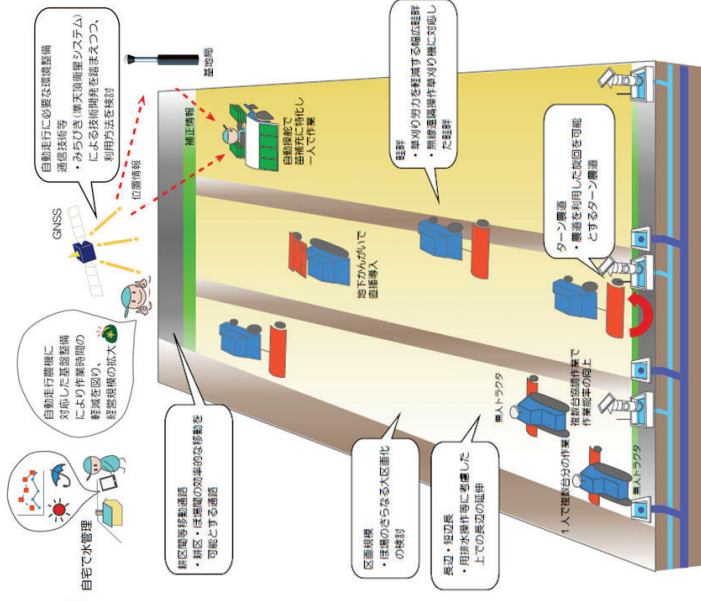
調査・検討

実証結果を基に、手法の調査・検討を行い、農地整備手法等の確立・体系化を図ることで、手法の一般化から全国への普及・拡大を目指す。



イメージ

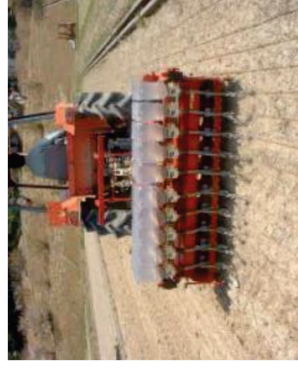
● 先進技術導入のための基盤整備



● 低コスト化に資する先進技術



多収性品種の導入



乾田直播

実施要件等

- ・ 国営農用地再編整備事業の実施地区であること
- ・ 低コスト化に係る計画を策定すること
- ・ 事業実施期間：令和8年度から令和12年度まで
- ・ 国費率：10/10（総事業費の2%に相当する額を上限）

実施主体

国

公共事業防災総合窓口

令和8年度予算概算要求額 29,598百万円 (前年度 24,798百万円)

＜対策のポイント＞

自然的・社会的な状況の変化に起因した農地・農業用排水施設の機能低下や災害発生のおそれが生じている地域において、農業用排水施設等を整備し、施設の機能回復や災害の未然防止を図ります。

△標準事業▽

- 防災対策を実施した地区の農業生産活動の維持と農業経営の安定化
- 防災対策の優先度の高い防災重点農業用ため池における防災工事の完了率（83%以上）[令和12年度まで]

△ 臨 江 表 裏 之 勢

1. **農業用排水施設の機能回復**
浸水被害や水質汚濁、地盤沈下による障害等に対応し、施設の機能回復や災害の未然防止を図るため、ダム、頭首工、幹線用排水路、排水機場等の整備を行います。
2. **農業用排水施設の豪雨災害対策**
豪雨による被害が発生した地域において、計画基準降雨の見直しを行い、必要な排水能力を有しない排水機場、排水路等の機能向上を行います。
3. **農業用排水施設の耐震化対策**
大規模地震災害の発生に備え、必要な耐震性能を有していない大規模農業用排水施設の耐震化対策（耐震化と一体不可分な範囲で行う補修又は更新を含む）を推進します。
4. **防災重点農業用ため池の防災工事**〔令和12年度まで〕
ため池工事特措法の期間内における防災重点農業用ため池の防災工事を加速化するため、決壊した場合の影響が大きい防災重点農業用ため池の豪雨災害対策、耐震化対策及び劣化対策を行います。
(国営土地改良事業と一体的に行うメニューを新たに追加します。)

【実施要件】

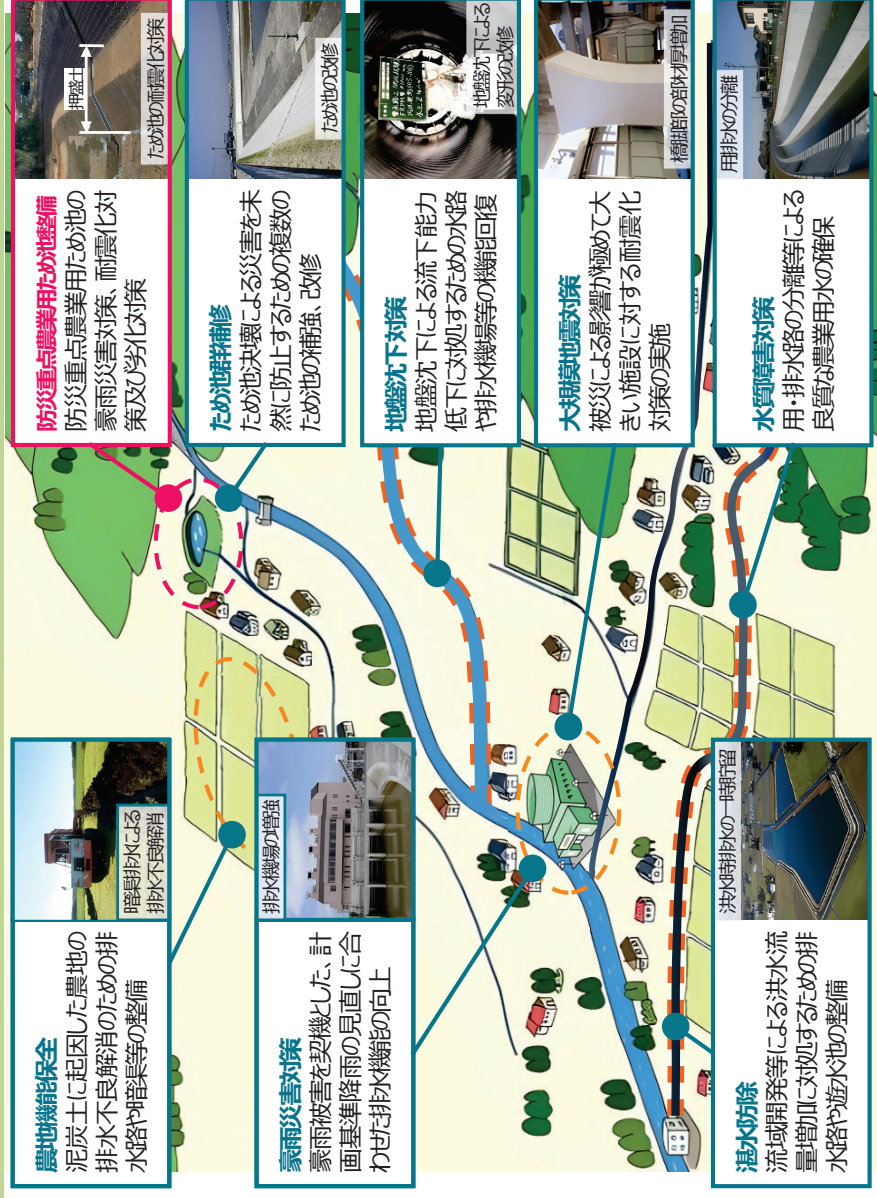
- 1～3の事業 受益面積3,000ha以上、末端支配面積300ha（畑については100ha）以上 受益面積300ha以上、貯水量5,000m³以上
- 4の事業 等

事業実施主体

国(国費率：農林水産省2/3、北海道75%)

※下線部は拡充事項

業事



※赤枠部は拡充事項関係

[お問い合わせ先] 農村振興局防災課 (03-3502-6430)

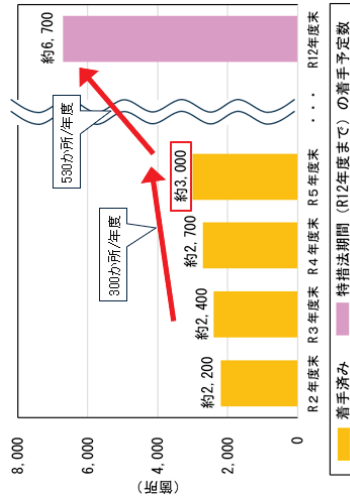
「防災重点農業用ため池緊急整備加速化対策」の創設によるため池の防災工事の加速化～

- 「防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法」（以下「特措法」という。）に基づき、防災重点農業用ため池（以下「防重ため池」という。）に係る防災工事を集中的かつ計画的に推進しているところ。
- 特措法施行後5年が経過し、防重ため池の防災工事を一層加速化させるため、国営土地改良事業と一体的に行う「防災重点農業用ため池緊急整備加速化対策」を創設。

帳簿

- 特措法施行後 5 年が経過し、一定数の防重ため池は対策が進んでいるものの、防災工事が必要と判明している防重ため池は依然として多数存在し、特措法期間内における防災工事の加速化を図る必要。

＜防災工事の進捗状況（令和6年3月末時点）＞



- また、改正土地改良法（令和7年4月施行）において「水士里ビジョン[※]」の仕組みが設けられ、今後、地域が一体となって保全すべきものとしてビジョンに農業用ため池も位置付けられることが想定される。
- 国営事業実施中の地区に存在する防重ため池には、国営事業の施設と地域や水系上の関連性があるものとしてビジョンに位置付けられるもの、国営事業の施設に被害を及ぼし得るもの等もあることから、国営事業と一体的に防災工事を行い、国営事業の効果発現に万全を期すとともに、都道府県主体の防災工事の推進を補完・促進していく必要。

(※)「連携管理保全計画」(通称「水士里ビジョン」)：
土地改良区や市町村等の関係者が共同して、将来の地域の農業水利
施設等の保全体制を構築する仕組み

2 拡充内容（防災重点農業ため池緊急整備加速化対策の創設）

国営事業実施中（予定）の地区内に位置する防重ため池について、当該国営事業と一体的に当該ため池の防災工事を実施する「防災重点農業用ため池緊急整備加速化対策」を創設し、当該国営事業により整備される農用地及び農業用施設の災害を防止。

＜実施要件＞

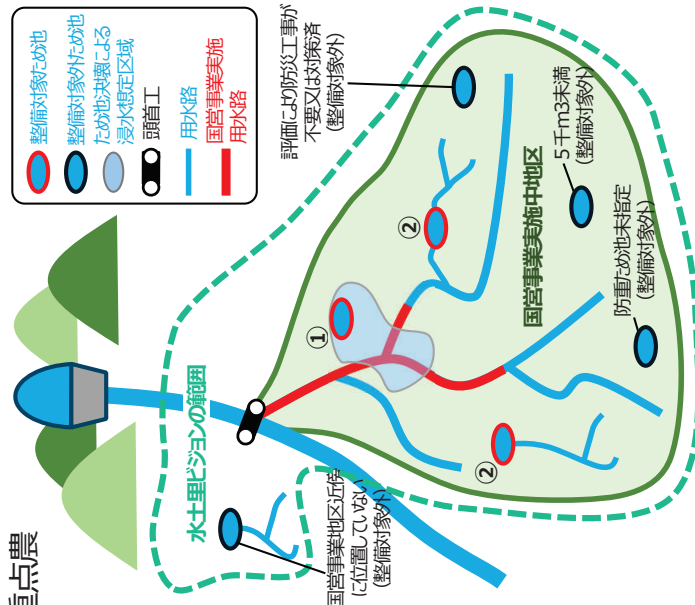
国営事業実施中（予定）の地区内に位置する防災重点農業用ため池であって、次のア～エをすべて満たすこと

- ア 貯水容量が5千m³以上であること
- イ 防災工事を緊急的に実施する必要があること※1
- ウ 国営造成施設等とともに水土里ビジョンに位置付けられること
- エ 当該ため池が当該国営事業と一体的に防災工事を行う必要があること※2

- ※1 浸水区域に防災拠点施設・緊急輸送道路があるもの、又は周辺区域の居住者等に甚大な被害を及ぼすおそれがあるとして事象が特に必要と認めるもの
- ※2 当該国営事業と一体的に防災工事を行う必要があるとは、以下のいずれかに該当すること

- ① 決壊等が生じた場合、当該国営事業地区内の国営造成施設等に被害を及ぼすおそれがあること
- ② 当該国営事業の用水計画に水原として見込まれる、又は、受益地内に補給水を供給しており、その機能を安定的に発揮するために保全する必要があること

今日文藝復興



実施 根拠	土地改良法 第87条の4 (急施の防災事業)	国費率	受益面積300ha以上：2/3 受益面積300ha未満：55%	事業 実施 期間	令和8年度～ 令和12年度事業着手まで (特措法期間内)

防災情報ネットワーク事業<公共>

令和8年度予算概算要求額 1,218百万円（前年度 1,169百万円）

※この他にデジタル庁計上の非公共予算（令和8年度予算概算要求額16,148百万円の内数）がある

<対策のポイント>

迅速かつ的確な防災情報の収集、災害対応等を行うため、国営造成土地改良施設防災情報ネットワークの整備とため池防災支援システムの保守運用を行うとともに、非常時対策として必要な災害応急用ポンプ等の整備等を行います。

<事業目標>

防災対策を実施した地区の農業生産活動の維持と農業経営の安定化

<事業の内容>

1. 国営造成土地改良施設防災情報ネットワークの整備等
国営造成土地改良施設の観測情報、気象情報等の防災情報の迅速な収集、伝達、蓄積及び分析整理を行うために必要な防災情報ネットワーク設備の整備、保守運用を行います。
2. ため池防災支援システムの保守運用
国、県、市町村、ため池管理者等の関係者が、災害時にため池の被災情報を迅速に共有し、国による的確な支援や緊急時の効率的な点検の実施等に必要「ため池防災支援システム」の保守運用を行います。

3. 非常時対策

国が策定した非常時対応のための行動計画に基づく災害応急用ポンプ等の運搬、運転、点検、整備、保守を実施します。

<事業実施主体>

国（国費率：10/10）

<事業イメージ>



【お問い合わせ先】（1，2の事業） 農村振興局防災課（03-6744-2210）
（3の事業） 設計課（03-3502-6094）

直轄地すべり対策事業<公共>

令和8年度予算概算要求額 500百万円（前年度 720百万円）

<対策のポイント>

農地・農業用施設や人家、公共施設などを地すべりから守り、国土の安全や安全で快適な生活環境の実現に貢献するため、地すべり防止区域内の地すべり防止工事を推進します。

<事業目標>

防災対策を実施した地区の農業生産活動の維持と農業経営の安定化

<事業の内容>

地すべりによる被害を除去・軽減するため、地表水・地下水の排除、土留工、土留工、侵食防止工等の地すべり防止工事を実施します。

【実施要件】

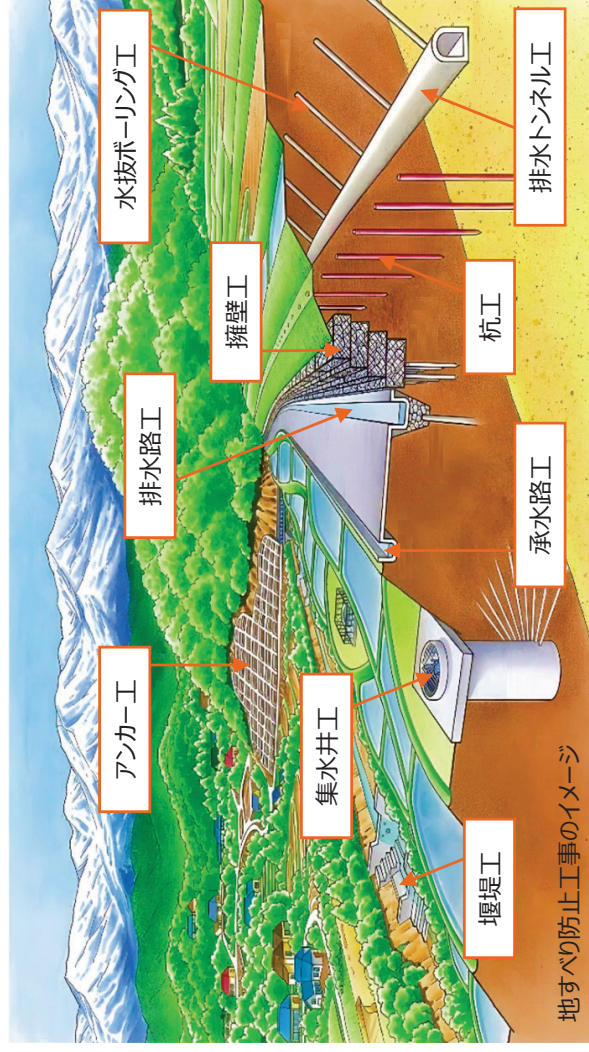
- ・ 規模が著しく大きいもの（おおむね50億円以上）
- ・ 高度の技術が必要とするもの
- ・ 高度の機械力を使用して実施する必要があるもの
- ・ 都道府県の区域の境界にかかるもの

※ 地すべりとは、急傾斜地の崩壊とは異なり、地下水等に起因して土地の一部がずべる現象のこと。

<事業実施主体>

国（国費率：2/3）

<事業イメージ>



【お問い合わせ先】 農村振興局防災課（03-3502-6430）

水資源開発事業＜公共＞

令和8年度予算概算要求額 10,087百万円（前年度 8,500百万円）

＜対策のポイント＞

利根川・荒川等の水資源開発水系において、農業用水の確保・安定供給を図るため、農業水利施設の整備・管理を支援します。

＜事業目標＞

農業水利施設の機能が保全され、農業用水が安定的に供給されている農地面積の割合（100%を維持）

＜事業の内容＞

農業用水の安定的な供給のため、水資源開発水系において、水資源開発基本計画に基づき以下の事業を実施します。

1 水資源機構かんがい排水事業

水資源の開発又は利用のための施設の新築又は改築を行います。また、不測の事態に対する施設の機能保全対策、改築と一体的に実施する耐震対策、治水協定ダムの利水機能の確保及び洪水調節機能の強化を行います。（使用されなくなった施設の撤去を事業対象に追加）

2 農地防災事業

自然的・社会的状況の変化に対し災害の未然防止等を図るため、水資源の開発又は利用のための施設の耐震化、地盤沈下等への対策を行います。

3 水資源機構かんがい排水事業造成施設管理

水資源機構が造成した施設等のうち、基幹的施設の運転操作、施設の機能診断等、施設の適正な管理を行います。

4 事業計画等検討調査

地域の農業構造や営農形態等の変化を踏まえた事業実施計画を作成するための調査を実施します。（区分地上権等の更新設定を含む。）

＜事業の流れ＞

2/3等



独立行政法人
水資源機構

※下線部は拡充内容

○施設の改築



管路における漏水事故 PC管の劣化

○施設の適正な管理



監視・操作



管水路の改築（イメージ）



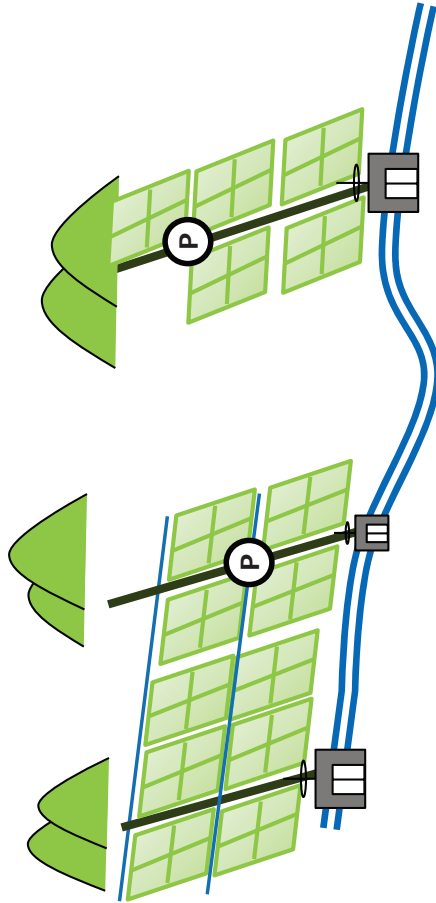
管水路の機能診断

水資源開発事業（拡充）

～使用されなくなった施設の撤去を事業対象に追加～

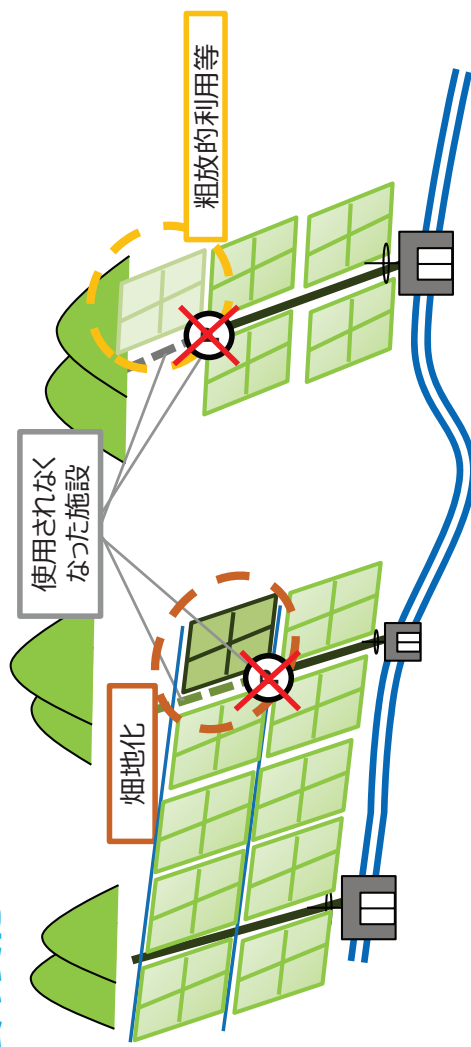
- 農業・農村を取り巻く諸情勢が大きく変化する中で、受益地の減少や畑地化の進展等によって、現在は使用されなくなった施設を更新事業で撤去することが考えられ、今後は、当該ケースが増加していく可能性がある。
- 使用されていない施設が撤去されず放置され、老朽化や自然災害により損壊した場合等には、住民の人命・財産等に影響を及ぼすおそれがあるため、更新事業の実施に合わせて適切に撤去する必要がある。
- このため、現行の事業対象である農業用排水施設の「廃止」の対象施設を拡充し、現在は使用されなくなった施設の撤去が実施できることを明確化することで、適切な更新整備を推進するとともに、災害・事故リスク等の低減を図る。

施設の整備当時



農業用排水施設が整備された当時は、受益地の多くが水田であり、当時の農業用水の需要に応じて、農業用排水施設を整備。

営農の変化



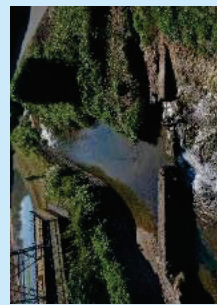
・受益地の減少（粗放的利用、農地転用等）、畑地化の進展等により、一部の農業用排水施設が利用されなくなる。
 ・使用されていない施設を放置すると、災害・事故が発生するおそれがあり、適切に撤去する必要がある。



道路にある老朽化した水管橋



パイプライン破損による道路陥没



堰の破損

＜対策のポイント＞

農業競争力強化を図るため、農地中間管理機構等とも連携し、農地の大区画化や汎用化、農業水利施設の更新・長寿命化等を行い、担い手への農地集積・集約化や高収益作物への転換、水利用の効率化、水管理の省力化等を推進します。

＜政策目標＞

- 農業生産基盤整備の実施地区における担い手の米生産コストの労働費削減（6割削減（現状比））
- 農業水利施設の機能が保全され、農業用水が安定的に供給されている農地面積の割合（100%を維持）

＜事業の全体像＞

1. 農業競争力強化農地整備事業

農地中間管理機構等による担い手への農地集積・集約化や、生産効率の向上、高収益作物への転換等を図る農地の大区画化・汎用化など、農地の整備を推進します。

2. 農地中間管理機構関連農地整備事業

農地中間管理機構が借り入れている農地等で、農業者の申請・同意・費用負担によらずに行う基盤整備を支援します。

3. 水利施設整備事業

農業水利施設の適切な更新・長寿命化対策に加え、パイプライン・ICT活用等により水利用の効率化、水管理の省力化を図ります。

4. 畑地帯総合整備事業

畑地のかんがい施設整備や区画整理、水田地帯における畑作物・園芸作物を導入した営農体系への転換のための汎用化・畑地化など、畑地・樹園地の高機能化を推進します。

＜事業の流れ＞



農業競争力強化を図るための基盤整備

農地の整備		農業水利施設の整備	
	暗渠の整備による水田の汎用化		頭首工の改修
	圃場の大区画化		水路のパイプライン化
	畦畔除去による区画拡大		小水力発電施設の設置
	畑地の区画整理及びかんがい施設の整備		ゲートの自動化

【お問い合わせ先】

（1、2の事業）

農村振興局農地資源課

（03-6744-2208）

（3、4の事業）

水資源課

（03-3502-6246）

＜対策のポイント＞

農地中間管理機構等による担い手への農地集積・集約化や、生産効率の向上、高収益作物への転換を図る農地の大区画化・汎用化など、農地の整備を推進します。

＜事業目標＞

農業生産基盤整備の実施地区における担い手の米生産コストの労働費削減（6割削減（現状比））

＜事業の内容＞

1. 農地整備事業

地域農業の展開方向、生産基盤の状況等を踏まえつつ、必要な生産基盤及び営農環境の整備と経営体の育成を一体的に実施

2. 実施計画等策定事業

農地整備事業の実施に必要な実施計画や換地計画を策定

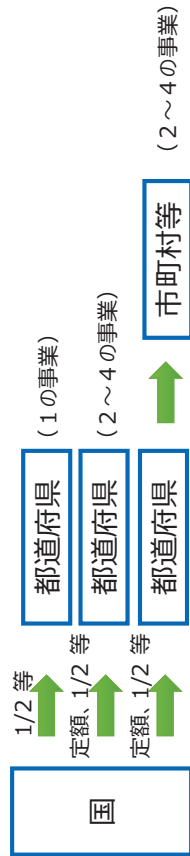
3. 草地畜産基盤整備事業

草地に立脚した畜産経営の展開に必要なとなる草地の基盤整備等を実施

4. 農業基盤整備促進事業

畦畔除去、暗渠排水等、地域の実情に応じたきめ細かな農地の整備を実施

＜事業の流れ＞



【お問い合わせ先】

(1、2、4の事業)

農村振興局農地資源課

(03-6744-2208)

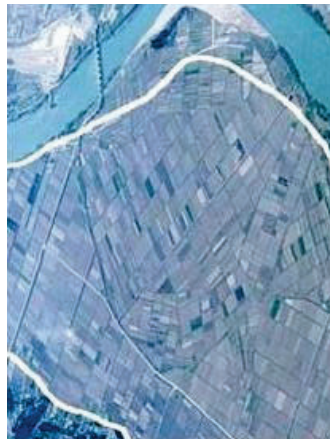
(3の事業)

畜産局飼料課

(03-6744-2399)

＜事業イメージ＞

地域全体の一体的な農地整備によって、労働・土地生産性が向上し、併せて担い手への農地集積や高収益作物の導入を図ることで、競争力ある農業の実現に寄与します。



(事業前) 小規模で不整形な農地



(事業後) 大区画化・整形した農地



暗渠の整備により水田の汎用性の向上を図り、収益性の高い作物の作付を可能にします。

- 我が国農業の競争力を強化するためには、担い手への農地集積・集約化や生産効率の向上、高収益作物への転換等を推進することにより、農業の構造改革を図ることが不可欠。
- 大区画化・汎用化等の農地整備については、農地中間管理機構とも連携して推進。

1. 事業内容

※ 下線部は拡充内容

① 農地整備事業

工 種：区画整理、暗渠排水、土層改良※、農業用排水施設整備、情報通信環境整備 等

※ バイオ炭を使用することが可能

附帯事業：農地集積促進事業 等

【限度額：事業費の12.5%】

② 実施計画等策定事業

工 種：計画策定 等（2年以内 等）

※ 中山間地域の地区、水田農業高収益化推進計画関連地区、輸出事業計画関連地区、フロッグシップ輸出産地関連地区、スマート農業に取り組む地区、最大4年

※ 水田農業高収益化推進計画関連地区、輸出事業計画関連地区、フロッグシップ輸出産地関連地区、スマート農業に取り組む地区、大区画化や畦畔拡張、水路の管路化等の保全管理の省力化整備計画を策定する地区の場合、定額助成（令和11年度採択分まで（水田農業高収益化地区は令和8年度採択分まで、省力化整備地区は令和12年度採択分まで））

※ 財産管理制度の活用に必要な経費を支援可能

※ 荒廃ハウス等の支障物の撤去等に要する経費を支援可能

農地整備事業

効率的かつ安定的な農業経営を確保するため、地域農業の展開方向、生産基盤の状況等を勘案し、必要な生産基盤及び営農環境の整備と経営体の育成・支援を一体的に実施

農地集積促進事業（促進費）

事業実施後の農地の集積・集約化の実績に応じて、事業費の5.5%～12.5%を交付

・事業実施主体：都道府県、市町村、土地改良区
・助成割合

集積率	助成割合	集約化加算
85%以上	8.5%	+4.0%（計12.5%）
75～85%	7.5%	+3.0%（計10.5%）
65～75%	6.5%	+2.0%（計8.5%）
55～65%	5.5%	+1.0%（計6.5%）

※ 集約化加算：担い手に集積する農地の80%以上を集約化（面的集積）する場合

※ 国費負担割合は50%等

農業構造転換集中対策費

1 ha以上の大区画化の整備割合等に応じて、事業費の一部を定額支援

・事業実施主体：都道府県
・助成割合

補助率	定額	定額
	事業費の6.25% （中山間地域：3.75%）	事業費の12.5% （中山間地域：7.5%）
要件	1 ha以上の大区画が 地区内の1/2以上 （中山間地域：労働費 削減20%でも可） 等	1 ha以上の大区画が 地区内の2/3以上 （中山間地域：労働費 削減40%でも可） 等

※ 水利施設整備事業、中山間地域農業農村総合整備事業（中山間NN）においても同様に拡充（中山間NNにあっては事業費1%又は2%）



<整備前>



<整備後>

大区画化による
農作業効率の向上

タマネギ

水稻



暗渠排水整備による
水田の汎用性の向上

2. 実施主体

都道府県 等

3. 実施要件

受益面積20ha以上（中山間地域等においては10ha以上※） 等

※ 中山間地域等においては、事業実施区域内の全農地について、地域計画の目標地図上で

受け手が位置付けられている場合、受益面積要件は5ha以上

補助率：50% 等

草地畜産基盤整備事業

- 草地に立脚した力強い畜産経営の展開を図るため、国産飼料の生産拡大や畜産主産地の形成に資する**基盤整備を推進**。
- 大型機械による効率的な飼料生産を推進するため、**傾斜の緩和や排水不良の草地整備**を実施。

1. 事業内容

① 土地利用型畜産体系の確立を図る草地の整備(草地整備型)

- ・道営草地整備事業
事業実施主体：北海道
採択要件：受益面積500ha以上 等
- ・公共牧場整備事業
事業実施主体：都道府県
採択要件：受益面積60ha以上 等

② 草地の担い手への土地利用集積や担い手を主体とした再編整備(畜産担い手総合整備型)

- 事業実施主体：都道府県、事業指定法人
- ・飼料基盤集積整備事業
採択要件：受益面積200ha以上 等
- ・再編整備事業
採択要件：受益面積30ha以上 等

③ 地域の実情に応じた草地の整備(草地整備利用促進事業)

- 事業実施主体：都道府県、市町村、事業指定法人、農業協同組合、農業協同組合連合会
- 採 択 要 件：事業費200万円以上、受益面積7ha以上、受益者2者以上 等

事業実施計画策定の補助対象事業費上限額（1,000万円）

を撤廃

※下線部は拡充

2. 主な工種

草地の区画整理、起伏・勾配修正、暗渠排水 等

飼料生産の基盤整備



補助率：50% 等

【お問い合わせ先】 畜産局飼料課 (03-6744-2399)

農業基盤整備促進事業

- 農業の競争力を強化するためには、**農地の大区画化・汎用化**等の基盤整備により、担い手への農地集積・集約化や農業の高付加価値化等を図ることが重要。
- その際、既に区画が整備されている圃場での簡易な整備については、**農業者の自力施工**を活用し、安価かつ迅速に実施することが有効。
- このため、**農地中間管理機構**とも連携しつつ、「田んぼダム」の取組や病害虫対策等を含め、**地域の実情に応じた農地のきめ細かな整備**を推進。

1. 事業内容

①きめ細かな基盤整備（定率助成）

・基盤整備
暗渠排水、土層改良、区画整理、農作業道、農業用排水施設、農用地の保全

※土層改良にバイオ炭を使用することが可能

・調査調整
権利関係、農家意向、農地集積、基盤整備等に関する調査・調整

・指導
指導・助言活動、施工実態の把握、外部監査等

・補助率：50%等

③水田貯留機能向上支援（定額助成）

・水田貯留機能向上に向けた地元調整に関する調査・調整活動を支援

2. 実施要件

- ① 農業競争力強化に向けた取組を行う地域
- ② 総事業費200万円以上
- ③ 受益者数2者以上
- ④ 受益面積5ha以上

3. 実施主体

都道府県、市町村、土地改良区、
農業協同組合、農地中間管理機構等

②自力施工を活用した簡易な整備（定額助成）

※ 助成単価は現場条件等に応じた標準的な工事費の1/2相当

主な事業種類	条件	助成単価※ 【主なもの】	備考
田(畑)の 区画拡大	高低差10cm超 表土扱い有	25万円/10a (42万円/10a)	() は水路変更（管 水路化等）を伴う場合
	高低差10cm以下 表土扱い無	6万円/10a (22万5千円/10a)	
	畦畔除去のみ	3万5千円/100m	
暗渠排水	バックホウ	19万円/10a	助成単価の加算 ○ 地下かんがい導入 + 3万円/10a ○ 実施設計(外注) + 1万5千円/10a
	トレンチャ	12万円/10a	
	掘削同時埋設	10万5千円/10a	
湧水処理	バックホウ	20万5千円/100m	
末端 畑かん施設		18万5千円/10a (29万円/10a)	() は樹園地の場合
客土	層厚10cm以上	26万円/10a	
除礫	深度30cm以上	23万5千円/10a	



区画拡大前



畦畔除去



区画拡大後

加算措置：担い手に集約化（面的集積）する農地については、助成単価の2割を加算

農地中間管理機構関連農地整備事業＜公共＞

令和8年度予算概算要求額 80,339百万円（前年度 67,763百万円）の内数

＜対策のポイント＞

農地中間管理機構への貸出しが増加する中、担い手は整備されていない農地を借り受けず、農地の出し手は基盤整備を行う用意がないため、担い手への農地集積が進まないおそれがあることから、**機構が借り入れている農地等で、農業者の申請・同意・費用負担の申請・同意・費用負担によらずに行う基盤整備**を支援します。

＜事業目標＞

農業生産基盤整備の実施地区における担い手の米生産コストの労働費削減（6割以上（現状比））

＜事業の内容＞

1. 農地整備事業 ※ 下線部は拡充内容

一般型：区画整理、暗渠排水、客土、農業用排水施設、情報通信環境整備等
省力化整備型：基盤整備済地区における畦畔幅や法面の緩傾斜化等の省力化整備

2. 実施計画等策定事業 農地整備事業の実施に必要な実施計画や換地計画を策定

【実施要件】

＜共通＞

農地中間管理機構等：事業施行地域内農用地の全てで①～③のいずれかを満たすこと

- ①機構が農地中間管理権を有する農地
- ②機構が農業経営又は農作業の委託を受けている農地
- ③機構が所有する農地

受益面積：10ha以上（中山間地域、事業主体が市町村の場合は5ha以上）

農地中間管理機構等の期間：事業計画の公告日から15年以上あること

＜一般型＞

集団化等：全ての事業施行地域内農用地が担い手に集積され、事業完了後5年以内に8割以上を担い手に集団化

収益性の向上：事業完了後5年以内（果樹等は10年以内）に販売額20%以上向上又は生産コスト20%以上削減※等

※ 生産コスト削減の場合は、20%以上削減に加え、米の生産コストが9,500円/60kg以下、地区全体の面積の1/2以上が1ha以上の区画であること、高収益作物の生産額がおおむね10%以上増加等、麦・大豆等へ3割転換のいずれかを満たすこと

＜省力化整備型＞

対象：中山間地域等のうち過去の整備により一般型要件を達成している地区

集団化等：未集団化又は未集約化農地の8割以上を集団化又は集約化

保全管理コスト：20%以上削減

＜事業の流れ＞

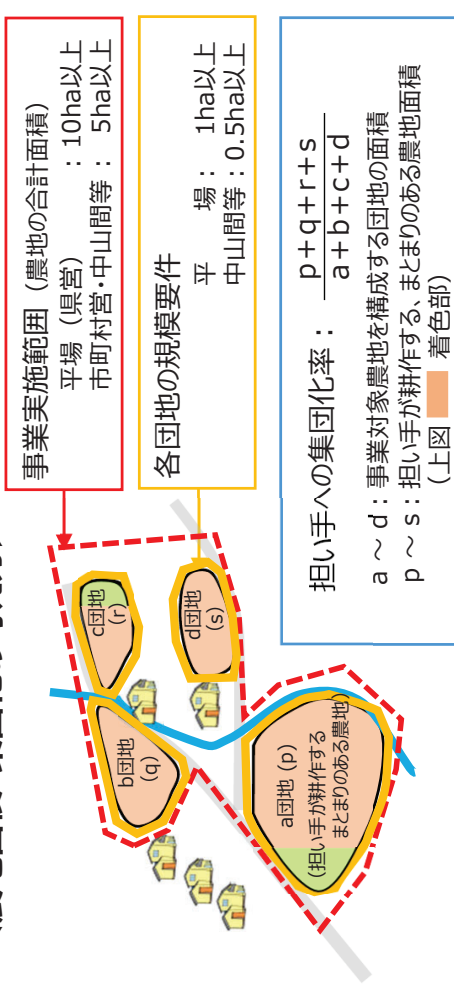


＜事業イメージ＞

機構が借り受けている、まとまりのある農地等を対象に区画整理等を実施（機構を通じて、担い手は利用しやすい農地を長期・安定的に借り受けることが可能）



＜農地面積・集団化の考え方＞



【お問い合わせ先】 農村振興局農地資源課（03-6744-2208）

農業競争力強化基盤整備事業のうち
水利施設整備事業＜公共＞

令和8年度予算概算要求額 80,339百万円（前年度 67,763百万円）の内数

＜対策のポイント＞

農業水利施設の適切な更新・長寿命化対策に加え、パイプライン化・ICT活用等により水利利用の効率化、水管理の省力化を推進します。

＜事業目標＞

農業水利施設の機能が保全され、農業用水が安定的に供給されている農地面積の割合（100%を維持）

＜事業の内容＞

＜事業イメージ＞

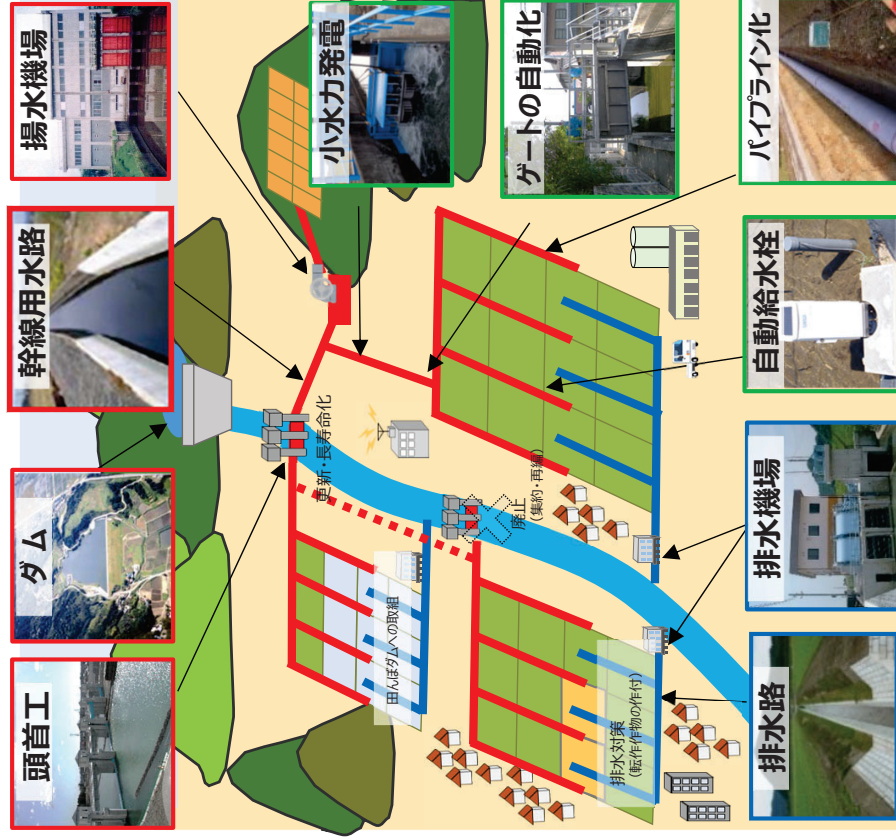
- 1 基幹的な農業水利施設等(ダム、頭首工、用排水機場、幹線用排水路等)の整備**
地域の営農方針に応じて農業水利施設の新設、廃止又は変更を実施します。
- 2 基幹的な農業水利施設等の長寿命化対策や施設の集約・再編**
機能保全計画に基づき、農業水利施設の更新・長寿命化対策や集約・再編を実施します。
- 3 流域治水対策の推進**
流域治水プロジェクト等に位置付けられた農業水利施設の整備（治水協定ダム、頭首工、排水施設、水位計等の水管理システム※、田んぼダム地区の用排水施設の整備等）を実施します。
※河川管理者への情報提供機器の整備を定額支援（令和12年度まで）
- 4 脱炭素化の推進**
小水力発電施設の導入や用排水機の省エネ化等を加速して脱炭素化を推進します。
【附帯事業】省エネ化の取組によるエネルギー消費効率の改善に対する促進費を交付（令和11年度まで）
- 5 農地の集積・集約等を促進するための水利システムの確立**
①担い手への農地集積を促進するための農業水利施設の整備、農地の大区画化等を実施します。
②作付転換に伴う農業水利施設の集約・再編等を実施します。
③転作作物を導入した営農に必要な排水施設の整備等を実施します。
【附帯事業】中心経営体への農地集積・集約に応じた促進費、農業構造転換集中対策費、作付転換に対する促進費を交付
- 6 管理の省力化・低コスト化に資する簡易な農業水利施設の整備**
ゲート・分水路の自動化など、管理の省力化等に資する簡易な整備を実施します。
- 7 施設を効率的に整備・活用するための調査・実施計画策定等**
水利利用の調整や施設計画・機能保全計画の策定（令和11年度まで）、道路下・大口径パイプラインの詳細調査（事故の兆候が認められた場合には緊急防災等工事計画を策定）（令和12年度まで）を実施します。

＜事業の流れ＞1/2、定額等



※下線部分は拡充内容

【お問い合わせ先】 農村振興局水資源課（03-3502-6246）



畑地帯総合整備事業＜公共＞

令和8年度予算概算要求額 80,339百万円（前年度 67,763百万円）の内数

＜対策のポイント＞

畑地のかんがい施設整備や区画整理、水田地帯における畑作物・園芸作物を導入した営農体系への転換のための汎用化・畑地化など、畑地・樹園地の高機能化を推進します。

＜事業目標＞

農業水利施設の機能が保全され、農業用水が安定的に供給されている農地面積の割合（100%を維持）

＜事業の内容＞

- 1 畑作経営の体質強化に必要な畑地かんがい等の生産基盤や営農環境の総合的な整備
畑作地帯における畑地かんがい施設の整備や区画整理、農道整備等による総合的な基盤整備を実施
〔営農用水施設や土層改良、水管理施設の整備等は単独でも実施可能〕

【附帯事業】

中心経営体への農地集積・集約に応じた促進費を交付
高収益作物の導入面積割合に応じた促進費を交付

【実施要件】 受益面積20ha（畑地帯総合整備中山間地域型は10ha）以上
（樹園地については受益面積5ha以上※（0.5ha以上の団地の合計））等

※ 優良品種・品目の導入に取り組み場合

- 2 水田地帯における畑作物・園芸作物の導入・定着に向けた汎用化・畑地化のための整備

パイプライン化や排水改良等による水田の汎用化・畑地化等の基盤整備を実施

【附帯事業】

高収益作物の導入面積割合に応じた促進費を交付 等

【実施要件】 受益面積20ha（中山間地域等 10ha）以上

（事業実施区域の5割以上で畑作物・園芸作物を作付けする場合は5ha以上） 等

- 3 実施計画策定事業

事業の実施に必要な実施計画や換地計画の策定のための調査・調整等（令和12年度まで）

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞



【お問い合わせ先】 農村振興局水資源課（03-3502-6246）

農村地域防災減災事業＜公共＞

令和8年度予算概算要求額 45,056百万円（前年度 38,086百万円）

＜対策のポイント＞

地震・集中豪雨等による災害を防止し、農村地域の防災力の向上を図るための総合的な防災・減災対策を推進します。

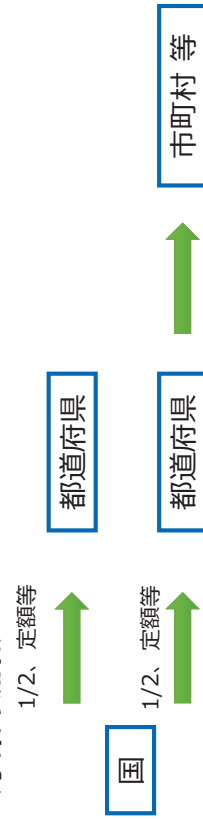
＜政策目標＞

- 防災対策を実施した地区の農業生産活動の維持と農業経営の安定化
- 防災対策の優先度の高い防災重点農業用ため池における防災工事の完了率（83%以上）〔令和12年度まで〕

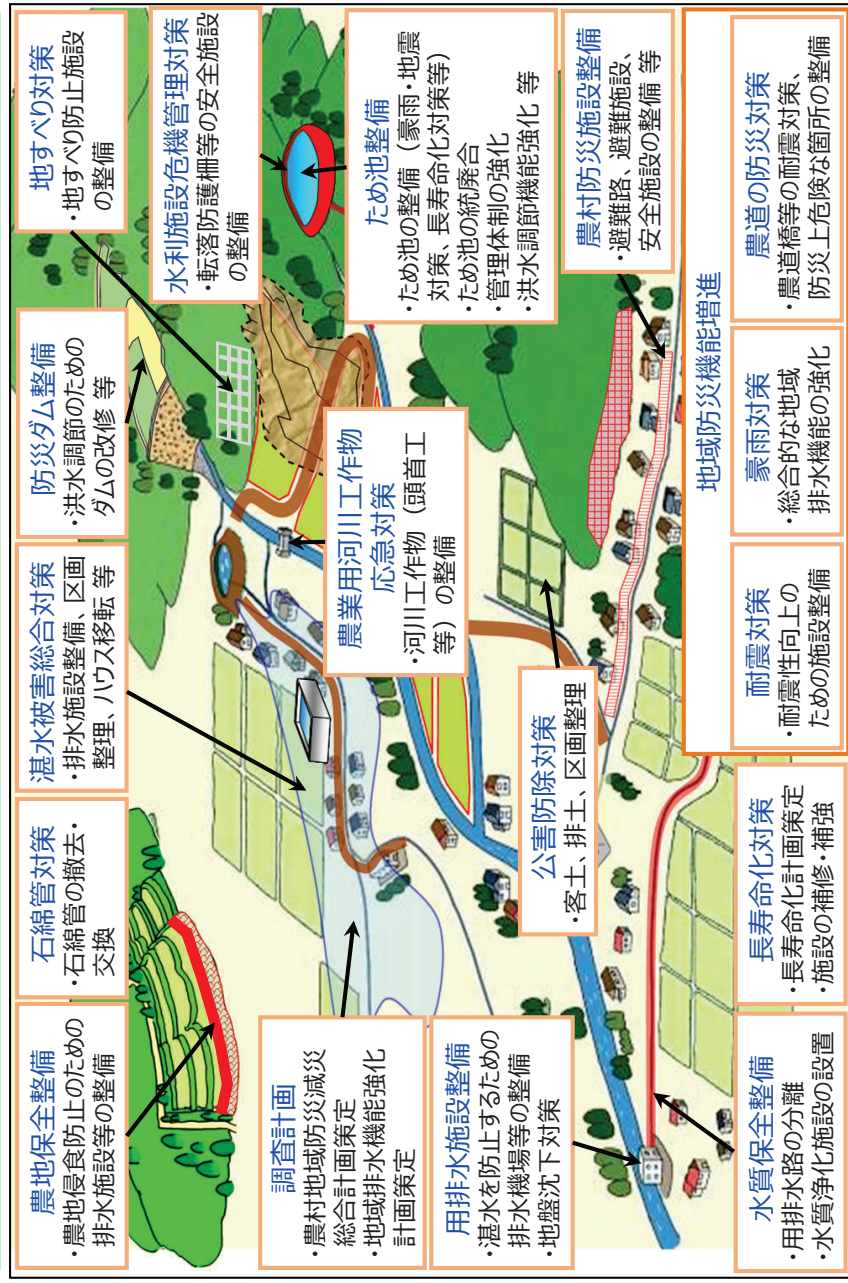
＜事業の内容＞

1. 防災・減災対策にかかる計画の策定（調査計画事業）
 - ・ 地域の防災・減災対策に必要な諸条件に関する調査、農村地域防災減災総合計画の策定等
2. 農業用施設等の整備（整備事業）
 - ・ 自然的・社会的要因で生じた農業用施設等の機能低下の回復や災害の未然防止を図るための整備、防災機能を維持するための長寿命化対策の実施、切迫する南海トラフ地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震等の発生を見据えた防災インフラの整備等
 - ・ ため池整備事業及び防災重点農業用ため池緊急整備事業の小規模事業において、国土強靱化対策として実施する場合、受益面積要件を撤廃する措置の期限を令和12年度まで延長
 - ・ 豪雨等による二次災害が予想される地区において、実施計画策定等に対する定額補助の期間を令和12年度まで延長
 - ・ 地域防災機能増進事業（土地改良施設耐震対策事業）において、耐震化対策を行う施設と構造上及び機能上、一体不可分な範囲の更新整備を耐震化対策の一環として実施

＜事業の流れ＞



総合的な防災減災計画に基づき、優先順位に応じて以下の防災・減災対策を推進



〔お問い合わせ先〕 農村振興局防災課（03-6744-2210）

頻発化・激甚化する豪雨災害、大規模化する地震災害への対策強化

～農村地域防災減災事業の拡充～

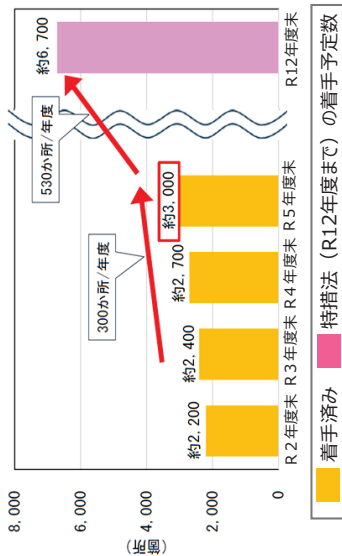
- 頻発化・激甚化する豪雨災害、大規模化する地震災害への対策を強化すべく、実施計画策定等や耐震対策と一体不可分の範囲の補修又は更新等を機動的に実施。

ため池整備事業、 防災重点農業用ため池緊急整備事業

現状・課題

- 特措法施行後5年が経過し、一定数の防災重点農業用ため池（以下「防重ため池」という。）は対策が進んでいるものの、防災工事が必要と判明している防重ため池は依然として多数存在し、特措法期間内における防災工事の加速化を図る必要。

< 防災工事の進捗状況（令和6年3月末時点） >



今後の対応

- ため池整備事業及び防災重点農業用ため池緊急整備事業の小規模事業において、受益面積要件を撤廃する措置の期限（令和7年度まで）を、第1次国土強靱化実施中期計画の計画期間である「令和12年度」まで延長。（通常2haのところ、第1次国土強靱化実施中期計画の目標達成に資するものは、受益面積要件を設けない。）

実施計画策定等

現状・課題

- 第1次国土強靱化実施中期計画において、「洪水被害等のおそれあり、防災対策（豪雨対策、地震対策、地滑り対策等）を講ずる優先度が高い農地等（約50万ha（令和6年度末時点））における対策完了率」を令和12年度までに50%とすることを目標に設定。

- 地方公共団体等による農村地域の排水対策など、防災・減災対策を引き続き推進する必要がある。

今後の対応

- 豪雨等による二次災害が予想される地区において、実施計画策定等に対する定額補助[※]の期間（令和7年度まで）を、第1次国土強靱化実施中期計画の計画期間である「令和12年度」まで延長。
※ 通常定率50%

地域防災機能増進事業（土地改良施設耐震対策）

現状・課題

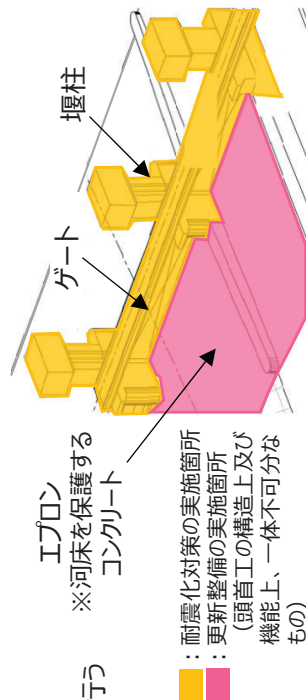
- 今後30年以内に80%程度の確率で発生が予想されている南海トラフ大規模地震の被害想定範囲には、全国の基幹的農業水利施設の約3割が存在するなど、大規模地震の発生に備えた対策を推進する必要がある。
- 耐震対策の対象部分と一体不可分の箇所が老朽化している場合、老朽化している箇所の機能回復も適切に行わなければ、耐震対策の効果が損なわれるおそれがある。

今後の対応

- 地域防災機能増進事業（土地改良施設耐震対策）において、耐震化対策を行う農業用排水施設と構造上及び機能上、一体不可分の範囲の更新整備を耐震化対策の一環として実施。

頭首工の例

堰柱等の耐震化対策を行う頭首工において、エプロン等頭首工と一体不可分の範囲の更新整備を実施。



実施要件

- 以下の全ての要件に該当する場合、土地改良施設耐震対策において、耐震化対策の一環として更新整備が可能。
- (1) 耐震化対策を行う施設であること（人命・財産等への影響が大きく、重要度が高い施設であること）
 - (2) 耐震化対策を行う施設と構造上及び機能上、一体不可分の範囲で老朽化による機能低下がみられること
 - (3) 施設の長寿命化に配慮した更新整備計画が策定されていること
 - (4) 耐震化対策に係る事業費が総事業費の1/2以上であること

防災重点農業用ため池緊急整備事業〈公共〉

令和8年度予算概算要求額 45,056百万円（前年度 38,086百万円）の内数

＜対策のポイント＞

「防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法」（ため池工事特措法）に基づき、防災重点農業用ため池のハード対策・ソフト対策を集中的かつ計画的に推進します。

＜政策目標＞

防災対策の優先度の高い防災重点農業用ため池における防災工事の完了率（83%以上）〔令和12年度まで〕

＜事業の内容＞

防災重点農業用ため池を対象として、ため池工事特措法の有効期間（令和13年3月まで）における以下の対策を支援します。

1. ハード対策（補助率：1/2等）

① ため池の改修、附帯施設の整備等（総事業費4千万円以上）
（小規模事業における受益面積要件の緩和措置を令和12年度まで延長）

② 「大規模なもの」、「中山間地域に存在するもの」及び「緊急性が高いもの※」については補助率55%で支援

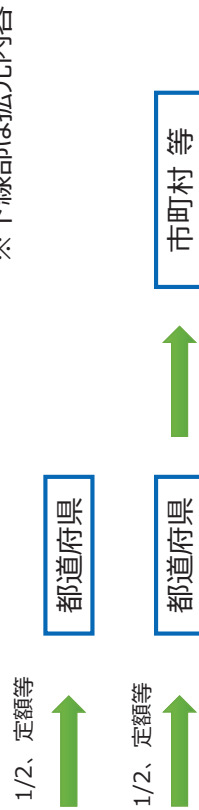
〔※ 浸水区域に防災拠点施設・緊急輸送道路があるもの、又は周辺区域の居住者等に甚大な被害を及ぼすおそれがあるとして知事が特に必要と認めるもの。〕

③ ①と併せ行う堆砂対策（堆砂率がおおむね10%以上のもの、洪水時等における緊急放流が阻害されているもの等）

2. ソフト対策（定額）

ため池の劣化状況評価、地震・豪雨耐性評価、管理・監視体制の強化等

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞



堤体の補強及び法面保護による浸食防止



ため池の洪水吐きの改修（洪水流下能力の増加）



堤体からの漏水量計測



ボーリングによる土質調査



洪水吐きの構造を調査

【お問い合わせ先】 農村振興局防災課（03-6744-2210）

中山間地域農業農村総合整備事業<公共>

令和8年度予算概算要求額 4,720百万円（前年度 3,990百万円）

<対策のポイント>

中山間地域の特徴を活かした営農を確立するため、農業生産を支える水路やほ場等の農業生産基盤と生産・販売施設等の総合的な整備を推進します。

<事業目標>

中山間地域の特徴を活かした営農の確立に向けた取組の着実な推進

<事業の内容>

- 1. 農業生産基盤整備
 - ・ 所得確保のための農地の区画整理、農業水利施設、暗渠排水
 - ・ 国土保全のための農用地保全施設
 - ・ 農業の維持発展を図るための土地基盤の再編・整序化 等
- 2. 農村振興環境整備（1に付帯して実施）
 - ・ 農産物の付加価値を高めるための加工・販売施設
 - ・ 高収益作物の導入に必要な農業施設
 - ・ 地産地消型エネルギーシステム構築のための農村資源活用推進施設 等
- 3. 農業構造転換集中対策費（1及び2に付帯して実施）
 - ・ 農地の集積・集団化を前提として労働費削減割合に応じた対策費

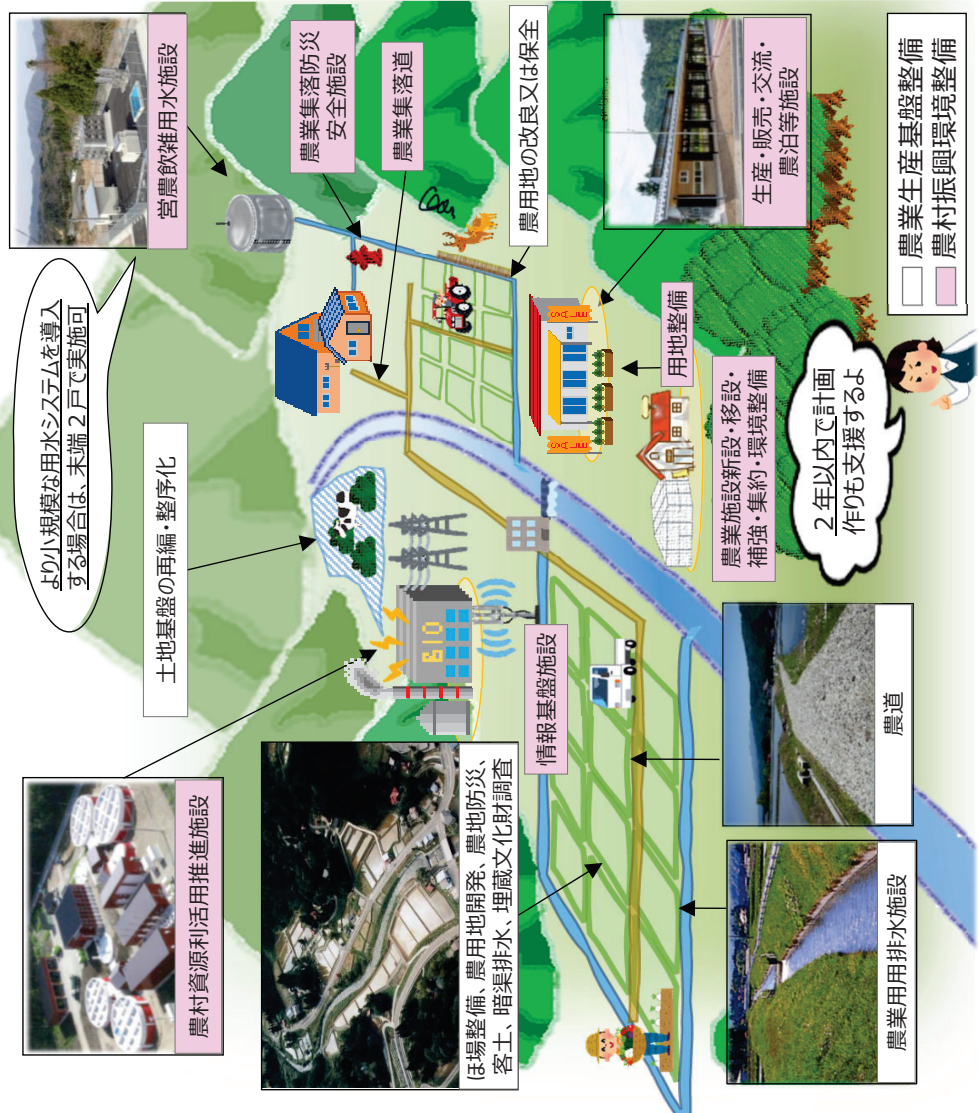
【実施要件】

- ・ 農産物の高付加価値等を通じた地域の所得確保及び農地や水利施設等の生産基盤の保全・再編利用に取り組み地域
- ・ 農業生産基盤※1 1工種以上かつ全体で2工種以上
- ・ 受益面積が農業生産基盤※1の合計で10ha以上（生産・販売施設等※2と一体で整備する場合は5ha以上）
- ・ 5法指定地域又は指定棚田地域であって、林野率50%以上かつ農用地の傾斜が1/100以上の面積が生産基盤整備を行う農用地の面積の50%以上を占める地域

<事業の流れ>



<事業イメージ>



【お問い合わせ先】 農村振興局地域整備課（03-6744-2200）

中山間地域農業農村総合整備事業（拡充）

～農業構造転換集中対策費創設、実施計画策定期間延長、営農飲雑用水施設整備の戸数要件の見直しにより、中山間地域の農業農村整備をきめ細やかに支援～

＜拡充① 農業構造転換集中対策費の創設＞

- 地形による制約等不利な生産条件を有する中山間地域等において、収益力の高い農業を行うためには、自然条件等の中山間地域等有する地域特性を活かした農業を推進するとともに、条件不利性を補正するための基盤整備等を促進することが必要

➡ 構造転換集中対策期間（令和7～11年度）において、農地の集積・集団化を前提として労働費削減割合に応じた「農業構造転換集中対策費」を創設し、中山間地域等の実情に応じた小規模な基盤整備や農地へのアクセスの向上のための農道の整備等、きめ細かな基盤整備を促進する。



リモコン草刈り機の導入のための
法面の緩傾斜化



水管理の省力化のための
自動給水栓の設置

【農業構造転換集中対策費の補助率と要件】

補助率	定額 (事業費の1%)	定額 (事業費の2%)
	要件	
労働費削減率	20%	40%
集積率・ 集団化率	85%以上・80%以上	

＜拡充② 実施計画策定期間の延長＞

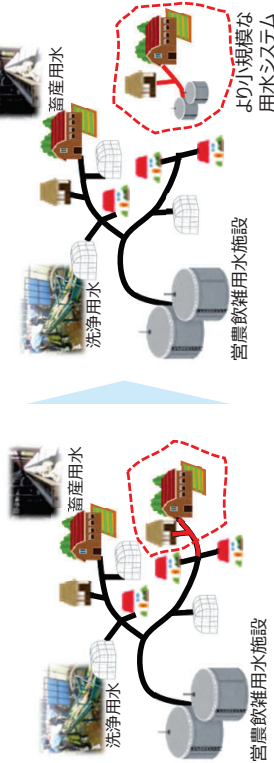
- 高齢化・人口減少が顕著に進行する中山間地域においては、事業実施にあたり必要となる調整（農地の集積・集約、営農計画の検討、担い手の確保、所有者不明土地や相続未登記土地の処理等）が多岐にわたることから、きめ細やかな調整が容易となるよう、実施計画等策定事業の実施期間を十分に確保する必要

➡ 実施計画策定事業の期間を現行1年以内から2年以内に延長する。

＜拡充③ 営農飲雑用水施設整備の戸数要件の見直し＞

- 令和6年能登半島地震において、中山間地域等の農業集落が被災した際に水道施設等の生活インフラの復旧が長期間に及んだこと等を踏まえ、持続的な営農のための取組をよりの確に実施していく必要

➡ 営農飲雑用水施設の更新に際して、災害時の早期機能確保も期待される、より小規模な用水システムを導入する場合において、戸数要件を現行の「10戸以上、末端2戸以上」から「末端2戸以上」のみとする。



より小規模な用水システムの活用により、よりきめ細やかな整備（更新）が可能に

＜対策のポイント＞

老朽化の進行や災害への脆弱性が顕在化している農村地域のインフラの持続性を確保するとともに、地方移住への関心が高まっている機を捉えて農村の活性化を図るため、集落排水施設や農道等の再編・強靱化、高度化など、農村に人が安心して住み続けられる条件の整備を推進します。

＜事業目標＞

- 最適整備構想で早期に対策が必要と判明している農業集落排水施設の対策着手（10割）
- 個別施設計画で早期に対策が必要と判明している農道橋及び農道トンネルの対策着手（10割）

＜事業の内容＞

1. 農業集落排水施設整備事業

農業集落排水施設のうち、大規模施設や被災リスクのある施設の強靱化、維持管理の効率化等に資する施設の高度化を支援します。

2. 農道・集落道整備事業

農道・集落道のうち、基幹的な農道、避難等に必要となる農道・集落道、老朽化等により被害が生じるおそれがある跨道橋・跨線橋等の強靱化、農産物の輸送コストの削減等に資する拡幅等の高度化を支援します。

（河川工事等による補償で造成された農道橋等も対象施設になることを明確化するとともに、共同利用施設の再編集約・合理化を行う地区における農道の高度化について事業費要件を800万円以上に見直します。）

3. 営農飲雑用水施設整備事業

営農飲雑用水施設のうち、大規模施設や被災リスクのある施設の強靱化、生産性の向上や6次産業化等に資する施設の高度化を支援します。

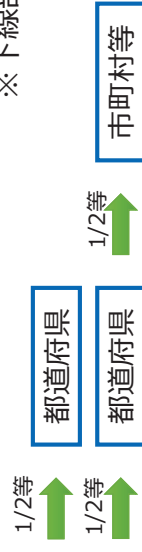
4. 地域資源利活用施設整備事業

農業水利施設等への電力供給や災害時の非常用電源となる地域資源利活用施設の強靱化を支援します。

5. 集落防災安全施設整備事業

災害による被災時に家屋や公共施設等に被害が生じるおそれのある集落防災安全施設の強靱化を支援します。

＜事業の流れ＞



※ 下線部は拡充内容

＜事業イメージ＞

農村地域の生活に不可欠な農村インフラ

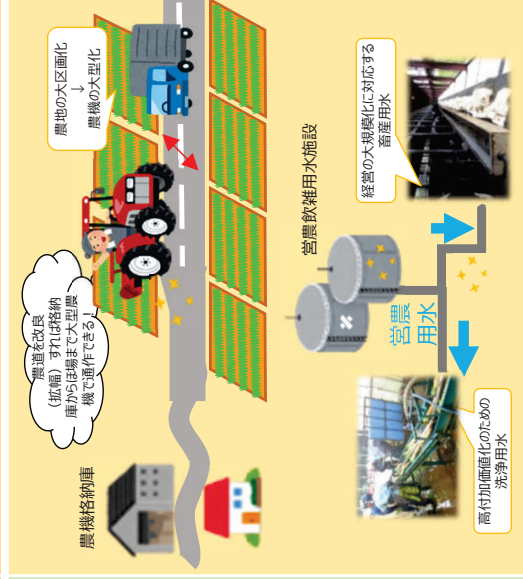


農村インフラの強靱化

重要な農村インフラの点検診断、計画策定、耐震・浸水・停電対策、保全対策、更新対策、撤去等

農村インフラの高度化

生産性の向上、生産コストの縮減、維持管理の効率化等に資する施設の計画策定、整備等



国営造成水利施設ストックマネジメント推進事業<公共>

令和8年度予算概算要求額 7,562百万円（前年度 6,265百万円）

<対策のポイント>

国営土地改良事業により造成された農業水利施設を効率的に活用し、長寿命化とライフサイクルコストの低減を図るため、機能診断を始めとするストックマネジメントの取組を推進します。

<事業目標>

農業水利施設の機能が保全され、農業用水が安定的に供給されている農地面積の割合（100%を維持）

<事業の内容>

1 機能保全計画策定事業

国営造成施設の機能診断（耐震診断を含む。）、機能保全計画の策定を行い、診断結果等に基づき施設管理者への指導・助言を行います。

- ① 機能保全計画の策定等 ② 施設管理者に対する指導・助言

2 技術高度化事業

機能の適切な保全に必要な技術を現地での実践を通して向上させ、ストックマネジメント技術の高度化を図ります。

- ① 事故等の要因調査 ② 診断技術の適用と評価
③ 対策工法の適用と評価 ④ リスク評価の実証調査

3 権利設定等事業

国営造成施設の保全に係る権利が取得されていない施設における当該権利の取得等を行います。

- ① 区分地上権等の権利の取得等のための調査及び測量
② 区分地上権等の権利の取得等及び登記

4 管理水準向上事業

施設管理者に対する技術的支援等を行い、管理水準の向上を図ります。

- ① 新技術習得のための専門家派遣、研修の実施
② 新技術の普及・啓発
③ 包括的民間委託の活用可能性に係る調査

5 高リスクパイプライン緊急調査事業

道路下・大口径パイプラインの詳細調査（事故の兆候が認められた場合には緊急防災等工事計画を策定）を実施します。

<事業実施主体>

国（国費率：10/10）

【お問い合わせ先】 農村振興局水資源課（03-3591-7073）

<事業イメージ>

機能診断（耐震診断を含む）の実施や施設管理者への指導・助言



水路の鉄筋探査状況

現地での実践を通じたストックマネジメント技術の高度化



ポンプ設備を分解することなく、潤滑油採取による診断技術の確立

権利の取得等のための調査及び測量



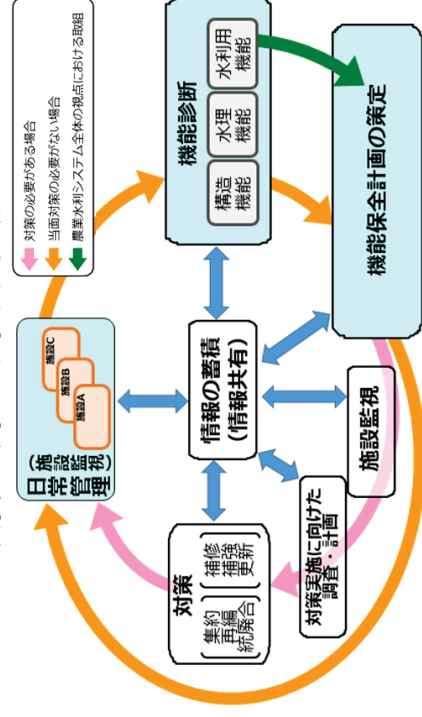
土地境界を確認するための立会

パイプラインの詳細調査



パイプラインの試掘調査

<ストックマネジメントのサイクル>



※下線部は拡充内容

高リスクパイプライン緊急調査事業

- 農業水利施設の老朽化が進行し、突発事故が増加傾向。このうちパイプラインの事故は約8割を占めており、効率的な防止対策が急務。
- このため、事故発生時の農業・第三者への影響、事故履歴等を踏まえ、緊急調査を実施。

事業概要

■緊急調査の対象

道路下・大口径（800mm以上）パイプラインについて、事故発生時の農業・第三者への影響や管種、老朽度、事故履歴等から、優先的に調査する施設を判断。
 （※その他、近傍区間で事故が頻発しているなど、緊急対応が必要な施設も含む。）

■緊急調査の内容

調査は、現場の状況に応じて、水理調査、管内面調査、管外面調査等を行う。
 その際、必要に応じて、新技術の活用を検討する。（事故の兆候が認められた場合には緊急防災等工事計画を策定）

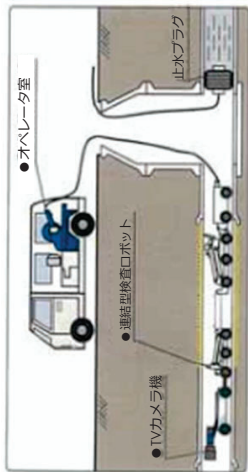
- ・間接的定量調査（水理調査）
 管路自体の変状（漏水量）、水压、流量等の調査
- ・直接的定量調査（管内面調査）
 管路自体の変状（ひび割れ幅、たわみ、塗装の劣化、腐食等）、継手部の変状（開き、ゆるみ、抜け、漏水等）等の調査
- ・試掘（管外面調査）及び周辺調査
 管路自体の変状（ひび割れ、管厚、カバーコートモルタルの腐食等）、周辺の地下水質、土壌等の調査



管内面調査



試掘による管外面調査



自走式カメラ※

※危険箇所や断水ができない施設など、人が直接調査できなかった施設の点検、診断技術の例



水中自航カメラ※

◆管損傷の事例

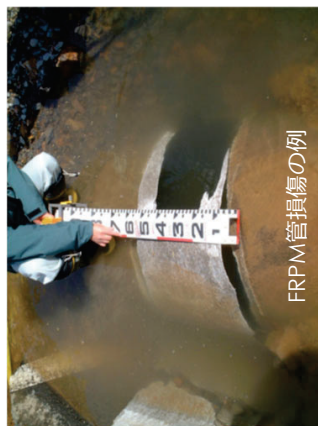
○プレストレストコンクリート管（PC管）



PC管損傷の例

鋼線によりプレストレスを導入したコンクリート管。鋼線を保護しているカバーコートをモルタルが地下水や土壌により化学的浸食を起こすことで管体が破損した事例。

○強化プラスチック複合管（FRPM管）



FRPM管損傷の例

ガラス繊維強化プラスチックで内外面を製作し、その間に樹脂モルタル層を配したサンドイッチ構造の管。遠心力成形された管に縦断的に亀裂が入ることで管体が破損した事例。

土地改良施設突発事故復旧・防止事業<公共>

令和8年度予算概算要求額 5,971百万円（前年度 3,729百万円）

<対策のポイント>

土地改良施設の老朽化が進んでおり、パイプライン破裂等の突発事故が増加していることから、突発事故が発生した場合及び事故の兆候が認められた場合において、営農等に支障が生じることのないよう、**早期に復旧・補修等**を行います。

<事業目標>

農業水利施設の機能が保全され、農業用水が安定的に供給されている農地面積の割合（100%を維持）

<事業の内容>

1 突発事故復旧事業

土地改良施設で発生した突発事故の現地仮復旧並びに機能回復を行う復旧工事及び類似の被害を防止する対策を迅速に実施します。

2 事故防止事業

土地改良施設に漏水や亀裂等の事故の兆候が認められ、事故による被害が生じるおそれがある場合に補修・補強等を緊急的に実施します。

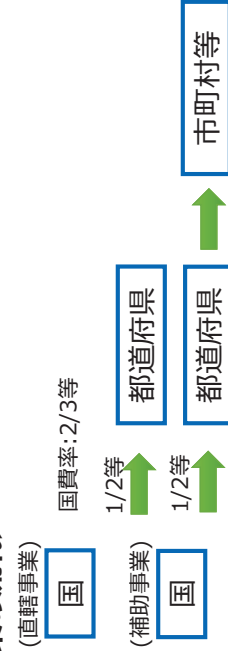
【実施要件】

- ①直轄事業
 - ・機能保全計画等に基づき、適切に保全管理されている国営造成土地改良施設
 - ・末端支配面積：100ha以上 等
 - ・復旧事業費：2,000万円以上

②補助事業

- ・機能保全計画等に基づき、適切に保全管理されている土地改良施設
- ・末端支配面積：20ha（中山間地域等は10ha）以上 等（団体営事業のうち営農や地域の経済活動、生活機能に影響が大きい事故は末端支配面積によらず適用可能）
- ・復旧事業費：200万円以上

<事業の流れ>



<事業イメージ>

突発事故への迅速な対応



現地調査(突発事故の確認)



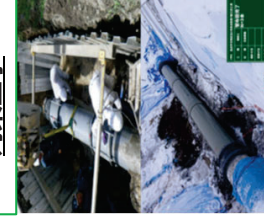
復旧工事

事故の兆候が認められた段階で対応

事故の兆候(しみ出し)



対策工事



被害を未然防止



＜対策のポイント＞

国営土地改良事業で造成された施設に係る**水利権**（河川法第23条の流水占用の許可）の**更新協議に必要な調査**、これら施設に設置された**小水力発電施設に係る水利権協議に必要な調査等**を行います。

＜事業目標＞

安定的な用水供給の確保、再生可能エネルギー導入の促進

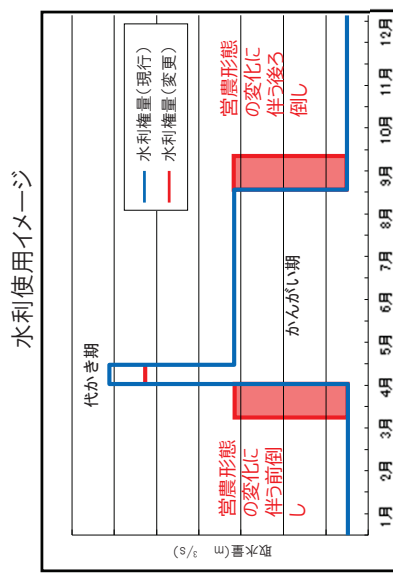
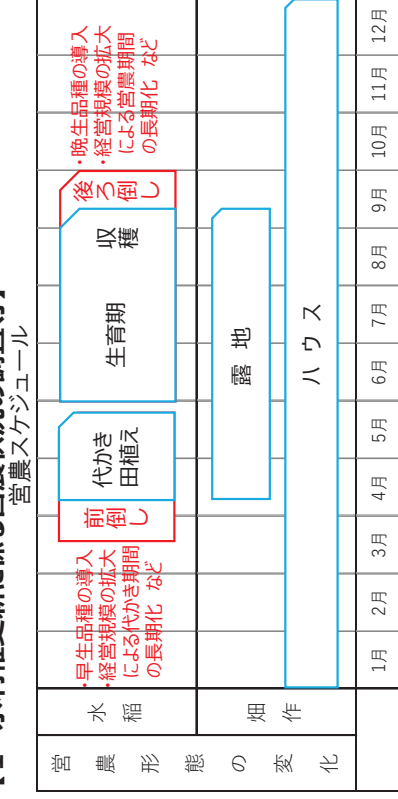
＜事業の内容＞

＜事業イメージ＞

1 水利権更新に係る事業

農林水産大臣が水利使用者として許可を受けた水利権のうち、**水利権の内容に著しい変更が生じている地区、許可期限を迎える地区**について、水利権を更新するための河川管理者との協議に必要な**営農状況、必要水量の調査等**を行います。

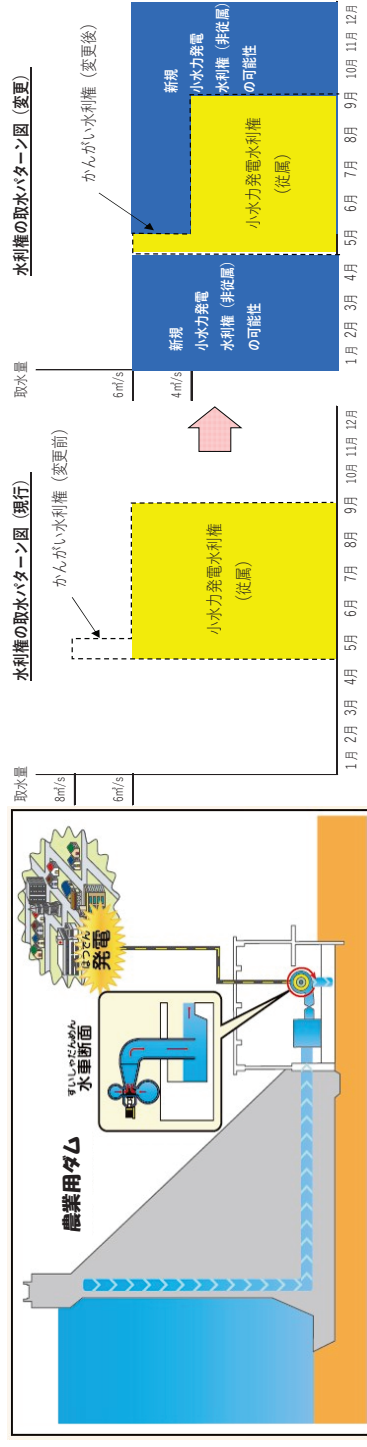
【1 水利権更新に係る営農状況の調査等】



2 小水力発電施設に係る水利権の更新及び取得に係る事業

農林水産大臣が水利使用者として許可を受けた**小水力発電水利権のうち、許可期限を迎える施設や、新しく水利権を取得する施設**について、河川管理者との協議に必要な**発電用水量の検討、必要な施設整備の検討**に必要な調査等を行います。

【2 小水力発電水利権の更新・新規取得等】



基幹水利施設管理事業〈公共〉

令和8年度予算概算要求額 5,251百万円（前年度 5,007百万円）

＜対策のポイント＞

大規模で公共・公益性の高い国営造成施設の管理に係る経費を助成し、施設機能の適正な発揮を確保します。

＜事業目標＞

農業水利施設の機能が保全され、農業用水が安定的に供給されている農地面積の割合（100%を維持）

＜事業の内容＞

国営土地改良事業によって造成された一定規模以上の地方公共団体が管理している施設について、国が維持管理に係る経費の一部を助成し、施設機能の適正な発揮を確保します。

1 一般型（国庫補助率：30%、流域治水プロジェクト等に位置付けられた施設は1/3）

【対象施設】ダム、頭首工、用排水機場、排水樋門及びこれらと一元管理を行う幹線用排水路

【実施要件】① 国により都道府県又は市町村へ管理委託されたものであること

② 1 施設当たりの受益面積がおおむね1,000ha以上※1、

畑を受益とするものにあつては300ha以上※2

（地盤沈下地帯においては、※1 500ha以上、※2 100ha以上）

③ 非農地率がおおむね10%以上

④ それぞれの施設の区分ごとの規模要件に該当するもの又は流域治水プロジェクト等に位置付けられた施設

2 特別型（国庫補助率：1/3、平成7年度以前の採択地区は40%）

【対象施設】ダム、頭首工、排水機場、防潮水門

【実施要件】① 国により都道府県へ管理委託されたものであること

② 1 施設当たりの受益面積がおおむね3,000ha 以上

③ 非農地率がおおむね20%以上

④ それぞれの施設の区分ごとの規模要件に該当するもの

3 包括的民間委託推進型（国庫補助率：定額）

上記1又は2の施設における包括的民間委託の取組に対する支援

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞

〔対象施設〕



（ダム）



（頭首工）



（排水機場）



（排水樋門）

〔補助対象内容〕



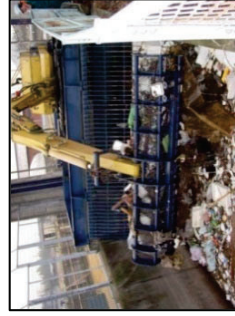
（地区の用水管理）



（ポンプの運転）



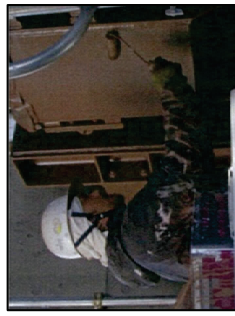
（ゲートの操作）



（水路の塵芥除去）



（ポンプの点検整備）



（ゲートの塗装）

【お問い合わせ先】農村振興局水資源課（03-3591-7073）

水利施設管理強化事業 <公共>

令和8年度予算概算要求額 4,515百万円（前年度 3,375百万円）

<対策のポイント>

農業水利施設は、食料安全保障の確保の基盤であり、また、国土保全や健全な水循環の維持・形成に寄与していることから、自然的・社会的・経済的情勢の変化を踏まえて、施設管理者を支援し、施設機能の適切な発揮を図ります。

<事業目標>

農業水利施設の機能が保全され、農業用水が安定的に供給されている農地面積の割合（100%を維持）

<事業の内容>

<事業イメージ>

1 一般型 <国庫補助率：1/2>

【対象施設】管理強化計画に基づき、土地改良区又は市町村が管理する国営・水資源機構営造成施設、附帯県営造成施設等

【対象経費】① 多面的機能発揮に対応した費用（維持管理費の0.6/1.6等）
② 施設の整備補修に要する費用

2 連携管理保全型 <国庫補助率：① 1/4、② 1/2>

【対象施設】水土里ビジョンに位置付ける国営・水資源機構営造成施設、附帯県営造成施設等

【対象経費】① 施設の維持管理費、② 施設の整備補修に要する費用

3 特別型（1及び2の対象外の施設） <国庫補助率：1/2>

① 流域治水対策

【対象施設】洪水調節機能強化に取り組み農業用ダム及び流域治水プロジェクト等に位置付けられた農業水利施設

【対象経費】治水協定ダム及び農業用ため池の事前放流、低水位管理、遠隔監視、農業水利施設による地域排水等の流域治水の取組に要する費用

② 渇水・高温対策

【対象施設】渇水・高温対策に取り組み農業水利施設

【対象経費】渇水対策BCPの策定、ポンプの調達、設置、運転等に要する費用

③ 特定外来生物対策

【対象施設】1及び2の対象施設と同一水系の農業水利施設

【対象経費】施設被害を予防するための資機材の調達、設置、運転等に要する費用
管理水準向上のための技術的支援等に要する費用を支援

4 管理水準向上型（1、2及び3の施設） <国庫補助率：1/2>

5 包括的民間委託推進型（1、2及び3の施設） <国庫補助率：定額>
包括的民間委託の試行に係る調査及びその実施に要する費用を支援

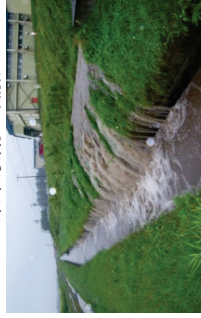
<事業の流れ>

1/2等



農業水利施設を取り巻く情勢の変化による、施設管理の複雑化・高度化

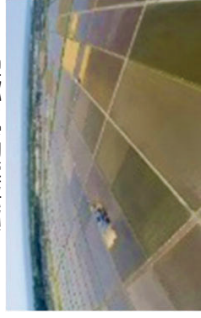
集中豪雨の増加



都市化・混住化



農業構造等の変化



市街地・集落の浸水



水路への廃棄物流入



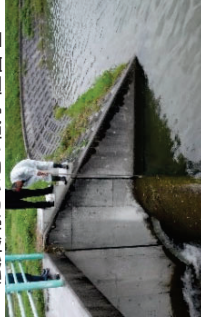
営農の多様化による水需要の変化



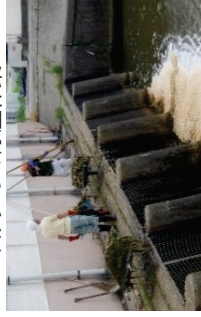
施設管理者への支援

農業水利施設の機能の適切な発揮

農業用ため池の低水位管理



スクリーンの除塵作業



きめ細かな操作管理



＜対策のポイント＞

農業水利施設の簡易な整備補修や防災減災等のための緊急性の高い施設整備を推進します。

＜事業目標＞

- 農業水利施設の機能が保全され、農業用水が安定的に供給されている農地面積の割合（100%を維持）

＜事業の内容＞

- 1. 整備補修事業**
 - ① 施設の機能保持、耐用年数の確保のため必要となる整備補修(原動機等のオーバーホール、用排水路の整備補修)
 - ② 地域の農業水利施設等の保全に取り組むための水土里ビジョンに位置付ける施設の整備補修
- 2. 施設改善対策事業**

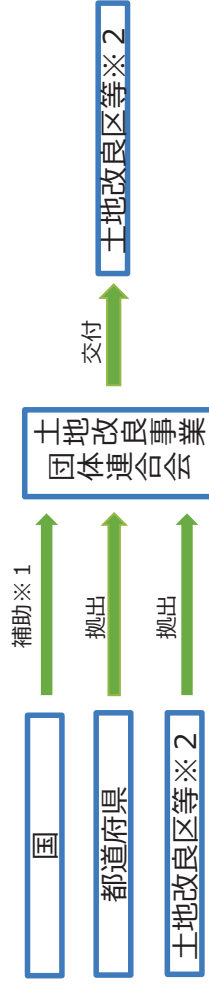
水田地域に高収益作物を導入し、産地形成を図るために必要な整備補修
- 3. 安全管理施設整備対策事業**

農業水利施設への転落事故を防止するための安全管理施設の整備
- 4. 緊急整備補修**

予測し得ない事故等により緊急に必要となる整備補修
- 5. 防災減災機能等強化事業**

防災・減災対策、施設管理の省エネ化・再エネ利用や省力化のための施設整備（ため池や排水機場等の整備、高効率モータへの更新、遠隔制御機器の導入等）

＜事業の流れ＞

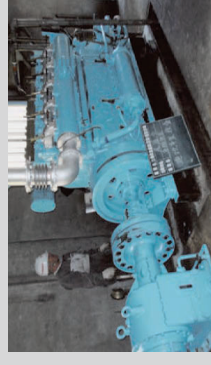


- ※1 1の①及び2～4は30%、1の②は40%、5は50%。
1の②及び5については、財政融資金を活用して実施。
※2 土地改良施設を管理している土地改良区、土地改良区連合、市町村、一部事務組合、農業協同組合、認可地縁団体及び一般社団法人をいう。

整備補修事業



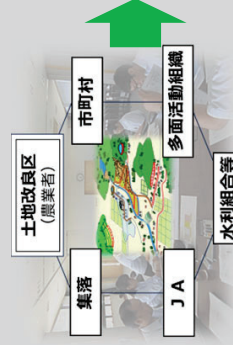
施工前



施工後

＜事業イメージ＞

整備補修事業（水土里ビジョンに位置付ける施設の整備補修）



水利組合等
地域関係者との協議により
水土里ビジョンに位置付け



施工前



施工後

防災減災機能等強化事業



ため池護岸の整備



高効率型モータへの更新



監視装置の設置

＜対策のポイント＞

土地改良法の改正を踏まえ、地域の農業生産基盤を保全する土地改良区の運営基盤の強化を支援します。

＜事業目標＞

土地改良区の受益面積のうち、水土里ビジョンにより地域の農業水利施設等の保全体制が構築された割合（8割以上）[令和12年度まで]

＜事業の内容＞

＜事業イメージ＞

1. 水土里ビジョン策定推進対策

地域の農業生産基盤の保全等に関する計画（通称「水土里ビジョン」）の策定

2. 統合整備強化対策

土地改良区の合併等が必要となる統合整備計画の策定、不在地主の把握や資格交替のための調整、事務機器等の整備

3. 施設管理、運営改善対策

- ① 土地改良施設の診断・管理指導
- ② 土地改良区の経営診断・改善指導
- ③ 換地業務等に関する土地改良区への指導
- ④ 所有者不明農地等の解消に向けた財産管理制度等の活用に関する土地改良区への指導等

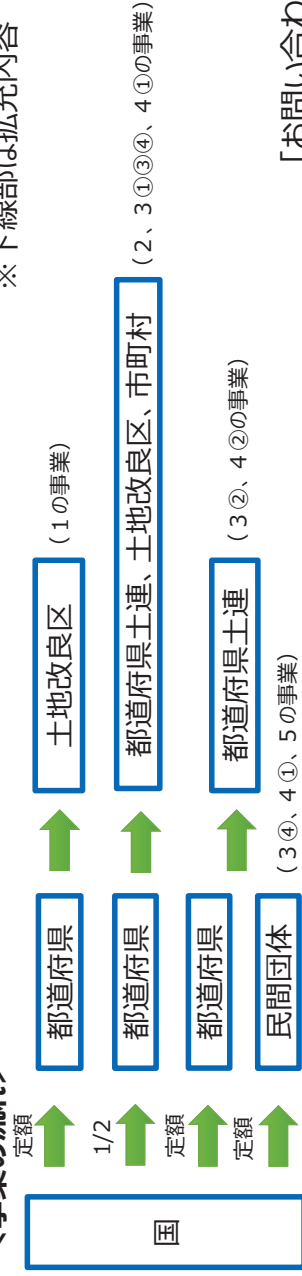
4. 研修・人材育成

- ① 土地改良区等の役職員の資質向上を図る研修
- ② 施設管理の省エネ化（高効率機器への更新等）に関する技術指導

5. 特定被災土地改良区復興支援対策

特定大規模災害等によって被災した土地改良区の業務書類・機器等の復旧支援

＜事業の流れ＞



農山漁村地域整備交付金＜公共＞

令和 8 年度予算概算要求額 88,449百万円（前年度 76,249百万円）

＜対策のポイント＞

地方が地域の自主性と創意工夫を活かしつつ実施する農林水産業の基盤整備や農山漁村の防災・減災対策を支援します。

＜事業目標＞

- 農業生産基盤整備の実施地区における担い手の米生産コストの労働費削減（6割削減（現状比））
- 木材供給が可能となる育成林の資源量の増加（25.5億m³〔令和10年度まで〕）
- 気候変動を踏まえた高潮・津波に対応した海岸堤防等の整備の推進

＜事業の内容＞

1. 都道府県又は市町村は、地域の実情に応じて農山漁村地域整備の目標等を記載した**農山漁村地域整備計画**を策定し、これに基づき事業を実施します。

2. 農業農村、森林、水産の各分野において、農山漁村地域の**生産現場の強化や防災力の向上のための事業を選択して実施**することができます。

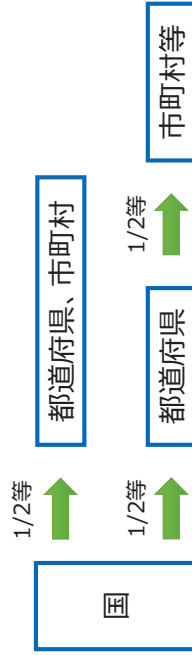
- ① 農業農村分野：農地整備、農業用排水施設整備、海岸保全施設整備等
- ② 森林分野：予防治山、路網整備等
- ③ 水産分野：漁港漁場整備、漁村環境整備、海岸保全施設整備等

※ このほか、盛土による災害の防止に向けた緊急的な対策等を支援します。

3. 都道府県又は市町村は、自らの裁量により地区ごとに**交付金の配分**が可能です。

また、都道府県の裁量で地区間の融通が可能です。

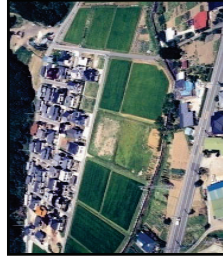
＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞

交付金を活用した事業例

【農業農村基盤整備】



（ほ場整備による農業生産性の向上と秩序ある土地利用の推進）



老朽化した用水路の整備・更新

【水産基盤整備】

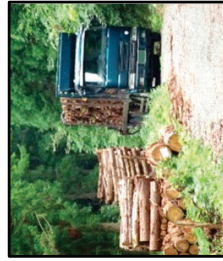


漁業作業の効率化と安全対策のための漁港整備（岸壁改良）



漁村における津波避難対策（避難施設、避難経路の整備）

【森林基盤整備】



林道等の整備により効率的な間伐材等の搬出を実現

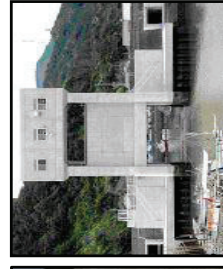


治山施設による山地災害の未然防止

【海岸保全施設整備】



津波、高潮による被害を未然に防ぐため海岸堤防の整備を推進



津波、高潮対策としての水門整備

（共通） 切迫する南海トラフ地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震等の発生を見据えた防災インフラ整備

【お問い合わせ先】（農業農村分野） 農村振興局地域整備課（03-6744-2200）
（森林分野） 林野庁計画課（03-3501-3842）
（水産分野） 水産庁計画・海業政策課（03-6744-2387）

海岸保全施設整備事業 <公共>

令和8年度予算概算要求額 5,134百万円（前年度 4,426百万円）

<対策のポイント>

海岸法に基づき、津波、高潮、波浪その他海水又は地盤の変動による被害から海岸を防護し、国土の保全に資するとともに、良好な営農条件を備えた沿岸農地の確保を図るため、海岸保全施設の整備を推進します。

<事業目標>

気候変動を踏まえた高潮・津波に対応した海岸堤防等の整備の推進

<事業の内容>

1. 直轄海岸保全施設整備事業

工事規模が著しく大きく、海岸保全施設が国土の保全上特に重要なものと認められるときは、海岸管理者に代わって国が当該海岸保全施設の新設、改良又は災害復旧に関する工事を施行します。

2. 海岸保全施設整備連携事業（補助事業）

大規模地震や高潮のリスクが高く、重要な背後地を抱える地域の海岸堤防等を対象に、河川事業等の他事業と連携して、津波や高潮による壊滅的な被害を回避するための対策を計画的・集中的に実施します。

3. 津波対策緊急事業（補助事業）

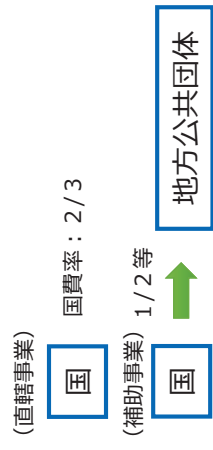
津波到達までの予想時間が短く、重要な背後地を抱える地域の海岸堤防等を対象に、津波対策を計画的・集中的に実施します。

4. 海岸メンテナンス事業（補助事業）

予防保全型のインフラメンテナンスへの転換に向けて、海岸保全施設の老朽化対策等を計画的・集中的に実施します。
気候変動を踏まえた施設の修繕等に係る長寿命化計画の見直しを支援します。

<事業の流れ>

※下線部は拡充内容



<事業イメージ>

○海拔ゼロメートル地帯における津波・高潮対策
浸水被害等のリスクの高い干拓地の農地や宅地等を防護し、農業生産活動及び地域住民の生命・財産を守るため、海岸堤防等の整備を推進しています。

被害の状況



代表的な整備



[お問い合わせ先] 農村振興局防災課 (03-6744-2199)

災害復旧等事業（農地・農業用施設等）＜公共＞

令和8年度予算概算要求額 7,635百万円（前年度 7,635百万円）

＜対策のポイント＞

わが国では、国土の自然的、地理的条件から、毎年多くの災害が発生しています。災害復旧事業（農地・農業用施設等）は、被災した農地・農業用施設の早期復旧を行い、農業生産活動の維持と農業経営の安定を図り、さらには国土の保全及び農村地域の安定性を向上させることを目的としています。

＜事業目標＞

適切かつ速やかな災害復旧の実施及び再度災害の防止

＜事業の内容＞

1. 災害復旧事業 7,402百万円（前年度 7,422百万円）

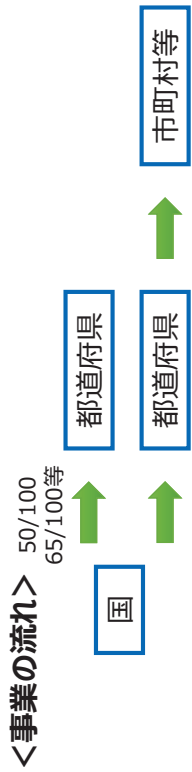
地震・豪雨等により被災した農地・農業用施設等の復旧事業を行います。（農地復旧限度額の算定に中山間地域補正を追加します。）また、激甚災害等において復旧計画等の作成に要する調査・設計等の費用を支援します。

2. 災害関連事業 233百万円（前年度 213百万円）

農業施設災害復旧事業と併せて、再度災害防止のための改築又は補強及び農村生活環境施設の復旧等を実施します。

- ・農地災害関連区画整備事業において関係農家の意向調査等の土地利用調整に対する支援を新設
- ・農業用施設災害関連事業及びため池災害関連特別対策事業で改良復旧を実施した場合のハザードマップ再作成への支援を新設
- ・ため池災害関連特別対策事業の採択要件に「防災重点農業用ため池」を追加

※ 下線部は拡充内容



※ 農家一戸当たりの事業費により、補助率の向上げ制度あり。

＜事業イメージ＞

1. 農業施設災害復旧事業

被災した農地・農業用施設の早期復旧

● 農地法面の復旧例



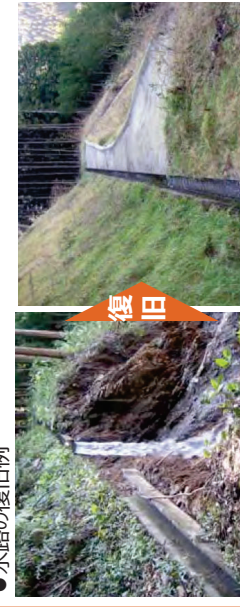
復旧

● 決壊したため池の復旧例



復旧

● 水路の復旧例



復旧

2. 農業施設災害関連事業

再度災害防止のための施設改築・補強等

● 復旧と併せた区画整備例



整備

● 復旧と併せたため池改修（緊急放流工の設置）例



整備

● 農村生活環境施設（集落排水施設）の復旧例



復旧

【お問い合わせ先】 農村振興局防災課（03-6744-2211）

農地・農業水利施設を活用した流域の防災・減災の推進（「流域治水」の取組）

＜対策のポイント＞

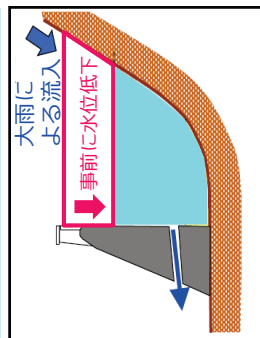
都市・市街地の近傍や上流域には、水田が広がり、多くの農業用ダム・ため池・排水施設等が存在しており、これらの農地・農業水利施設の有する国土保全機能をいかして、あらゆる関係者協働の取組である「流域治水」を推進します。

事業の全体像へ

農業用ダムの活用

- 大雨が予想される際にあらかじめ水位を下げることで洪水調節機能を発揮。
- 降雨をダムに貯留し、下流域の氾濫被害リスクを低減。

〔各地区の状況に応じて、放流

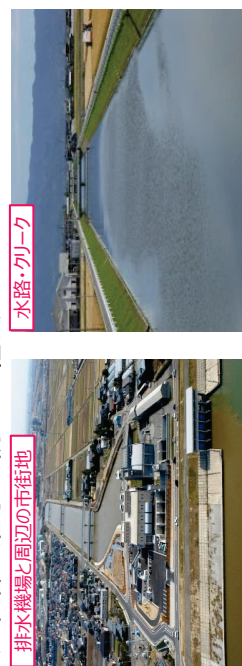


【施設の整備等】

- 施設改修、堆砂対策、施設管理者への指導・助言等

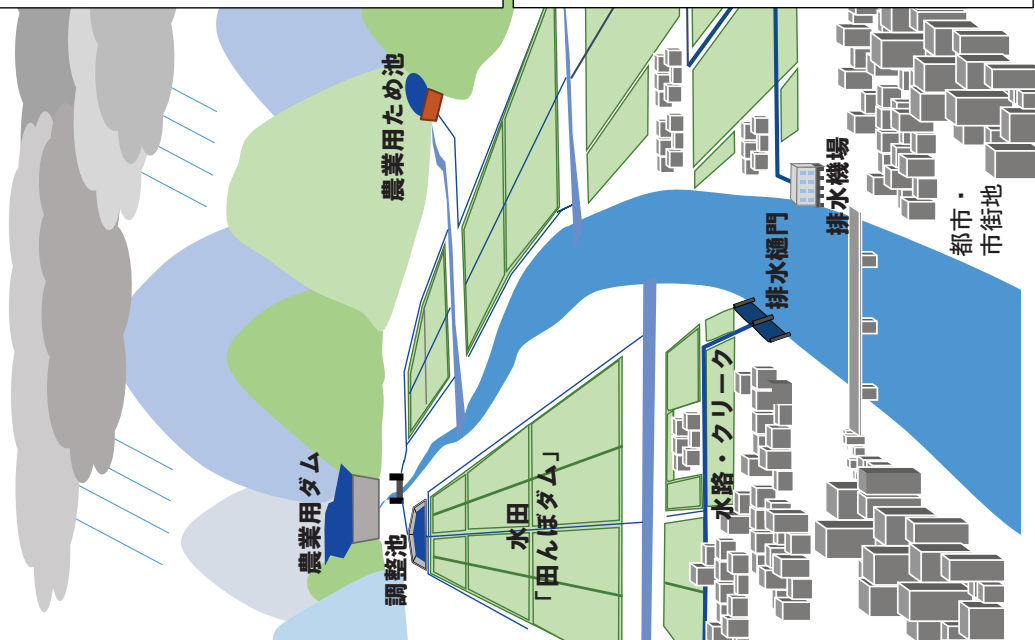
排水施設等の活用

- 農業用の用排水路や排水機場・樋門等は、市街地や集落の湛水も防止・軽減。



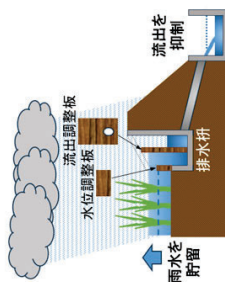
【施設の整備等】

- 老朽施設改修、ポンプ増設、降雨前の排水操作、水管理システムの整備等



水田の活用（田んぼダム）

- 「田んぼダム」(落水口に流出量を抑制する板等を設置し、水田に降った雨をゆっくりと排水)の取組によって浸水被害リスクを低減。



【施設の整備等】

- 水田整備、「田んぼダム」の取組促進、農地の保全

農業用ため池の活用

- 大雨が予想される際にあらかじめ水位を下げることによって洪水調節機能を発揮。

- 農業用水の貯留に影響のない範囲で、洪水吐きにスリット（切り欠き）を設けて貯水位を低下させ、洪水調節容量を確保。



【施設の整備等】

- 堤体補強、洪水吐を改修、施設管理者への指導・助言等

「田んぼダム」の取組の推進

＜対策のポイント＞

水田の落水口に流出量を抑制する堰板等をとりつけ、水田に降った雨を一時的に貯留することで、実施する地域や下流域の河川や水路における水位の急上昇を抑え、浸水被害リスクを低減させる「田んぼダム」の取組を推進します。

＜事業の内容＞

1. 畦畔補強や排水口の整備等に対する支援

「田んぼダム」の実施に向けた畦畔再構築や調整活動等を定額で支援します。

【主な助成単価】畦畔築立 14万5千円/100m、排水口整備 4万円/箇所

【対象事業】 農業競争力強化農地整備事業、農地中間管理機構関連農地整備事業、
国営農用地再編整備事業、農地耕作条件改善事業

2. 営農再開時の速やかな排水に向けた支援

「田んぼダム」の取組地域において、湛水による営農への影響を最小限にし、営農再開に向けて速やかな排水を行うため、基幹から末端までの農業水利施設の一体的な整備等を支援します。

【対象事業】 水利施設整備事業（流域治水対策型）

3. 「田んぼダム」の活動に対する支援

多面的機能支払交付金の資源向上支払（共同）において、地域共同で行う水田の落水口への調整板の設置や畦畔の嵩上げ、これらの維持管理等を支援します。

【交付単価】都府県 2,400円/10a、北海道 1,920円/10a

【加算措置】都府県 400円/10a、北海道 320円/10a

※「田んぼダム」の取組実施による加算。

※資源向上支払（共同）を5年以上実施した地区又は

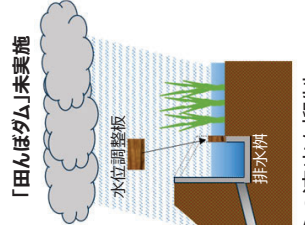
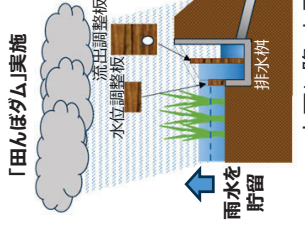
資源向上支払（長寿命化）と合わせて取り組む地区は75%単価を適用。

【実施要件】

- ・ 「田んぼダム」の取組等を定めた計画を策定すること（1～3の支援）
- ・ 受益面積の5割以上で「田んぼダム」の取組が実施又は実施見込みであること（1、2の支援）
- ・ 流域治水プロジェクト等が策定・公表された水系又は当該年度中に策定・公表される見込みの水系で実施するものであること（1、2の支援）
- ・ 資源向上支払（共同）を実施しており、同支払の交付を受ける田面積のうち5割以上で「田んぼダム」を実施していること（3の支援）

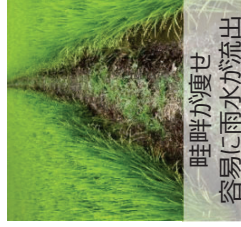
＜事業イメージ＞

「田んぼダム」の取組



水田に降った雨を貯留し水田からの流出を抑制

「田んぼダム」の導入・効果発現に向けた支援



【お問い合わせ先】

（1、3の事業）

（2の事業）

農村振興局農地資源課

水資源課

水田農業の高収益化の推進＜一部公共＞

＜対策のポイント＞

高収益作物の導入・定着を図るため、「水田農業高収益化推進計画」に基づき、国のみならず地方公共団体等の関係部局が連携し、**水田における高収益作物への転換、水田の汎用化・畑地化のための基盤整備、栽培技術や機械・施設の導入、販路確保等の取組を計画的かつ一体的に推進**します。

＜政策目標＞

水田における高収益作物の導入・定着

＜事業の内容＞

＜事業イメージ＞

1. 技術・機械等の導入支援

「推進計画」に位置付けられた産地における**以下の取組を優先採択で支援**します。

- ① 栽培技術の実証、作柄安定技術の導入等
- ② 産地の収益力強化等のための農業用機械・施設の導入
- ③ 水田への果樹の新植や、産地の構造の転換に向けた省力樹形・作業機械等の導入による生産供給モデルの実証等

2. 高収益作物の導入・定着支援

「推進計画」に位置付けられた産地における以下の取組を支援します。

- ① **高収益作物による畑地化**
- ② 高収益作物の導入・定着
- ③ **子実用ともちもの作付け**

※ 事業の詳細は予算編成過程で検討

3. 生産基盤の整備

基盤整備事業において、「推進計画」に位置付けられた地区における高収益作物の導入・定着に向けた**汎用化・畑地化等を支援**します。

- ① 「推進計画」に位置付けられた地区を優先採択・優先配分
- ② 一定割合以上の高収益作物等の導入を行う場合、農業者の費用負担を軽減

[お問い合わせ先]

- | | | |
|-----------|-------------|----------------|
| (1 ①の事業) | 畜産局飼料課 | (03-6744-2399) |
| (1 ①②の事業) | 農産局園芸作物課 | (03-6744-2113) |
| (1 ②の事業) | 経営局経営政策課 | (03-6744-2148) |
| (1 ③の事業) | 農産局果樹・茶グループ | (03-3502-5957) |
| (2 の事業) | 農産局企画課※ | (03-3597-0191) |
| (3 の事業) | 農村振興局設計課 | (03-3502-8695) |

※プロジェクト
の窓口を担当

水田農業高収益化推進計画（都道府県）

- 都道府県・産地段階の推進体制・役割（国と同様のプロジェクトチームを構築）
- 都道府県・産地ごとの推進品目の導入目標や目標達成に向けた取組
- ――
- ・栽培技術の習得や農地の条件整備に向けた取組
- ・活用予定の国の支援策や実施地区
- ・基盤整備事業等を活用している場合は、当該事業の「事業計画」とのリンク 等

支援後計画の
実現をフォローアップ

承認
支援

策定
提出

水田農業高収益化推進プロジェクト（国）

1. 技術・機械等の導入支援

- ①：時代を拓く園芸産地づくり支援（11億円の内数）
国産飼料増産対策事業（18億円の内数）
- ②：強い農業づくり総合支援交付金のうち産地基幹施設等支援タイプ（122億円の内数）、
農地利用効率化等支援交付金（30億円の内数）
- ③：果樹農業生産力増強総合対策（61億円の内数）

2. 高収益作物の導入・定着支援

- ――
- ・水田活用の直接支払交付金のうち畑地化促進助成（2,760億円の内数）

3. 生産基盤の整備

- ――
- ・農業農村整備事業（3,941億円の内数）、畑作等促進整備事業（26億円）、
農地の耕作条件改善（244億円の内数）

農地耕作条件改善事業

令和8年度予算概算要求額 21,235百万円（前年度 19,843百万円）

＜対策のポイント＞

農地中間管理機構による担い手への農地集積等に向けて、地域の多様なニーズに応じたきめ細かな耕作条件の改善、高収益作物への転換、麦・大豆の増産、スマート農業の導入、水田貯留機能の向上に必要な取組等をハードとソフトを組み合わせて支援します。

＜事業目標＞

農業生産基盤整備の実施地区における担い手の米生産コストの労働費削減（6割削減（現状比））

＜事業の内容＞

地域の多様なニーズに応じて、以下の1～6を支援します（1～6は組み合わせることが可）。

- 1. 農地集積促進**
畦畔除去による区画拡大や暗渠排水等の担い手への集積に向けたきめ細かな耕作条件の改善を支援します。
- 2. 高収益作物転換**
高収益作物への転換に向けた基盤整備に加え、輪作体系の検討や栽培技術の研修会、高付加価値農業施設の設置等の高収益作物への転換に必要な取組を支援します。
- 3. スマート農業導入**
スマート農業の導入に向け、基盤整備と一体的に行うGNSS基地局の設置等を支援します。
- 4. 病害虫対策**
農地の土層改良や排水対策等の病害虫の発生予防・まん延防止に必要な基盤整備等を支援します。
- 5. 水田貯留機能向上**
水田の雨水貯留機能を向上する「田んぼダム」の実施に必要な基盤整備等を支援します。
- 6. 土地利用調整**
多様で持続的かつ計画的な農地利用のためのゾーニングに必要な交換分合や基盤整備等を支援します。

※地域計画内における整備農地周辺の未整備農地を整備する場合、機構集積推進費の活用が可能

※高収益作物の転換割合に応じ、高収益作物導入促進費の活用が可能
（事業実施後に水田活用の直接支払交付金の対象外の農地となる場合、高収益作物導入推進費の活用が可能）

【実施区域】 農用地区域のうち地域計画の策定区域等
【実施要件】 総事業費200万円以上、農業者数2人以上 等

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞

きめ細かな耕作条件改善への支援



高収益作物への転換に向けた支援



スマート農業導入への支援



「田んぼダム」の取組支援



病害虫対策への支援

【お問い合わせ先】 農村振興局農地資源課（03-6744-2208）

農地耕作条件改善事業（1/2）

地域の多様なニーズに応じて、

以下の①～⑥を支援

（①～⑥は組み合わせることが可）

- ・対象区域：農振農用地のうち地域計画の策定区域、生産緑地等（④～⑥除く）
- ・事業主体：農地中間管理機構、都道府県、市町村、土地改良区、農業協同組合、農業法人 等
- ・実施要件（共通）：事業費200万円以上、農業者2者以上、活用する支援に応じた計画策定、ハード事業の実施

① 農地集積促進

農地中間管理機構による地域内への担い手への農地集積に向けた、きめ細かな耕作条件の改善を支援します。

- （ハード）区画拡大、暗渠排水、湧水処理、客土、除礫、末端畑地かんがい施設、用排水路や農作業道等の更新整備（定額※1）、農業用排水施設、土層改良、区画整理、農作業道、ICT水管理や防草対策等の管理省力化支援（定額※2）等
- （ソフト）集積に向けた調査・調整や先進的省力化技術導入等の条件改善推進※3（定額）、導入作物に応じた品質向上支援（定率）等

- ※1 定額助成単価は現場条件等に応じた標準的な工事費の1/2相当。R7年度単価は、区画拡大（25万円/10a等）、暗渠排水（19万円/10a等）など
- ※2 定率助成の補助率は、平地50%、中山間地域55% など
- ※3 単年度あたり300万円迄を支援

② 高収益作物転換

高収益作物転換に向けた基盤整備や営農定着に必要な取組を支援します。

【実施要件】受益農地の1/4以上を新たに高収益作物に転換すること

- （ハード）高収益作物の転換に向けた暗渠排水、客土、末端畑地かんがい施設（定額）、農業用排水施設、区画整理（定率）等
- （ソフト）高収益作物への転換支援※4、新植・改植支援、幼木管理支援（定額）、高収益作物導入支援※5（定率）等
- ※4 高収益作物転換プラン作成支援、技術習得方法の検討と実践、技術者育成、試験販売等の経営展開支援、現場での研修会等について、単年度あたり300～500万円迄を支援
- ※5 実証展示は場の設置・運営、導入1年目の種子・肥料等への支援、農業機械のリース、高付加価値農業施設の設置 等

③ スマート農業導入

スマート農業に必要なGNSS基地局の設置等の整備やスマート農業の導入を支援します。

- （ハード）スマート農業の導入に向けた区画拡大（定額）、区画整理、農作業道の整備、GNSS基地局の整備（定率）等
- （ソフト）トラクタへの自動操舵システム等の先進的省力化技術の導入、基地局の整備に必要な調査・調整支援（定率）等

④ 病害虫対策

病害虫の発生予防やまん延防止に向けた対策を支援します。

【事業実施区域】植物防疫法に基づく発生予察情報において、警報・注意報・特殊報の発表された区域

- （ハード）反転耕、混層耕、堆肥施用、明渠排水、客土（定額）、排水路の新設・変更（定率）等
- （ソフト）土地利用の調査・調整等の条件改善推進（定額）、条件改善促進支援（定率）等

⑤ 水田貯留機能向上

水田の雨水貯留機能を向上する「田んぼダム」の実施に必要な整備を支援します。

【事業実施区域】農振農用地のうち、地域計画策定区域等であり、かつ、流域治水プロジェクト等が策定され、流域治水対策を実施する区域

- （ハード）「田んぼダム」実施に向けた畦畔の更新、排水桝の設置（定額）等
- （ソフト）※6「田んぼダム」実施に向けた地元調査・調整経費、下流域の住民と行う実証、堰板購入等の条件改善推進（定額）等

- ※6 ソフト事業はハード実施区域に限らず、流域治水対策実施区域内での実施が可能

⑥ 土地利用調整

多様で持続的かつ計画的な農地利用の実現に向けた、ゾーニングに必要な交換分合や整備を支援します。

【事業実施区域】農振農用地のうち地域計画の策定区域等及びその周辺農地

- （ハード）粗放的農地利用整備（用地、作業道等の整備、土地改良施設の撤去等）（定率）等
- （ソフト）交換分合や土地利用の調査・調整等の条件改善推進（定額）等



畦畔除去



高付加価値農業施設の設置



GNSS基地局設置



客土・反転耕



排水桝と堰板の整備



粗放的な農地利用

農地耕作条件改善事業（2/2）

〔機構集積推進費〕 ※ 下線部は拡充内容

- 地域計画について、策定後の次のステップとして地域計画の実現を推進していくことが必要であるが、担い手が地域の農業を担うに当たって農地が未整備であること、所有者や耕作者に負担をする準備がないことが制約要因となっている。
- 一方で、既に整備が進んでいる地域では、集積の受け皿となる担い手がいるなど農地を集積できる条件が整っていると考えられることから、このような地域において未整備農地が残っている場合には、農地耕作条件改善事業の農業者負担に対し、機構集積推進費を交付することにより、担い手への集積を加速化。



事業内容： 定率助成のハード整備メニューの事業費の最大12.5%（全額国費）を交付。

実施主体： 都道府県、市町村、土地改良区、農業協同組合等

実施要件：

- ・地域計画区域内で新たに整備する農地面積が、5ha未満であること
- ・以下の①～③の期間の合計が15年以上の農地

- ①機構が借り入れている農地の農地中間管理権の期間
- ②機構が農業経営又は農作業の委託を受けている農地の期間
- ③機構が農地を所有している期間

- ・事業完了後 3 年以内に担い手への集積率を100%とすること。
- ・本推進費と経営転換協助力金を重複して交付しないこと
- ・未整備農地及び地域計画内の過去に国費が投入された農地について、本事業による整備及び過去の基盤整備等により収益性が20%以上向上すること

〔高収益作物導入促進費〕

- 主食用米の需要が減少傾向が続く中、既存の水田において、大区画化・汎用化を進め、畑作物、なかでも、**野菜等の収益性の高い作物への転換を図ることが重要。**
- 一方、高収益作物の導入は、ハードルの高いものであるため、高収益作物転換型において、**ビニルハウス等の施設園芸に必要な施設整備、果樹等の植え付けを行ったほ場等の高収益作物への転換率に応じ、高収益作物導入促進費を交付（国費負担：50%等）**することにより、高収益作物への転換を強力に推進。

※ なお、事業実施後に水田活用の直接支払交付金の対象とならない農地となる場合、高収益作物導入推進費として、全額国費による支援が可能。

高収益作物転換率に応じた助成

高収益作物転換率	助成割合
50%以上	12.5%
40%～50%	10.0%
30%～40%	7.5%

推進費・促進費を活用する場合のガイドライン

通常のガイドライン

事業主体	国	都道府県	市町村	地元
都道府県営	50%	27.5%	10%	12.5%
市町村営	50%	14%	21%	15%
改良区営	50%	14%	13%	23%

上記を活用する場合のガイドライン

事業主体	国	都道府県	市町村	地元
都道府県営	50%	27.5%	10%	12.5%
市町村営 改良区営	50%	15%	22.5%	12.5%

※ 標準的な負担割合

なお、北海道、沖縄県、奄美、離島、中山間地域等については、別の負担割合を設定

大区画化等加速化支援事業

令和8年度予算概算要求額 3,149百万円（前年度 -）

＜対策のポイント＞

農業者が減少する中、生産性の向上、生産コストの低減に向け、農業構造転換集中対策期間において、法人等の農業者が自ら行う畦畔除去等の簡易整備による農地の大区画化等の取組に加え、巨大区画化等の効果検証及び横展開の取組等を支援します。

＜事業目標＞

農業生産基盤整備の実施地区における担い手の米生産コストの労働費削減（6割削減（現状比））

＜事業の内容＞

＜事業イメージ＞

1. 農地の区画拡大や省力化整備に係る基盤整備

畦畔除去による区画拡大や暗渠排水等の簡易な基盤整備を定額で支援します。

【定額上限】区画拡大 7万円/10a、畦畔除去 4万円/100m、暗渠排水 14万円/10a 等

2. 調査・調整活動等に係るソフト事業

権利関係、農家意向、農地集積等に関する調査・調整活動等に要する経費を定額で支援します。

【定額上限】300万円/地区

3. 巨大区画化等の効果検証及び地域内での横展開

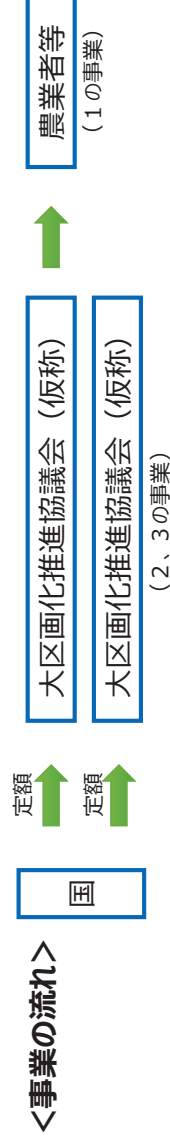
3ha以上（北海道5ha以上）の巨大区画化又は中山間地域において労働費が3割以上削減されることが見込まれる省力化整備の効果検証及び地域内での横展開に要する経費を定額で支援します。

【定額上限】3,000万円/協議会

※1の事業では、担い手に集約化（面的集積）し、1ha以上に大区画化する場合、助成単価を約1.3倍まで引上げ。

【実施区域】農用地区域のうち地域計画の策定区域等

【実施要件】農地の区画拡大を実施すること



※大区画化推進協議会（仮称）：各都道府県に1つずつ設置し、農業者への技術指導、交付事務等を実施。

法人等の農業者が自ら施工可能な簡易な整備によって、機動的に農地の区画拡大を実施し、併せて担い手への農地集積や更なる大区画化・省力化を図ることで、競争力ある農業の実現に寄与します。



簡易な基盤整備により区画拡大



区画拡大イメージ

【お問い合わせ先】農村振興局農地資源課（03-6744-2208）

＜対策のポイント＞

農業水利施設のきめ細かな長寿命化対策、機動的な防災減災対策等を支援します。

＜事業目標＞

- 農業水利施設の機能が保全され、農業用水が安定的に供給されている農地面積の割合（100%を維持）
- 防災対策の優先度の高い防災重点農業用ため池における防災工事の完了率（83%以上）〔令和12年度まで〕
- 防災対策を実施した地区の農業生産活動の維持と農業経営の安定化

＜事業の内容＞

＜事業イメージ＞

1 きめ細かな長寿命化対策

- ① 機能診断・機能保全計画に基づいた補修や更新、パイプライン化、水管理のICT活用等による水管理・維持管理の省力化、農業水利施設のスペア資材の確保、農道（避難路等）の整備を支援します。
- ② ハード対策を行うための機能診断・機能保全計画の策定、土地利調整等を支援します。

2 機動的な防災減災対策

- ① 災害の未然防止に必要な施設整備、リスク管理のための観測機器の設置※、農業水利施設の撤去、ため池の廃止（災害による被災を契機に廃止することとなった農業用ため池の堤体の開削など、二次災害を防止するために行う応急対策を含む。）、渇水対策のポンプ設置、農道（避難路等）の整備等の防災減災対策を支援します。
- ② ハード対策を行うための耐震性点検・調査等を支援します。
- ③ 合併浄化槽への転換により用途廃止される農業集落排水施設の単独撤去を支援します。
- ④ 流域治水対策のための農業水利施設への危機管理システムの整備※等を支援します。

3 ため池の保全・避難対策

ハザードマップの作成、監視・管理に必要な研修の開催、ため池サポートセンター等が行う管理者への指導・助言等の活動を支援します。（ため池サポートセンター等への支援について、定率助成の上限額を引上げ。）

4 施設情報整備・共有化対策

農業水利施設情報等のGIS化を支援します。

【実施区域】 農用地区域、生産緑地 等

【実施要件】 1、2の対策：総事業費200万円以上、受益者数2者以上、

工事期間原則3年（ため池の場合は5年）以内 等

＜事業の流れ＞



きめ細かな長寿命化対策

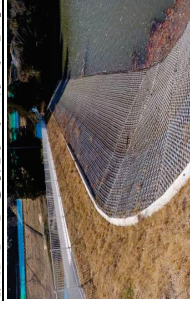


漏水防止のための整備

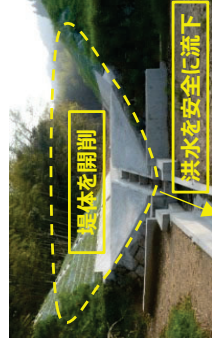


老朽化した施設の機能診断

機動的な防災減災対策



ため池の整備



ため池の廃止

ため池の保全・避難対策



ため池の現地パトロール

施設情報整備・共有化対策



施設情報等のGIS化

【お問い合わせ先】 農村振興局水資源課 (03-3502-6246)
 防災課 (03-6744-2210)
 設計課 (03-6744-2201)
 地域整備課 (03-6744-2209)

畑作等促進整備事業

令和8年度予算概算要求額 2,603百万円（前年度 2,200百万円）

<対策のポイント>

麦・大豆や野菜等の生産拡大を図るため、畑作物・園芸作物を作付けする地域において、畑地かんがい施設の整備、農地の排水改良等の基盤整備をきめ細かく機動的に支援します。

<事業目標>

農業水利施設の機能が保全され、農業用水が安定的に供給されている農地面積の割合（100%を維持）

<事業の内容>

1 ハード事業

畑作物・園芸作物の生産性向上のための**畑地かんがい施設の整備、区画整理、農道整備**、水稲から畑作物・園芸作物への**作付転換に必要な排水改良やパイプライン化等の基盤整備**を支援します。

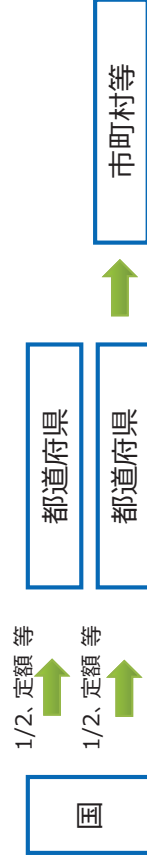
2 ソフト事業

実証ほ場の設置・運営、農業機械・施設のリース、果樹・茶に係る新植・改植、作付転換等の営農の転換等に向けた取組を基盤整備と一体的に支援します。

【実施区域】 農用地区域（畑作物・園芸作物が作付けされる農地）等

【実施要件】 総事業費200万円以上、農業者数2者以上、
工事期間原則5年以内 等

<事業の流れ>



<事業イメージ>

畑地帯のきめ細かな基盤整備への支援



畑地かんがい施設の整備



農道整備による輸送効率の向上



畑の排水改良

水田地域の作付転換への支援



暗渠排水の整備



野菜・果樹への転換

【お問い合わせ先】 農村振興局水資源課（03-3502-6246）

<対策のポイント>

農業者が減少する中、生産性の向上、生産コストの低減に向け、**農業水利施設等の管理の省力化・高度化**や**スマート農業の実装**を推進するとともに、**地域活性化**を促進するため、農村地域における**情報通信環境の整備**を支援します。

<事業目標>

農業水利施設等の管理省力化等を図る情報通信環境の整備に取り組み、事業目標を達成した地区の創出（10地区）

<事業の内容>

1. 計画策定事業

- ① 計画策定支援事業
情報通信環境に係る調査、計画策定に係る取組を支援します。また、情報通信分野の知見を持つ人材を育成する取組を支援します。
- ② 計画策定促進事業
事業を進める中で生じる諸課題の解決に向けたサポート、ノウハウの横展開等を行う民間団体の活動を支援します。

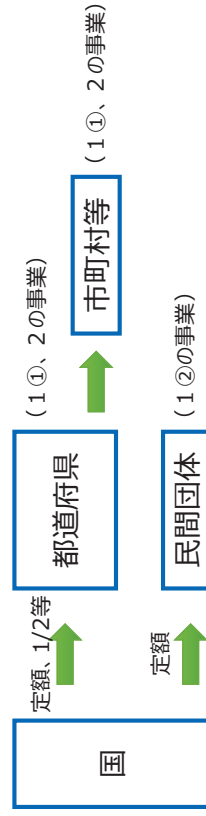
2. 施設整備事業

- ① 農業水利施設等の管理の省力化・高度化やスマート農業の実装に必要な**光ファイバ**、**無線基地局**等の**情報通信施設及び附帯設備の整備**を支援します。
- ② ①の情報通信施設を**地域活性化に有効活用するための附帯設備の整備**を支援します。

【実施要件】

- ・事業実施計画を策定していること（1、2の事業）
- ・総事業費200万円以上 等（2の事業）

<事業の流れ>



<事業イメージ>



日本型直接支払

令和8年度予算概算要求額 81,379百万円（前年度 81,312百万円）

＜対策のポイント＞

農業の多面的機能の維持・発揮を図るため、地域の共同活動、中山間地域等における農業生産活動、自然環境の保全に資する農業生産活動を支援します。

＜政策目標＞

地域の共同活動、中山間地域等における農業生産活動、自然環境の保全に資する農業生産活動による農業の多面的機能の維持・発揮

＜事業の全体像＞

近年の農村地域の高齢化、人口減少等により、地域の共同活動等によって支えられ国民全体が享受している多面的機能（国土保全、水源涵養、景観形成等）の発揮に支障が生じつつあることから、平成27年度から「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」に基づき、地域の共同活動による多面的機能の発揮を促進する制度として実施しています。

高度な多面的機能の発揮

生産方式
に着目

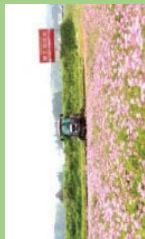
環境保全型農業直接支払

2,871百万円（前年度 2,804百万円）

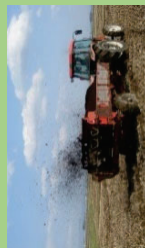
○自然環境の保全に資する生産方式を導入した農業生産活動を推進するため、活動の追加的コストを支援



有機農業



緑肥の施用



堆肥の施用

多面的機能支払

50,048百万円（前年度 50,048百万円）

活動内容
に着目

【資源向上支払】

○地域資源（農地、水路、農道等）の質的向上を図る共同活動を支援

- ・水路、農道、ため池の軽微な補修
- ・生態系保全などの農村環境保全活動
- ・施設の長寿命化のための活動 等



水路のひび割れ補修



ため池の外來種駆除

【農地維持支払】

○多面的機能を支える共同活動を支援※

- ・農地法面の草刈り、水路の泥上げ、農道の路面維持等の基礎的保全活動
- ・農村の構造変化に対応した体制の拡充・強化 等 農地法面の草刈り 水路の泥上げ



水路の泥上げ



農地法面の草刈り

※担い手に集中する水路・農道等の管理を地域で支え、規模拡大を後押し

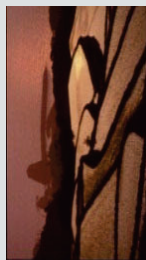
中山間地域等直接支払

28,460百万円（前年度 28,460百万円）

対象地域
に着目

○中山間地域等において、農業生産条件の不利を補正することにより、将来に向けた農業生産活動の継続を支援

- ・農業生産活動（耕作放棄の防止活動等）
- ・多面的機能を増進する活動（周辺林地の管理、景観作物の作付等）



中山間地域

多面的機能支払交付金

令和8年度予算概算要求額 50,048百万円（前年度 50,048百万円）

＜対策のポイント＞

地域共同で行う、多面的機能を支える活動や地域資源（農地、水路、農道等）の質的向上を図る活動を支援します。

＜事業目標＞

- 農地・水路等の保全管理により農業生産活動が維持される農用地面積（237.8万ha〔令和12年度まで〕）
- 農地・水路等の保全管理の共同活動を行う小規模組織のうち体制強化に取り組む組織の割合（50%〔令和12年度まで〕）

＜事業の内容＞

1. 多面的機能支払交付金 48,463百万円（前年度48,463百万円）

① 農地維持支払

地域資源の基礎的保全活動等の多面的機能を支える共同活動を支援します。

② 資源向上支払

地域資源の質的向上を図る共同活動、施設の長寿命化のための活動を支援します。

交付単価		(円/10a)			
		都府県	北海道		
	① 農地維持支払	② 資源向上支払	③ 資源向上支払	④ 資源向上支払	⑤ 資源向上支払
	(共同) ※1	(共同) ※1	(長寿命化) ※1,2,3	(長寿命化) ※1,2,3	(長寿命化) ※1,2,3
	田	3,000	2,400	4,400	1,920
	畑	2,000	1,440	2,000	1,200
		草地	250	240	130
					400

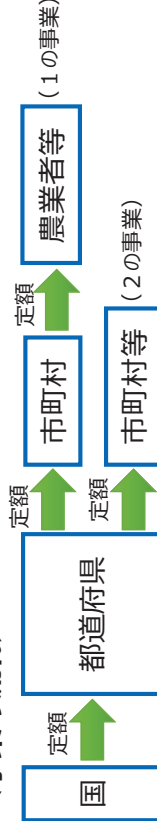
〔5年間以上実施した地区は、②に75%単価を適用〕

- ※1：②、③の資源向上支払は、①の農地維持支払と併せて取り組むことが必要
- ※2：①、②と併せて③の長寿命化に取り組む場合は、②に75%単価を適用
- ※3：③の長寿命化において、直営施工を行わない場合は、5/6単価を適用

2. 多面的機能支払推進交付金 1,585百万円（前年度1,585百万円）

交付金の適正かつ円滑な実施に向けて、都道府県、市町村等による事業の推進を支援します。

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞

農地維持支払

- ・農地法面の草刈り、水路の泥上げ、農道の路面維持等
- ・農村の構造変化に対応した体制の拡充・強化、地域資源の保全管理に関する構想の策定等



資源向上支払

- ・水路、農道、ため池の軽微な補修、景観形成や生態系保全などの農村環境保全活動等
- ・老朽化が進む水路、農道などの長寿命化のための補修等



実施主体：農業者等で構成される組織（①及び③は農業者のみで構成する組織でも取組可能）
対象農用地：農振農用地及び多面的機能の発揮の観点から都道府県知事が定める農用地

【加算措置】

項目		都府県	北海道
多面的機能の更なる増進への支援	田	400	320
	畑	240	80
		草地	40
			20
		400	320

(円/10a)

項目		交付単価	交付単価
環境負荷低減の取組への支援	化学肥料と化学合成農薬を原則5割以上低減する取組と併せて環境負荷軽減に取り組む面積が増加する場合	800	40万円/組織
	長期中干し	4,000	
	冬期湛水	8,000	
	夏期湛水	3,000	
	中干し延期	4,000	
	江の設置等	3,000	
		作溝実施	
		作溝未実施	

※広域活動組織内の複数の集落をまわって共同活動を行う班

【お問い合わせ先】農村振興局農地資源課（03-6744-2197）

中山間地域等直接支払交付金

令和8年度予算概算要求額 28,460百万円 (前年度 28,460百万円)

＜対策のポイント＞

中山間地域等において、農業生産条件の不利を補正することにより、将来に向けた農業生産活動の継続を支援します。

＜標目業事＞

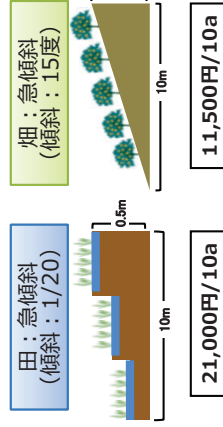
耕作放棄を防止し、中山間地域等の農用地8.4万haの減少を防止[令和7年度から令和11年度まで]

△ 陸軍省 参謀部

1. 中山間地域等直接支払交付金 27,560百万円（前年度 27,560百万円）
- 農業生産条件の不利な中山間地域等において、集落等を単位に、農用地を維持・管理していくための取決め（協定）を締結し、それによって農業生産活動等を行う場合に、面積に応じて一定額を交付します。

【主な交付単価】

地目	区分	交付単価 (円/10a)
田	急傾斜 (1/20～)	21,000
	緩傾斜 (1/100～)	8,000
畑	急傾斜 (15度～)	11,500
	緩傾斜 (8度～)	3,500



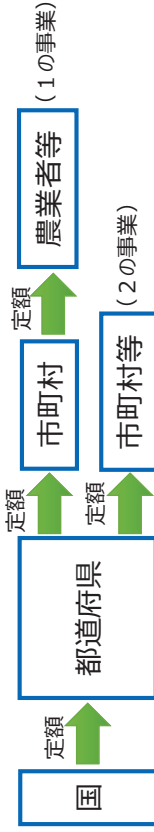
「農業生産活動等を継続するための活動」のみを行う場合は交付単価の8割（基礎単価）、これに加えて「ネットワーク化活動計画※1の作成」を行う場合は交付単価の10割を交付（体制整備単価）

※1 複数の集落協定間での活動の連携（ネットワーク化）や統合、多様な組織等の参画に向けた計画

2. 中山間地域等直接支払推進交付金 900百万円 (前年度 900百万円)

制度の適正かつ円滑な実施に向けた都道府県、市町村等の推進体制を強化します。

＜事業の流れ＞



業事

【対象地域】中山間地域等

(地域振興 8 法と棚田法指定地域及び知事が定める特認地域)

【対象農用地】 農振農用地区域内かつ地域計画区域内に存し、傾斜等の基準を満たす農用地

【対象者】集落協定又は個別協定に基づき5年以上継続して耕作を行う農業者等
【集落協定等に基づく活動】

- ① 農業生産活動等を継続するための活動（耕作放棄の発生防止、水路・農道の管理活動等）
- ② 農業生産活動等の体制整備のための取組（ネットワーク化活動計画の作成）

【加算措置】

加算項目（取組目標の設定・達成が必要）※2	10a当たり単価
棚田地域振興活動加算	
棚田地域振興法に基づく認定棚田地域振興活動計画の対象棚田等 （田1/20以上、畑15度以上）の保全と地域の振興を支援 （超急傾斜農地保全管理加算、スマート農業加算との重複は不可）	10,000円 （田・畑）
棚田地域振興活動加算を受ける農地のうち超急傾斜農地 （田1/10以上、畑20度以上） （超急傾斜農地保全管理加算、スマート農業加算との重複は不可）	14,000円 （田・畑）
超急傾斜農地保全管理加算	
超急傾斜農地（田1/10以上、畑20度以上）の保全や有効活用を支援	6,000円 （田・畑）
ネットワーク化加算 【上限額：100万円/年】	10,000円（最大※3） （地目にかかわらず）
ネットワーク化や統合等による人材確保や活動の継続に向けた取組を支援	
スマート農業加算 【上限額：200万円/年】	5,000円 （地目にかかわらず）
スマート農業による作業の省力化、効率化に向けた取組を支援	

※2 第5期対策（R2～R6）で実施した集落機能強化加算の経過措置を引続き設定

※3 協定面積の規模に応じた段階的に適用単価が変動

(～5ha部分) 10,000円/10a、(5ha～10ha部分) 4,000円/10a、(10～40ha部分) 1,000円/10a

(注) 本制度は、予算の範囲内で交付金を交付する仕組みです。申請額の全国合計が予算額を上回った場合、交付金が減額される場合があります。

[お問い合わせ先] 農村振興局地域振興課 (03-3501-8359)

日本型直接支払のうち
環境保全型農業直接支払交付金

令和8年度予算概算要求額 2,871百万円（前年度 2,804百万円）

＜対策のポイント＞

農業の持続的な発展と農業の有する多面的機能の発揮を図るとともに、みどりの食料システム戦略の実現に向けて、農業生産に由来する環境負荷を低減する取組と合わせて行う**地球温暖化防止や生物多様性保全等に効果の高い農業生産活動**を支援します。

＜事業目標＞

温室効果ガス排出削減への貢献、生物多様性保全の推進

※ 令和9年度を目標に創設する新たな環境直接支払交付金については、本事業を見直し、みどりの食料システム法認定農業者による先進的な環境負荷低減の取組を支援することを検討します。

＜事業の内容＞

1. 環境保全型農業直接支払交付金 2,753百万円（前年度2,686百万円）

- ① 対象者：農業者の組織する団体、一定の条件を満たす農業者等
- ② 対象となる農業者の要件

ア 主作物について販売することを目的に生産を行っていること
イ 環境負荷低減のチェックシートによる自己点検に取り組むこと
ウ 環境保全型農業の取組を広げる活動（技術向上や理解促進に係る活動等）に取り組むこと

③ 支援対象活動

化学肥料、化学農薬を原則5割以上低減する取組と合わせて行う地球温暖化防止や生物多様性保全等に効果の高い営農活動

④ 取組拡大加算

有機農業の新規取組者の受入れ・定着に向けた活動を支援

2. 環境保全型農業直接支払推進交付金 118百万円（前年度118百万円）

都道府県、市町村等による環境保全型農業直接支払交付金事業の推進を支援します。

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞

【支援対象取組・交付単価】

化学肥料、化学農薬を原則5割以上低減する取組と合わせて行う以下の取組

▶ 全国共通取組 国が定めた全国を対象とする取組

全国共通取組		取組内容	交付単価 (円/10a)
有機農業	そば等雑穀、飼料作物以外 ^{注1}	国際水準の有機農業を実施する移行期の取組 (有機JAS認証取得を求めるものではありません。)	14,000
	そば等雑穀、飼料作物		
堆肥の施用 ^{注2}		主作物の栽培期間の前後のいづれかに堆肥を農地へ施用（0.5t（水稲）又は1t（水稲以外）/10a以上）する取組	3,600
緑肥の施用 ^{注2}		カバークロープ、リビングマルチ、草生栽培のいづれかを実施する取組	5,000
総合防除 ^{注2}	そば等雑穀、飼料作物以外	IPM実践指標の6割以上を達成するとともに、畦畔除草管理や交信攪乱剤の利用等の活動を実施する取組	4,000
	そば等雑穀、飼料作物		
炭の投入		炭を農地へ施用（50kg又は500L/10a以上）する取組	2,000
			5,000

注1 このうち、炭素貯留効果の高い有機農業を実施する場合（土壌診断を実施した上で、堆肥の施用、緑肥の施用、炭の投入のいずれかを実施する場合）に限り、2,000円を加算。

注2 主作物が水稲の場合、長期中干しや秋耕等のメタン排出削減対策をセットで実施。

▶ 地域特認取組

地域の環境や農業の実態等を踏まえ、都道府県が申請し、国が承認した、地域を限定した取組
※交付単価は、都道府県が設定します。

※全国共通取組や多面的機能支払での支援対象となっていない取組が対象

【取組拡大加算】

有機農業に新たに取組む農業者の受入れ・定着に向けて、栽培技術の指導等の活動を実施する農業者団体に対し、活動によって増加した新規取組面積に応じて支援（交付単価：4,000円/10a）

※本制度は、予算の範囲内で交付金を交付する仕組みです。申請額の全国合計が予算額を上回った場合、交付金が減額されることがあります。

【お問い合わせ先】

農産局農業環境対策課（03-6744-0499）

農山漁村振興交付金

令和8年度予算概算要求額 8,575百万円（前年度 7,389百万円）

＜対策のポイント＞

少子高齢化・人口減少が進む農山漁村において、多様な人材が農村に関わる機会を創出するとともに、農山漁村の多様な地域資源を活用して所得の向上と雇用の創出を図る「里業」の推進等の「経済面」の取組、生活の利便性の確保を図る「生活面」の取組など農村振興施策を総合的に推進することにより、地域社会の維持、活性化を後押しします。

＜事業目標＞

地域資源を活用して付加価値額向上に取り組む事業体の割合の増加（68%→78%〔令和11年度まで〕）等

＜事業の全体像＞

農山漁村地域

地域資源活用価値創出対策

地域資源活用価値創出推進事業

地域活性化のための活動計画づくりや農山漁村の地域資源を活用し、新たな価値を創出する取組等を支援します。

地域資源活用価値創出整備事業

農山漁村の地域資源を活用し、新たな価値を創出する施設整備を支援します。

（関連事業）
地域資源活用価値創出委託調査事業

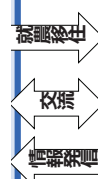
都市部

都市農業機能発揮対策

都市農業への関心の喚起や多様な機能の発揮に資する取組を支援します。



都市農地貸借による担い手づくりへの支援



インバウンド食関連消費拡大型



GI産品等を活用した食コンテンツの開発

農福連携型



障害者等の農林水産業に関する技術の習得

農泊推進型



景観等を利用した高付加価値コンテンツの開発

創出支援型



官民共創による地域課題解決

地域活性化型



地域活性化のための活動計画づくり※

※ 農山漁村振興交付金の全ての対策について活用が可能

中山間地域等

中山間地域農業推進対策

中山間地域農業推進対策

複数集落の機能を補完する農村型地域運営組織（農村RMO）の形成、収益力向上や販売強化等に関する取組、デジタル技術の導入・定着、棚田地域の振興を支援します。

中山間地域農業推進対策

農山漁村の地域資源を活用し、新たな価値を創出する施設整備を支援します。

（関連事業）
地域資源活用価値創出委託調査事業

中山間地域農業推進対策

複数集落の機能を補完する農村型地域運営組織（農村RMO）の形成、収益力向上や販売強化等に関する取組、デジタル技術の導入・定着、棚田地域の振興を支援します。



栽培技術のeラーニング

最適土地利用総合対策

地域における土地利用構想の作成から実現までの取組を総合的に支援します。



土地利用構想の作成

山村活性化対策

振興山村での地域資源を用いた地域経済の活性化の取組を支援します。



地域資源を活用した商品開発

＜対策のポイント＞

農林水産物をはじめとする多様な地域資源を活用し、多様な主体の参画・連携の下で付加価値を創出することによって、農山漁村における所得の向上と雇用機会の確保を図る「里業」の推進等の取組を支援します。

＜事業目標＞

地域資源を活用して付加価値額向上に取り組む事業体の割合の増加（68%→78%〔令和11年度まで〕）等

＜事業の内容＞

1. 地域資源活用価値創出推進事業

- ① 地域活性化に向けた活動計画策定※、地域づくりを担う農村プロデューサーの育成、農業・農村の情報発信等を支援します。※農山漁村振興交付金の全ての対策について活用が可能
- ② 地域資源を活用した新商品開発、経営改善等の多様な課題解決に取り組む事業者への専門家派遣、官民共創の促進による地域課題の解決等を支援します。
- ③ 農泊の実施体制の整備や経営の強化、観光コンテンツの磨き上げ等の取組を支援します。
- ④ 障害者等の農林水産業に関する技術の習得、農福連携を地域で広げるための取組、全国的展開に向けた取組、専門人材の育成等を支援します。
- ⑤ インバウンドの滞在期間の長期化や「食」の高付加価値化につながる農泊地域と輸産地等との連携を促し、GI産品等を活用した食コンテンツの開発、ガイドの育成・確保等の取組を支援します。

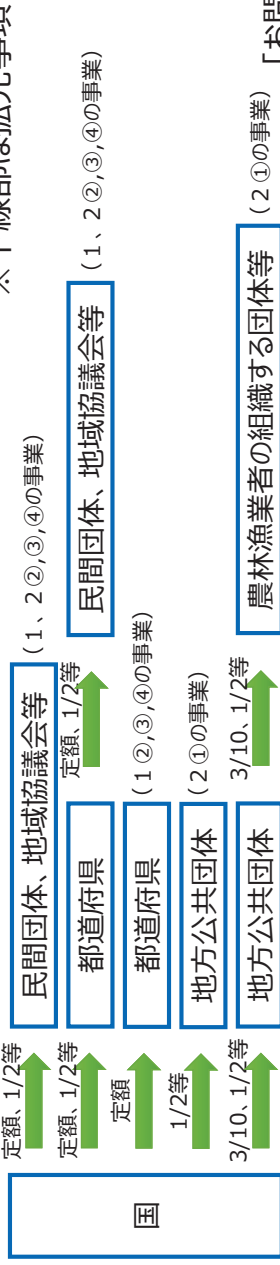
2. 地域資源活用価値創出整備事業

- ① 農林水産物加工・販売施設、地域間交流拠点等の整備を支援します。
- ② 農泊の推進に必要となる古民家等を活用した滞在施設等の整備を支援します。
- ③ 農福連携の推進に必要となる障害者等が作業に携わる生産施設等の整備を支援します。
- ④ 「食」の高付加価値化等と併せた食関連施設の整備を支援します。

（関連事業）地域資源活用価値創出委託調査事業

地域資源を活用した付加価値の創出に係るエビデンスに基づく施策企画・立案の充実を図るため、所得創出効果等の施策効果を測定するための委託調査を実施します。

＜事業の流れ＞



農林漁業者の組織する団体等（2①の事業）

【お問い合わせ先】 農村振興局都市農村交流課（03-6744-1855）

＜事業イメージ＞

1. 地域資源活用価値創出推進事業

① 地域活性化型



② 創出支援型



③ 農泊推進型



④ 農福連携型



⑤ インバウンド食関連消費拡大型



2. 地域資源活用価値創出整備事業

① 定住促進・交流対策型産業支援型



② 農泊推進型



③ 農福連携型



④ インバウンド食関連消費拡大型



農山漁村振興交付金（地域資源活用価値創出対策）のうち 地域資源活用価値創出推進事業（地域活性化型）

令和8年度予算概算要求額 8,575百万円（前年度 7,389百万円）の内数

＜対策のポイント＞

農山漁村の自立及び維持発展に向けて、地域住民が生き生きと暮らしていける環境の創出を行うためのきっかけをつくり、農山漁村について広く知ってもらうことを入口に、地域資源を活用した付加価値の創出や農村関係人口の拡大、二地域居住・移住・定住の実現を図り、農山漁村の活性化を推進します。

＜事業目標＞

農村関係人口の増加に向けた取組が行われている市町村数（1,190市町村【令和11年度まで】）

＜事業の内容＞

1. 活動計画策定事業

① 農山漁村が持つ豊かな地域資源を活用した地域の創意工夫による地域活性化に向けて、アドバイザーを活用したワークショップ等を通じて地域の活動計画策定を支援します。

② 活動計画に掲げられた取組を実施するための体制構築、実証活動及び専門的スキルの活用等を支援します。

【事業期間：3年、交付率：定額（上限：1年目500万円、2年目250万円等）※】

※条件不利地においては、交付期間の延長・上限額の加算措置あり。また、専門的スキルを活用する場合には、交付期間の延長・上限額の加算措置あり。

2. 農山漁村関わり創出事業

農山漁村の地域づくりを担う人材（農村プロデューサー）の育成等を支援します。

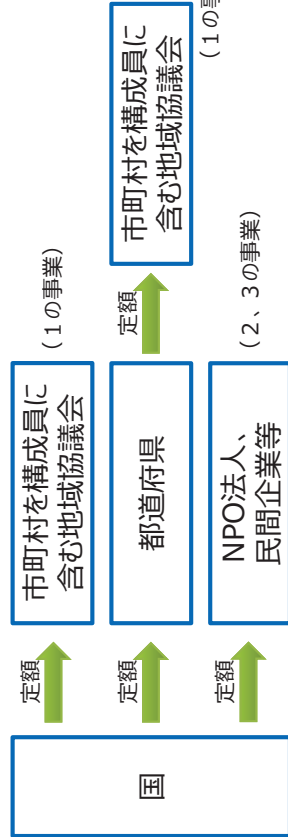
【事業期間：1年、交付率：定額】

3. 農山漁村情報発信事業

農山漁村のポテンシャルを引き出して地域の活性化や所得向上に取り組んでいる優良な事例の普遍化や、農業遺産等の歴史的・文化的背景、景観等を含む農業・農村の有する多様な価値に係る理解醸成及び企業等と農業・農村の協働に向けた情報発信の取組を支援します。

【事業期間：1年、交付率：定額】

＜事業の流れ＞



【お問い合わせ先】

（1の事業） 農山漁村振興局都市農村交流課
（2の事業） 農山漁村振興局都市農村交流課
（3の事業） 農山漁村振興局都市農村交流課
（4の事業） 農山漁村振興局都市農村交流課

＜事業イメージ＞



地域の活動計画の策定
（ワークショップの開催）



体制構築及び実証活動
（高齢者の移動確保）



農村プロデューサー養成講座（対面講義）
（講師による講義）



WebサイトやSNSによる
優良事例の情報発信



農業農村の多様な価値の理解醸成

農山漁村振興交付金（地域資源活用価値創出対策）のうち 地域資源活用価値創出推進事業（創出支援型）

令和8年度予算概算要求額 8,575百万円（前年度 7,389百万円）の内数

＜対策のポイント＞

農山漁村における所得の向上と雇用機会の確保を図るため、官民共創の促進による地域課題の解決に向けた取組、事業者等の経営改善に向けた専門
家派遣、農林水産物や農林水産業に関わる多様な地域資源を活用した新商品の開発等の取組を支援します。

＜事業目標＞

地域資源を活用して付加価値額向上に取り組む事業体の割合の増加（68%→78%〔令和11年度まで〕）

＜事業の内容＞

1. 地域資源活用・地域連携推進支援事業

地域資源を活用した付加価値の創出に必要な**新商品開発・販路開拓、経営戦略策定・ビジネス
アイデア創出、研究開発・実証事業等の取組**を支援します。

- ① 多様な地域資源を活用した新商品開発・販路開拓の取組
- ② 料理講習会等のイベントの実施など直売所の売上向上に向けた多様な取組
- ③ 地域資源の掘り起こし、ワークショップを通じてビジネスアイデアを創出する取組
- ④ 多様な地域資源を活用した研究開発・成果利用の取組

【事業期間：上限2年、交付率：1/2等（上限500万円/事業期間）】

2. 地域資源活用・地域連携中央サポート事業

① 都道府県サポートセンター等を全国的な視点で支援するため、中央サポートセンターを設置し、**地
域資源を活用した付加価値の創出に係る高度な課題解決に取り組む事業者等**に対して、**中央
プランナー等の専門家を派遣する取組**等を支援します。

② 地域金融機関等の中間支援組織により、これまで農業・農村の仕事に携わっていなかった企業等
の参加促進、地域課題の把握・翻訳、地域と企業のマッチング、マッチング後の伴走支援等の**官民
共創の促進**を図り、**農山漁村の抱える地域課題の解決を目指した取組**等を支援します。

③ 施設給食において、**地産地消を促進するコーディネーターの派遣・育成の取組**等を支援します。

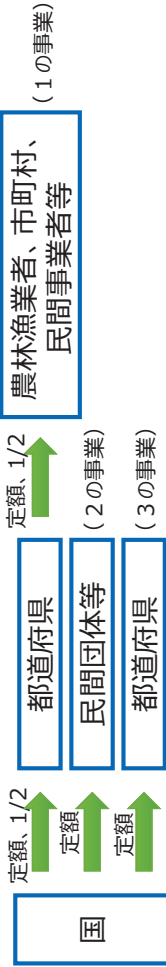
【事業期間：1年、交付率：定額】

3. 地域資源活用・地域連携都道府県サポート事業

**地域資源を活用した付加価値の創出に係る経営改善等の多様な課題解決に取り組む事業者に
対して、専門家を派遣する取組**等を支援します。

【事業期間：1年、交付率：定額】

＜事業の流れ＞



【お問い合わせ先】

（1、2①③、3の事業） 農村振興局都市農村交流課（03-6744-2497）
（2②の事業） 農村計画課（03-6744-2141）

＜事業イメージ＞

地域資源活用・地域連携推進支援事業



地域の農林水産物で
新商品を開発

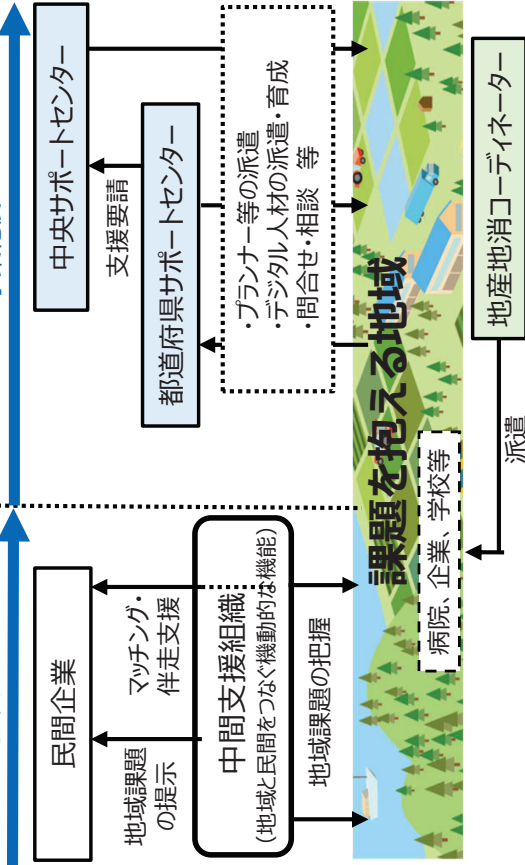


竹林の景観を活かした
キャンプ事業の創出

地域資源活用・地域連携中央・都道府県サポート事業

事業化前

事業化後



地域資源活用価値創出整備事業（定住促進・交流対策型及び産業支援型）

令和8年度予算概算要求額 8,575百万円（前年度 7,389百万円）の内数

<対策のポイント>

農山漁村の自立及び維持発展に向けて、多様な地域資源を活用しつつ、農山漁村における定住・交流の促進、農林漁業者の所得向上や雇用の増大を図るために必要となる農林水産物加工・販売施設、地域間交流拠点等の整備を支援します。

<事業目標>

- 農山漁村における施設整備による雇用者数の増加（130人〔令和11年度まで〕）
- 地域資源を活用して付加価値額向上に取り組む事業体の割合の増加（68%→78%〔令和11年度まで〕）

<事業の内容>

1. 地域資源活用価値創出整備事業（定住促進・交流対策型）

都道府県や市町村が計画主体となり、農山漁村における定住・交流の促進、農林漁業者の所得向上や雇用の増大等、農山漁村の活性化のために必要となる農林水産物加工・販売施設、地域間交流拠点等の整備を支援します。

【事業期間：上限3年、交付率：1/2等】

2. 地域資源活用価値創出整備事業（産業支援型）

農林漁業者等が多様な事業者とネットワークを構築し、制度資金等の融資又は出資を活用した、農林水産物等の多様な地域資源を活用し付加価値を創出する取組に必要な農林水産物加工・販売施設等の整備に対して支援します。

【事業期間：1年、交付率：3/10等】

再生可能エネルギー発電・蓄電・給電設備については、1又は2の施設整備と同時に設置する場合に加え、既存の活性化・6次化施設に追加して設置する場合も支援します。

<事業の流れ>



【お問い合わせ先】

（1の事業）

農村振興局地域整備課

（2の事業）

都市農村交流課

（03-3501-0814）

（03-6744-2497）

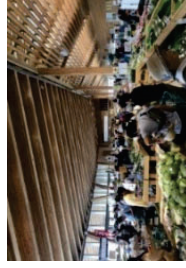
<事業イメージ>

定住促進・交流対策型

○ 計画主体 都道府県、市町村※1

※1 農山漁村活性化法に基づく活性化計画の作成が必要

○ 事業実施主体 都道府県、市町村、農林漁業者団体等



農林水産物直売所



廃校を利用した交流施設



農作業の体験施設

産業支援型

○ 事業実施主体 農林漁業者団体、中小企業者※2

※2 以下①～③のいずれかに基づく整備事業計画が必要

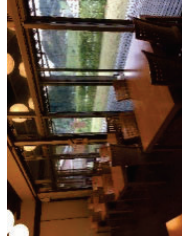
① 6次産業化・地産地消法に基づく総合化事業計画

② 農工商等連携促進法に基づく農工商等連携事業計画

③ 都道府県若しくは市町村が策定する戦略



農林水産物処理加工施設



農家レストラン

発電設備等の整備



太陽光発電設備

販売・交流施設等

電力供給



EV車等への給電設備

地域資源活用価値創出推進・整備事業（農泊推進型）

令和8年度予算概算要求額 8,575百万円（前年度 7,389百万円）の内数

<対策のポイント>

農山漁村の所得向上と関係人口の創出を図るため、農泊地域の実施体制の整備や経営の強化、食や景観の観光コンテンツとしての磨き上げ、国内外へのプロモーション、古民家を活用した滞在施設の整備等を一体的に支援します。また、農泊施設の避難所等としての活用を推進します。

<事業目標>

- 農泊地域での年間延べ宿泊者数（1,200万人〔令和11年度まで〕）
- 農泊地域における宿泊等の売上額（2,200億円〔令和11年度まで〕）

<事業の内容>

1. 地域資源活用価値創出推進事業（農泊推進型）

① 農泊推進事業等

農泊の推進体制整備や地元食材・景観等を活用した観光コンテンツの開発、Wi-Fi等の環境整備、新たな取組に必要な人材確保等を支援します。【事業期間：上限2年、交付率：定額（上限額は以下に示す）】

ア 農泊地域創出タイプ：農泊に新たに取組む地域を支援します。【上限500万円/年】

イ 農泊地域経営強化タイプ：過去に農泊推進事業を実施した地域において、単価の引き上げ等の高付加価値化を目指す新たな取組を支援します。【上限500万円（年基準額：250万円）】

ウ 人材活用事業【研修生タイプ上限250万円/年、専門家タイプ上限650万円/年】

② 広域ネットワーク推進事業

戦略的な国内外へのプロモーション、課題を抱える地域への専門家派遣・指導、都道府県による広域連携の促進、ニーズ調査等を支援します。【事業期間：1年、交付率：定額】

2. 地域資源活用価値創出整備事業（農泊推進型）

① 農泊の推進に必要な古民家等を活用した滞在施設や一棟貸し施設、体験・交流施設等の整備を支援します。

【事業期間：上限2年、交付率：1/2（上限2,500万円/事業期間※）】

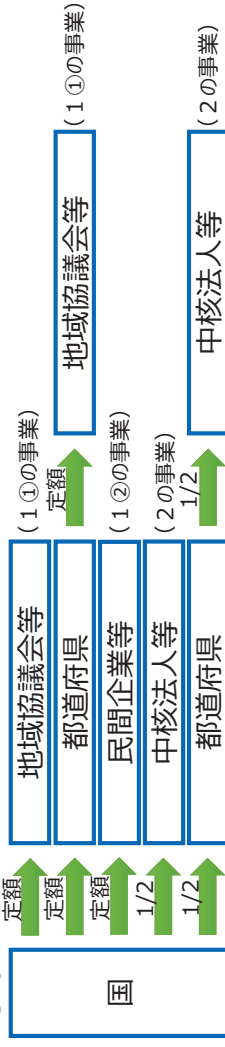
（※ 遊休資産の改修：上限5,000万円、市町村所有の遊休資産を宿泊施設として改修：上限1億円）

② 農家民泊等における小規模な改修を支援します。【事業期間：1年、交付率：1/2（上限1,000万円/経営者かつ5,000万円/地域、農家民泊へ転換する場合は上限100万円を加算）】

<地域の防災計画等と連携した避難所等として農泊施設を活用する場合の加算措置>

①に關し上限200万円を、②に關し上限200万円/経営者かつ1,000万円/地域を加算

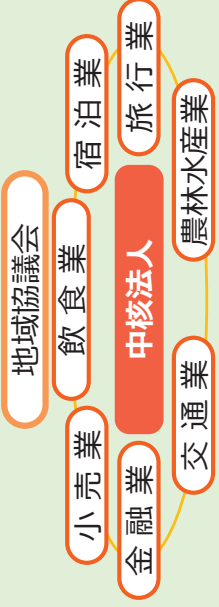
<事業の流れ>



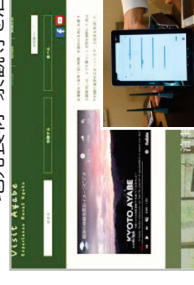
※下線部は拡充事項

<事業イメージ>

多様なプレーヤーで構成される地域協議会に対して一体的に支援



地元食材・景観等を活用した観光コンテンツの開発



専門家の派遣・指導



避難所等としての活用



遊休資産を活用した施設の整備

【お問い合わせ先】 農村振興局都市農村交流課（03-3502-5946）

農山漁村振興交付金（地域資源活用価値創出対策）のうち 地域資源活用価値創出推進・整備事業

（農福連携型）

令和8年度予算概算要求額 8,575百万円（前年度 7,389百万円）の内数

<対策のポイント>

農福連携の一層の推進に向け、障害者等の農林水産業に関する技術の習得、障害者等に農業体験を提供するユニバーサル農園※の開設、農福連携を地域で広げるための取組、障害者等が作業に携わる生産・加工・販売施設の整備、全国的な展開に向けた取組、都道府県による専門人材育成の取組等を支援します。

<事業目標>

農福連携等に取り組む主体数（12,000件〔令和12年度まで〕）

<事業の内容>

1. 地域資源活用価値創出推進事業（農福連携型）

① 農福連携支援事業

ア 農福連携の取組

障害者等の農林水産業に関する技術の習得、作業工程のマニュアル化、ユニバーサル農園の開設、移動式トイレの導入等を支援します。

【事業期間：上限2年、交付率：定額（上限150万円/年※）】

※整備事業が経営支援の場合は300万円/年。作業マニュアルの作成等に取り組む場合は初年度の上限額に40万円加算可能

イ 地域協議会の設立及び体制整備 ※構成員に市町村を含むこと

地域協議会による農福連携を地域で広げるための取組を支援します。

【事業期間：上限2年、交付率：定額（上限300万円/年）】

② 普及啓発・専門人材育成推進対策事業

農福連携の全国的な展開に向けた取組、農福連携の定着に向けた専門人材の育成の取組等を支援します。

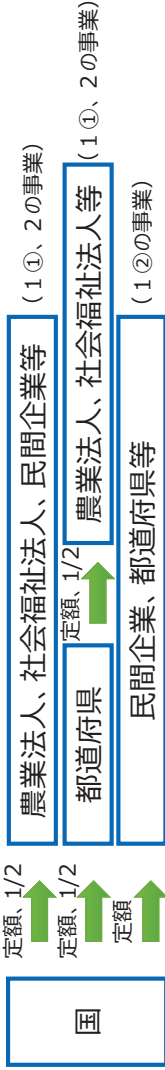
【事業期間：1年、交付率：定額（上限500万円等）】

2. 地域資源活用価値創出整備事業（農福連携型）

障害者等が作業に携わる生産・加工・販売施設のほか、ユニバーサル農園施設、安全・衛生面に係る附帯施設等の整備を支援します。

【事業期間：上限2年、交付率：1/2（上限：高度経営1,000万円、簡易整備200万円、経営支援2,500万円、介護・機能維持400万円）】

<事業の流れ>



<事業イメージ>

1. 地域資源活用価値創出推進事業（農福連携型）

① 農福連携支援事業



農産加工の実践研修 養殖籠補修技術の習得 ユニバーサル農園の開設 地域協議会の設立及び体制整備

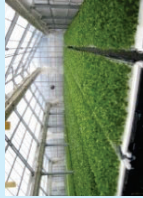
② 普及啓発・専門人材育成推進対策事業



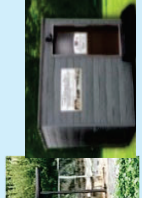
普及啓発

専門人材育成研修

2. 地域資源活用価値創出整備事業（農福連携型）



農業生産施設(水耕栽培ハウス)



園地、園路整備

休憩所、トイレの整備

地域協議会

市町村

農業経営体

社会福祉事業者等

地域資源活用価値創出推進・整備事業（インバウンド食関連消費拡大型）

令和8年度予算概算要求額 8,575百万円（前年度 7,389百万円）の内数

＜対策のポイント＞

農山漁村へのインバウンド誘客を促進しつつ、輸出拡大とインバウンドによる食関連消費の好循環の形成に向けて、滞在期間の長期化や「食」の高付加価値化につながる農泊地域と輸出産地等が連携した広域的な取組に対し、旅マエ・旅ナカ・旅アトのニーズを満たすよう、食材や歴史・自然等を活用した地域のストーリーづくり、観光コンテンツ等の国外への情報発信、ガイドの育成・確保、食関連施設の整備等を一体的に支援します。

＜事業目標＞

インバウンドによる一人当たり食関連消費額（6.4万円／人〔令和5年〕→7.5万円／人〔令和12年まで〕）

＜事業の内容＞

1. 地域資源活用価値創出推進事業（インバウンド食関連消費拡大型）（新規）

① インバウンド食関連消費拡大推進事業

農泊地域等が連携した受入体制の構築、海外のニーズ調査、GI産品や輸出重点品目等を活用した食コンテンツの開発、インバウンドの周遊に必要なデマンド交通の実証、モニターツアーの実施、観光コンテンツのOTA登録※1、土産品の越境ECへの登録等を支援します。
【事業期間：上限3年、交付率：定額（上限1,500万円（年基準額：500万円））】
※1 OTA：Online Travel Agentの略で、インターネット上で取引を行う旅行会社のこと

② 人材活用事業

インバウンド向けのガイドなどを担う地域外の人材（研修生）や地域内に無い専門知識を持つガイド等（専門家）を活用し、来訪者の満足度向上を図る取組を支援します。
【事業期間：上限3年、交付率：定額（研修生タイプ上限250万円/年、専門家タイプ上限650万円/年）】

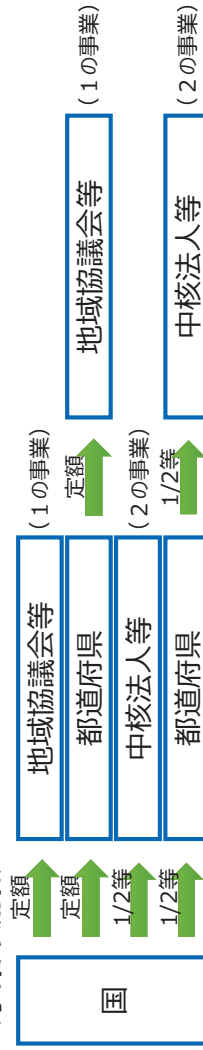
2. 地域資源活用価値創出整備事業（インバウンド食関連消費拡大型）（新規）

1による「食」の高付加価値化等と併せた食関連施設（古民家を活用したレストラン、輸出に寄与する加工施設、飲食業の生産性向上に資する省力化施設等）の整備を支援します。
【事業期間：上限3年、交付率：1/2等※1（上限2,500万円※2/事業期間）】

※1 中山間地域等：交付率55%

※2 遊休資産の改修：上限5,000万円

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞



GI産品等を活用した食コンテンツ・観光ツアーの開発



輸出産品と合わせた農泊PR

古民家レストランの開発

土産品の越境ECへの登録

空家を活用した加工場の整備

【お問い合わせ先】 農村振興局都市農村交流課 (03-3502-5946)

農山漁村振興交付金のうち 中山間地農業推進対策

令和8年度予算概算要求額 8,575百万円（前年度 7,389百万円）の内数

＜対策のポイント＞

中山間地域等において、地域別農業振興計画に基づき、収益力向上や販売力強化等に関する取組※、複数集落の機能を補完する農村RMOの形成※のほか、棚田地域振興に関する取組を支援します。

※ 対象地域：8 法指定地域等

＜事業目標＞

中山間地域等において、地域資源を活用した商品開発等による付加価値向上や販路開拓に取り組み、事業目標を達成した地区の創出（300地区〔令和12年度まで〕）

＜事業の内容＞

1. 中山間地農業ルネサンス推進事業

- ① 中山間地農業ルネサンス推進支援：地域の特色をいかした取組等を支援します。
- ② 元気な地域創出モデル支援：収益力向上等に関する取組、デジタル技術の導入・定着を支援します。
【事業期間：上限3年、交付率：定額（上限3,000万円（年基準額：1,000万円））】

2. 農村型地域運営組織（農村RMO）形成推進事業

- ① 農村RMOモデル形成支援
 - 活動着手支援型：遊休農地活用の開始など、農村RMOの形成につなげる取組を支援します。
 - 一般型：むらづくり協議会等が行う調査、計画作成、実証事業等を支援します。
【事業期間：上限3年、交付率：定額（上限3,000万円（年基準額：1,000万円））】
※地域計画と連携した農用地保全の取組を行う場合は年基準額1,200万円
- ② 地域連携型：活動継続計画の策定や地方公共団体等と連携した取組を支援します。
【事業期間：上限5年、交付率：定額（上限300万円（将来ビジョン、活動継続計画策定））、1/2以内（上限600万円（ビジョンに基づく調査、計画作成、実証事業等の取組））ただし、初年度と最終年度は上限300万円）】

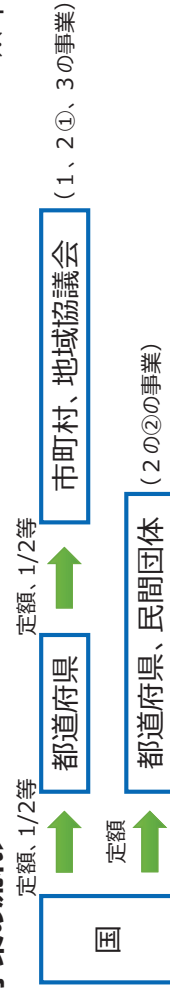
② 農村RMO形成伴走支援

協議会の伴走者となる中間支援組織の育成等の取組を支援します。

3. 棚田地域振興対策推進事業（新規）

- ① 地域外との橋渡し支援・人材確保の土台づくり：人材確保・育成のための取組を支援します。
- ② 先進的機器の導入による共同活動支援：先進的機器の棚田地域への導入・定着を支援します。
【事業期間：上限3年、交付率：定額（①上限50万円/年、②上限100万円/年）】

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞

1. ② 元気な地域創出モデル支援



社会課題解決や魅力向上を通じた
地域活性化

2. 農村型地域運営組織（農村RMO）形成推進事業



農村の
「むらづくり」を推進

3. 棚田地域振興対策推進事業



棚田を核とした
地域振興

【お問い合わせ先】 農村振興局地域振興課（03-3501-8359）

農村型地域運営組織（農村RMO）形成推進事業

～地域で支え合うむらづくりの推進～

令和8年度予算概算要求額 8,575百万円（前年度 7,389百万円）の内数

<対策のポイント>

中山間地域等において、複数集落の機能を補完する農村RMO※の形成を推進するため、むらづくり協議会等が行う実証事業のほか、協議会の伴走者となる中間支援組織の育成や全国プラットフォームの運営等を支援します。

<事業目標>

- 農用地保全に取り組み地域運営組織（100地区〔令和8年度まで〕）
- 中山間地域で9戸以下の集落を有する市町村のうち、農村RMOが活動している市町村の割合（25%〔令和11年度まで〕）

<事業の内容>

1. 農村RMOモデル形成支援

① 活動着手支援型

農村RMOの裾野を広げるため、遊休農地活用の開始や高齢者支援への着手など、農村RMOの形成につなげる取組を支援します。

【事業期間：1年、交付率：定額（上限200万円）】

② 一般型

むらづくり協議会等による地域の話し合いを通じた農用地保全、地域資源活用、生活支援に係る将来ビジョン策定、ビジョンに基づく調査、計画作成、実証事業等を支援します。

【事業期間：上限3年、交付率：定額（上限3,000万円（年基準額：1,000万円））】

※地域計画と連携した農用地保全の取組を行う場合は年基準額1,200万円

③ 地域連携型

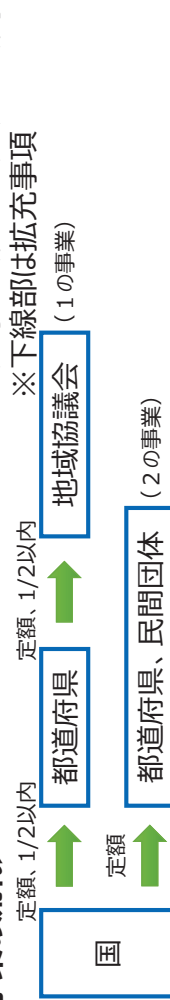
農村RMOの活動の定着に向けた活動継続計画の策定や、地方公共団体等と連携した実証事業等を支援します。

【事業期間：上限5年、交付率：定額（上限300万円（将来ビジョン、活動継続計画策定））、1/2以内（上限600万円（ビジョンに基づく調査、計画作成、実証事業等の取組。ただし、初年度と最終年度は上限300万円））】

2. 農村RMO形成伴走支援

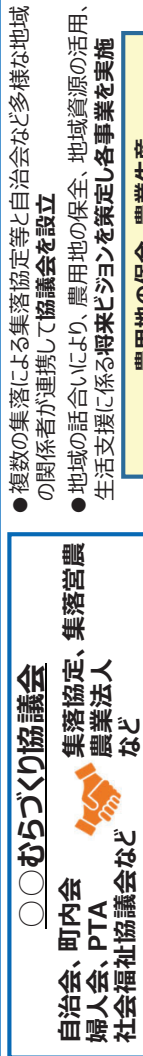
農村RMO形成を効率的に進めるため、中間支援組織の育成等を通じた都道府県単位における伴走支援体制の構築や、各地域の取組に関する情報・知見の蓄積・共有、研修等を行う全国プラットフォームの運営を支援します。

<事業の流れ>



<事業イメージ>

農村型地域運営組織（農村RMO）のイメージ



農村型地域運営組織（農村RMO）形成推進事業

農村RMOモデル形成支援「活動着手支援型」



農村RMOモデル形成支援「一般型」「地域連携型」



農村RMO形成伴走支援

【都道府県単位の支援】



【全国単位の支援】



【お問い合わせ先】 農村振興局地域振興課（03-3501-8359）

農山漁村振興交付金（中山間地農業推進対策）のうち
棚田地域振興対策推進事業

令和8年度予算概算要求額 8,575百万円（前年度 7,389百万円）の内数

＜対策のポイント＞

都市等との交流、移住、定住及び二地域居住等を推進し、「関係人口」の創出・拡大等による棚田地域の振興を図るため、人材確保・育成の取組等を支援するとともに、棚田等の保全に係る維持管理労力を軽減するための先進的な機器の導入や水路、耕作道、法面補修等の小規模な整備を支援します。

＜事業目標＞

- 棚田地域振興法に基づく指定棚田地域振興活動計画の策定数（250計画〔令和12年度まで〕）

＜事業の内容＞

1. 棚田地域振興対策推進事業（新規）

① 地域外との橋渡し支援・人材確保の土台づくり

地域外からの活力も導入する等多様な人材を受け入れる体制を整備し、優良事例や先進的な取組の展開、棚田地域とサポーター（NPO、企業等）とのマッチング等を通じて、人材確保・育成のためのモデル的な地域振興活動に係る取組を支援するとともに、維持管理労力の軽減のための小規模な整備に必要な情報収集等調査・計画を支援します。

② 先進的な機器の導入による共同活動支援

リモコン式草刈機等の先進的な機器の導入・実証を行い、棚田地域における活用・定着のための取組を支援します。

【事業期間：上限3年、交付率：定額（①上限50万円/年、②上限100万円/年）】

※対象地域：指定棚田地域活動計画の認定地域

2. 地域資源活用価値創出整備事業（定住促進・交流対策型）のうち

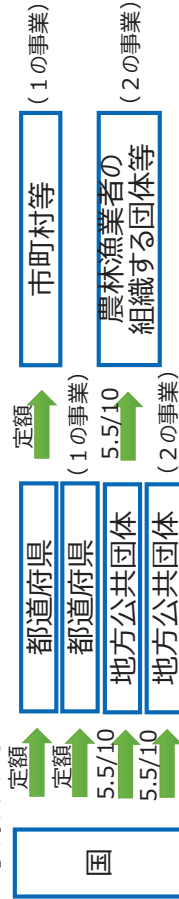
指定棚田地域保全整備

指定棚田地域において次の整備を行います。

- ①水路、②耕作道、③小規模なほ場整備、法面補修
④地域振興活動拠点整備（駐車場、更衣スペース等）等

（※指定棚田地域振興活動計画を農山漁村活性化法に基づく活性化計画とみなす）

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞

棚田地域振興対策推進事業

地域外との橋渡し支援
・人材確保の土台づくり

- ・地域外からの人材の受け皿を整備し、呼び込むための取組を支援。

地域での
合意形成



- ・各種取組の企画・実施
- ・整備構想検討等

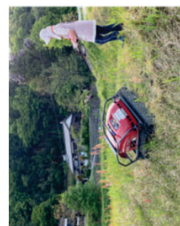


小規模な整備のための調査・計画

人材の確保（地域外からの人材の呼び込み）

先進的機器の導入による共同活動支援

- ・棚田は地形的な条件不利性から、その保全に多大な労力やコストを要しており、先進的機器の導入により、維持管理労力を軽減。



リモコン式草刈機



ドローン



自動給水栓

指定棚田地域保全整備



水路の整備



農作業道の舗装

※棚田等の保全整備については、各地域の条件に応じて、農業農村整備関連事業を活用

棚田を核とした地域振興

関係人口の創出・拡大

作業労力の軽減

【お問い合わせ先】 農村振興局地域振興課（03-6744-2081）

農山漁村振興交付金のうち 最適土地利用総合対策

令和8年度予算概算要求額 8,575百万円（前年度 7,389百万円）の内数

<対策のポイント>

地域ぐるみの話し合いにより行う中山間地域等における農用地保全や、農山漁村地域における荒廃農地の解消等のため、地域の状況に応じた最適な土地利用構想の策定、粗放的な土地利用の導入、荒廃農地の再生や農用地保全のための活動、基盤整備等の各種取組を総合的に支援します。

<事業目標>

農用地保全に取り組み、事業目標を達成した地区数（100地区〔令和8年度まで〕）

<事業の内容>

1. 最適土地利用総合事業

地域ぐるみの話し合いにより、営農を続けて守るべき農地、粗放的利用を行う農地等を区分し、実証的な取組を行いつつ、**土地利用構想を作成し**、その実現に必要な**農用地保全のための活動、基盤整備や施設整備等**を支援します。

- ① 地域ぐるみの話し合いによる土地利用構想の策定、農用地保全のための実証的取組
- ② 粗放的利用の取組や省力化機械の導入等、農用地保全のための活動
- ③ 農山漁村活性化法に基づき、農用地保全事業を行う場合には農用地保全等推進員の措置
- ④ 土地利用構想に基づく粗放的利用のための簡易な整備、農用地保全のための基盤整備や施設の整備

【事業期間：上限5年、交付率：定額（＜ソフト＞1,000万円/年、粗放的利用支援※1万円/10a又は5千円/10a、農用地保全等推進員 250万円/年）、＜ハード＞5.5/10 等】※粗放的利用支援については、事業期間中に最大3年

2. 荒廃農地再生支援事業（新規）

話し合いなどにより耕作の再開を目指す荒廃農地等について、**再生作業、簡易な基盤整備、土壌改良等**を支援します。

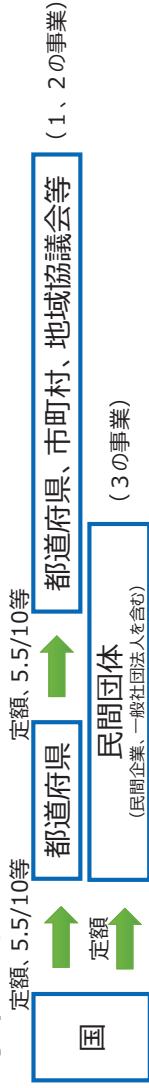
【事業期間：1年、交付率：1/2等又は定額】

3. 最適土地利用推進サポート事業

ITを活用した申請手続の簡素化を図るとともに、事業主体の取組内容や農地保全状況等の確認、地域の課題解決のサポート、優良事例の横展開等を支援します。

【事業期間：1年、交付率：定額】

<事業の流れ>



<事業イメージ>

1. 最適土地利用総合事業

Step 1

地域ぐるみの話し合いにより、営農を続けて守るべき農地、粗放的な利用を行う農地等を区分し、実証的な取組を実施



【地域ぐるみの話し合い】



【土地利用構想の策定】



【農用地保全の実証的な取組】

Step 2

土地利用構想を策定し、農用地保全のための条件整備や各種取組を選択・実施



【土地利用構想の策定】



【粗放的利用のための条件整備】



【省力化機械の導入】



【蜜源作物等の作付け】

中山間地域等の実情に即した土地利用構想を実現

2. 荒廃農地再生支援事業

農用地区域内の荒廃農地に係る、荒廃農地の再生作業、支障物撤去、基盤整備、土壌改良等を支援



【荒廃農地の解消】



【簡易な基盤整備】



【土壌改良】

荒廃農地を解消し、農山漁村地域を活性化

【お問い合わせ先】

農村振興局地域振興課

(03-6744-2665)

農山漁村振興交付金のうち 山村活性化支援交付金

令和8年度予算概算要求額 800百万円（前年度 780百万円）

<対策のポイント>

山村の活性化を図るため、山村の特色ある地域資源の活用等を通じて所得・雇用の増大を図る取組を支援します。

<事業目標>

中山間地域等において、地域資源を活用した商品開発等による付加価値向上や販路開拓に取り組み、事業目標を達成した地区の創出（300地区[令和12年度まで]）

<事業の内容>

1. 山村活性化対策事業

山村振興法に基づき指定された振興山村において、農林水産物等の消費の拡大や域外への販売促進、付加価値の向上等を通じて地域経済の活性化を図るため、山村の特色ある地域資源の潜在力を再評価し、それらを地域ぐるみで活用するためのソフト面の取組（組織・体制づくり、人材育成、付加価値向上等）を支援します。

【事業期間：上限3年、交付率：定額（上限1,000万円/年）】

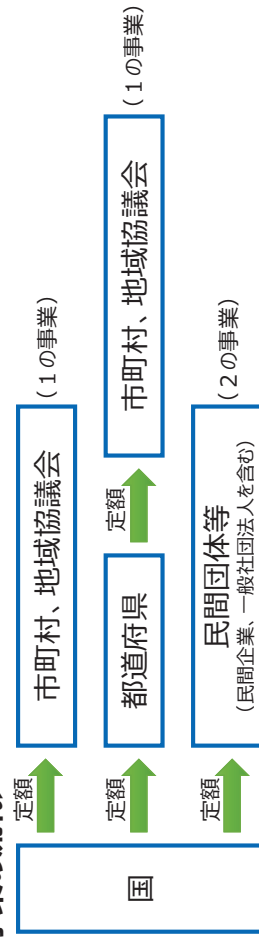
2. 商談会開催等事業

① 商談会開催等支援
山村の地域資源を活用した商品の販路開拓や山村の価値・魅力の普及のため、バイヤー等との商談会や販売会の開催、情報発信などを支援します。

② 山村振興セミナー支援
地域資源を最大限活用した新ビジネスをより効果的に創出するため、商品づくりに必要なマーケティングのノウハウに係る基礎講習、ビジネスモデル作成に関する実践力を養う企画コンペ形式のワークショップの実施を支援します。

【事業期間：1年、交付率：定額】

<事業の流れ>



<事業イメージ>

1. 山村活性化対策事業

地域資源の賦存状況・利用形態等の調査

資源量調査、文献調査、聞き取り調査
地域資源の管理・保全形態等調査 等



現地調査

地域資源を活用するための 合意形成、組織づくり、人材育成

住民意向調査、地域住民によるワークショップ開催
資源活用の推進体制・組織の整備、実施計画づくり 等



合意形成・計画づくり

地域資源の消費拡大や販売促進、 付加価値向上等を図る取組

地域資源（農林水産物等）を使った地域産品づくり※
観光体験プログラム開発、モニターツアー実施
既存の直売所等と連携した販売促進、地域ブランドづくり
商品パッケージ等のデザイン検討、ECサイトの立ち上げ 等
※商品の製造加工を非振興山村地域で行うことも可能



2. ② 山村振興セミナー支援

外部専門家によるマーケティングに関する基礎講習
ビジネスモデル作成に関する企画コンペ形式WS

地域資源を活用したビジネス創出の支援

2. ① 商談会開催等支援

山村地域の参加者とバイヤー等との商談会・販売会の開催・運営、販売力向上セミナー 等



商談会の開催

農林水産業を核とした山村の所得・雇用の増大
に向けた取組の推進

【お問い合わせ先】 農村振興局地域振興課（03-6744-2498）

農山漁村振興交付金のうち 都市農業機能発揮対策

令和8年度予算概算要求額 8,575百万円（前年度 7,389百万円）の内数

＜対策のポイント＞

都市住民と共生する農業経営の実現のため、農業体験や農地の周辺環境対策、防災機能の強化等の取組を支援し、その際、都市農地の貸借に係る取組を優先します。また、モデル的な取組、都市部の空閑地を活用した農地や農的空間を創設する取組等を支援します。

＜事業目標＞

都市農地の貸借の円滑化に関する法律に基づく貸借を活用した市区町村数（145市区町村）〔令和11年度まで〕

＜事業の内容＞

1. 都市農業機能発揮支援事業

都市農業の多様な機能を発揮させるため、アドバイザーの派遣や税・相続に関する講習会の開催、都市住民の都市農業や農山漁村に対する理解醸成に効果的な情報発信等の取組を支援します。

2. 都市農業共生推進等地域支援事業

① 地域支援型

ア 都市住民と共生する農業経営への支援策の検討、都市農業の多様な機能についての理解醸成、市民農園等の附帯施設の整備、都市農地の周辺環境対策等の取組を支援します。

イ 都市農業者と都市住民が直接ふれあうマルシェの開催等による交流促進のための取組を支援します。

ウ 農地の防災機能の維持・強化等の取組を支援します。

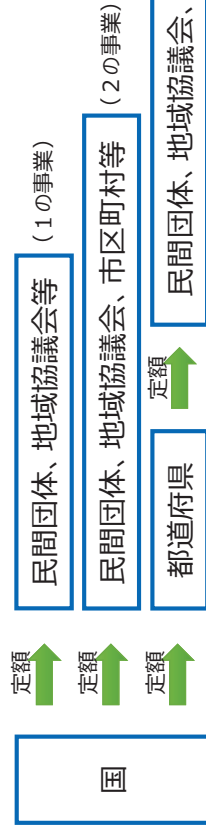
② モデル支援型

複数の地域が連携して一体的に都市農業の振興につながる新たな取組を実施し、その内容をガイドラインなどに取りまとめ、全国に波及させる取組を支援します。

③ 都市農地創設支援型

都市農業者や行政機関等が連携し、都市部の空閑地（駐車場等）を活用して農地や農的空間を創設する取組等を支援します。

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞

都市農業機能発揮支援



都市農業アドバイザーの派遣



税・相続に関する講習会



都市住民への理解醸成や効果的な情報発信

都市農業共生推進等地域支援

● 地域支援型

都市住民と共生する農業経営の検討



農作業体験会の開催



マルシェ等の開催



防災訓練や防災兼用井戸の整備

防災機能の維持・強化

● モデル支援型

環境負荷低減への取組



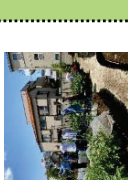
農村コアへの拡大



農村コアの拡大

● 都市農地創設支援型

駐車場を活用し、コミュニティ農園を創設

都市農地貸借法に基づく農地の貸借による次世代の担い手づくり等の取組に対し、加点点により優先。

貸借

都市農業者（担い手）

＜各地域への波及＞
当該取組を通じ、課題や振興方策等ガイドラインなどに取りまとめ、全国に波及させる取組を支援。

（2の事業）

【お問い合わせ先】 農村振興局農村計画課（03-3502-5948）

鳥獣被害防止対策とジビエ利用の推進

令和8年度予算概算要求額 11,795百万円 (前年度 10,009百万円)

＜対策のポイント＞

農作物被害のみならず農山漁村での生活に影響を与える鳥獣被害の防止のため、広域的で効果的・効率的な鳥獣被害対策やジエ利用拡大への取組等を支援します。また、森林における効果的・効率的なシカ捕獲の取組を実施、支援します。

目標事業

- 野生鳥獣による農作物被害の総産出額に対する割合（0.24%（被害額：140億円）〔令和11年度まで〕）
- 捕獲鳥獣のジビエ利用量（4,000t〔令和11年度まで〕）

△ 陸田の業績▽

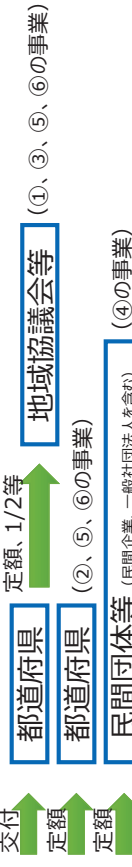
人 心 不 安 業 障

1. 鳥獸被害防止総合対策交付金

11,627百万円 (前年度 9,900百万円)

- ① 鳥獣被害防止総合支援事業
シカやイノシシ、サル、クマ、鳥類等への対応など「被害防止計画」に基づく地域ぐるみの取組や人材育成、侵入防止柵の省力的な管理、ジビエ利用拡大等を支援します。
- ② 鳥獣被害防止都道府県活動支援事業、都道府県広域捕獲活動支援事業
都道府県が主導して行う鳥獣被害防止対策、広域捕獲に係る取組等を支援します。
- ③ 鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業
被害を及ぼす野生鳥獣の捕獲活動に係る取組を支援します。
- ④ 鳥獣被害対策基盤支援事業、全国ジビエプロモーション事業
被害対策推進のための人材育成、ジビエ利用推進のためのハンターや処理加工施設向けの研修、ペットフードへの利用促進、消費拡大に向けた情報発信等を支援します。
- ⑤ シカ・クマ特別対策等事業
シカの集中捕獲や、クマの捕獲対策等を体制整備と併せて支援します。
- ⑥ スマート捕獲等普及加速化事業
スマート鳥獣害対策と農地周辺での加害性の高い個体の重点的な捕獲対策等を行うモデル地区の整備・横展開を支援します。

＜事業の流れ＞



2. シカ等による森林被害緊急対策事業

168百万円 (前年度 109百万円)

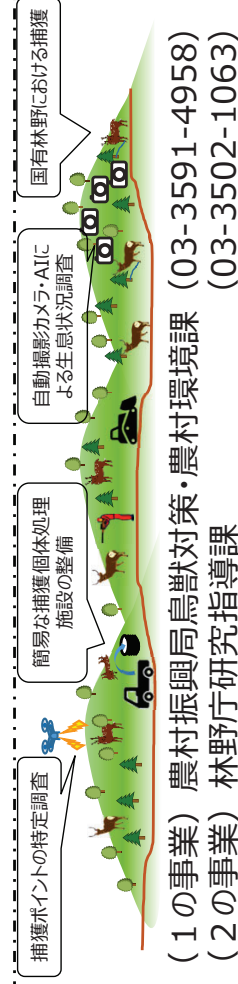
森林におけるシカ捕獲を効果的・効率的に実施するため、ドローン等による捕獲ポイントの特定調査、簡易な捕獲個体処理施設の整備等を実施、支援するとともに、国有林野における自動撮影カメラ・AIによる生息状況把握、国土保全のための捕獲を実施します。

＜事業の流れ＞※国有林においては、直轄で実施

＜事業の流れ＞※国有林においては、直轄で実施

定額

都道府県等



(10事業) 農村振興局鳥獣対策・農村環境課 (03-3591-4958)

(2の事業) 林野庁研究指導課

特殊自然災害対策施設緊急整備事業

令和 8 年度予算概算要求額 300百万円（前年度 300百万円）

＜対策のポイント＞

火山活動による降灰被害を受ける地域において、農作物への被害を防除・最小化するために必要な施設等を支援します。

＜事業目標＞

防災対策を実施した地区の農業生産活動の維持と農業経営の安定化

＜事業の内容＞

活動火山対策特別措置法に基づき都道府県知事が作成する**防災宮農施設整備計画**の対象地域において、以下の支援を実施します。

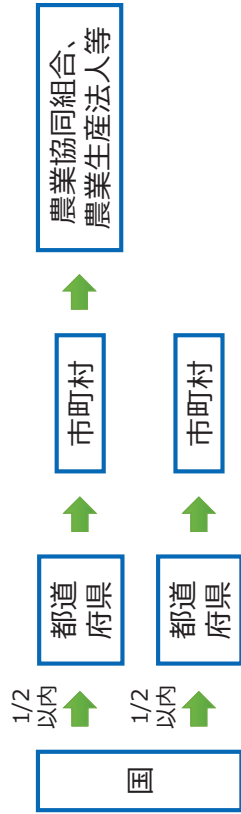
1. 施設整備等

降灰被害を防除・最小化するために必要な**洗浄用機械施設整備等**を支援します。

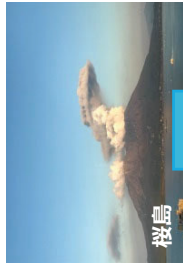
2. 関連整備等

1 に関連する一体的な整備等を支援します。

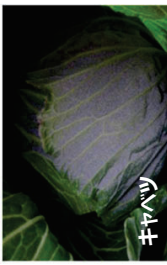
＜事業の流れ＞



火山の噴火



農作物への降灰
(茶、露地野菜等)



＜事業の実施＞

【1. 施設整備等】



・乗用型洗浄用機械施設により、農作物に付着した火山灰を洗浄し、収量及び商品性の低下を防止します。



・工場の据置型の洗浄用機械施設により、農作物に付着した火山灰を洗浄し、商品性の低下を防止します。



【2. 関連整備等】



・農作物の洗浄のための用水を供給する施設により、洗浄効果を高め、収量及び商品性の低下を防止します。

洗浄された農作物



＜対策のポイント＞

本事業の取組に係る国の指針に則して、複数の市町村単位等で中山間地農業の振興を図る地域別農業振興計画を都道府県が策定し、この計画に基づく地域特性を活かした活動の推進や各種支援事業の優遇措置により、中山間地農業を支援します。

＜事業目標＞

中山間地域等において、地域資源を活用した商品開発等による付加価値向上や販路開拓に取り組み、事業目標を達成した地区の創出（300地区〔令和12年度まで〕）

＜事業の内容＞

1. 農山漁村振興交付金のうち中山間地農業推進対策

中山間地域等において、地域別農業振興計画に基づき、収益力向上や販売力強化等に関する取組、複数の集落の機能を補完する農村RMOの形成、デジタル技術の導入・定着を支援します。

農村型地域運営組織（農村RMO：Region Management Organization）

複数の集落の機能を補完して、農用地保全活動や農業を核とした経済活動と併せて、生活支援等地域コミュニティの維持に資する取組を行う組織

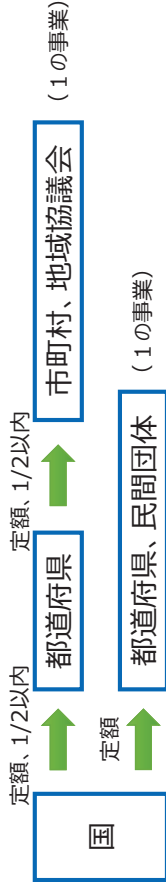
2. 多様で豊かな農業と美しく活力ある農山村の実現に向けた支援

中山間地域等の特色を活かした農業や、観光、福祉、教育等と連携した都市農村交流や農村への移住・定住に向けた取組を推進します。

3. 地域コミュニティによる農地等の地域資源の維持・継承

地域の共同活動を支援する多面的機能支払交付金等による取組を推進し、兼業農家も含めた小規模な農業者も地域の重要な一員として支援します。

＜事業の流れ＞



注 2、3の事業の流れは事業ごとに異なります。

＜事業イメージ＞

中山間地農業推進対策

- 中山間地農業ルネッサンス推進事業：収益力向上等の取組、優良事例創出を支援
- 農村型地域運営組織（農村RMO）形成推進事業：農村RMO形成、伴走支援体制構築等を支援

多様で豊かな農業と美しく活力ある農山村の実現に向けた支援

- ・ 強い農業づくり総合支援交付金のうち産地基幹施設等支援タイプ
- ・ 農地集約化促進事業
- ・ 農業農村整備関係事業
- ・ 集落営農連携促進等事業
- ・ みどりの食料システム戦略推進交付金のうちバイオマスの地産地消（整備事業）
- ・ 農山漁村振興交付金（地域資源活用価値創出対策 等）
- ・ 持続的生産強化対策事業のうち茶・薬用作物等地域特産作物体制強化促進

[支援事業]
優遇措置※

[連携事業] 農山漁村振興交付金（山村活性化対策）

地域を下支え

地域コミュニティによる農地等の地域資源の維持・継承

- ・ 多面的機能支払交付金
- ・ 環境保全型農業直接支払交付金
- ・ 鳥獣被害防止総合対策交付金のうち整備事業
- ・ 里山林活性化による多面的機能発揮対策交付金

[支援事業]
優遇措置※

[連携事業] 中山間地域等直接支払交付金

※ 採択に当たっての配慮、上限事業費・交付率の拡大、受益面積要件の緩和、事業要件の緩和等

【お問い合わせ先】 農村振興局地域振興課（03-3501-8359）

中山間地農業ルネサンス事業における優遇措置

中山間地農業推進対策による支援

- 中山間地農業ルネサンス推進事業
中山間地域等で収益力向上や販売力強化等の取組、デジタル技術の導入・定着を推進する取組を支援
- 農村型地域運営組織（農村RMO）形成推進事業
農村RMOの形成に向けて、実証事業やデジタル技術の導入・定着を推進する取組、中間支援組織の育成や農村RMOの裾野を広げるための取組等を支援

採択に当たったの配慮

- 農山漁村振興交付金
中山間地域等で地域資源活用価値創出対策及び最適土地利用総合対策の取組を行う場合に審査時のポイント加算等
- 農業生産基盤情報通信環境整備事業
中山間地域等で取組を行う場合に優先的に採択
- 鳥獣被害防止総合対策交付金のうち整備事業
被害防止施設等の整備を行う場合に審査時のポイント加算
- 里山林活性化による多面的機能発揮対策交付金
農地等の維持保全にも資する取組を行う場合に優先的に採択
- みどりの食料システム戦略推進交付金のうちバイオマスの地産地消（整備事業）
中山間地域等で取組を行う場合に審査時のポイント加算
- 持続的生産強化対策事業のうち茶・薬用作物等地域特産作物体制強化促進
中山間地域等で取組を行う場合に優先的に採択
- 集落営農連携促進等事業
中山間地域等で取組を行う場合に優先的に採択

上限事業費・交付率の拡大

- 強い農業づくり総合支援交付金のうち産地基幹施設等支援タイプ、新基本計画実装・農業構造転換支援事業
施設ごとの交付対象上限事業費を1.3倍に拡大（優先加算ポイントの適用案件のみ）
- 農山漁村振興交付金
地域資源活用価値創出対策のうち産業支援型において、加工・販売施設等の整備に對して交付率を嵩上げ（3/10→1/2）等

受益面積要件の緩和

- 強い農業づくり総合支援交付金のうち産地基幹施設等支援タイプ、新基本計画実装・農業構造転換支援事業
 - ・中山間地域等に対する受益面積要件を緩和（稲：50ha→10ha 等）
 - ・都道府県知事が特に必要と認める場合には面積要件を撤廃（優先加算ポイントの適用案件のみ）
- 農業農村整備関係事業
 - （1）農業競争力強化基盤整備事業
 - ・農地整備事業（中山間地域型）について、中山間地域等に対する受益面積要件を緩和（20ha以上→10ha以上）
 - ・農地中間管理機構関連農地整備事業について、中山間地域等に対する受益面積要件を緩和（10ha以上→5ha以上）
 - ・水利施設等保全高度化事業について、中山間地域等に対する受益面積要件を緩和（20ha以上→10ha以上）
 - （2）農山漁村地域整備交付金、農村整備事業
 - 農道の保全対策について、過疎地域等の条件不利地域においては受益面積要件30ha以上（その他地域においては50ha以上）で実施

事業要件の緩和等

- 農地集約化促進事業
事業要件及び交付対象農地要件である「団地」の面積規模を緩和（一般地域の1/2）
- 多面的機能支払交付金
広域活動組織の設立要件を変更（「農用地面積が200ha以上」→「農用地面積が50ha以上」又は「3集落以上での組織の構成」）
- 環境保全型農業直接支払交付金
交付金を受けるための事業要件である「推進活動（環境保全型農業の技術向上や理解促進に係る活動等）」を免除

【お問い合わせ先】 農村振興局地域振興課（03-3501-8359）

有明海再生対策

令和8年度予算概算要求額 1：1,765百万円（前年度 1,765百万円）
2：1,000百万円（前年度 1,000百万円）

<対策のポイント>

有明海の再生に向けた**特産魚介藻類の調査や増養殖技術の開発、漁場改善対策の実証**を沿岸4県が協調して推進します。
さらに、令和7年度からの10年間で**加速化対策交付金**により、**調査や技術開発等の成果を活用し、気候変動によって影響が顕在化しつつある災害リスクなどにも対応しながら、漁業者による漁場環境改善や経営改善の取組等を支援**します。

<事業目標>

有明海におけるアサリの成貝資源量（5,000トン〔令和16年度まで〕）等

<事業の内容>

1. 調査・技術開発・実証 1,765百万円（前年度 1,765百万円）
有明海・八代海等総合調査評価委員会の「再生方策」に基づき、有明海沿岸4県が協同して、二枚貝類等の資源回復や漁場改善等の各種調査等を実施します。
- ① 特産魚介藻類の生息環境等の調査や実証
 - ② 魚介藻類の増養殖技術の開発
 - ③ 各地先に適合したアサリ等の技術開発等
 - ④ 二枚貝類の餌料環境改善に向けた漁場整備実証 <公共>

2. 有明海再生加速化対策交付金 1,000百万円（前年度 1,000百万円）
漁場環境改善や経営改善、新技術導入といった**漁業者の取組を後押しする有明海再生加速化対策交付金**により、開門によらない再生の加速化に向けた支援をします。（令和7年度からの10年間（加速化対策期間）で総額100億円）

（関連事業）

水産基盤整備事業（水産環境整備事業） <公共>
養殖業成長産業化推進事業

<事業の流れ>



<事業イメージ>

1. 調査・技術開発・実証

二枚貝類の浮遊幼生ネットワークによる再生産サイクルの形成に向けた4県協同の各種調査等を推進。

生息環境等調査



浮遊幼生の調査 等

技術開発



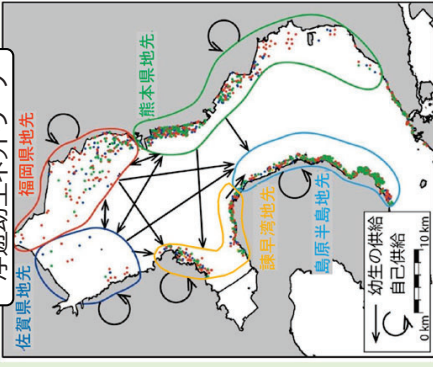
二枚貝類の種苗生産技術や藻類の養殖技術の開発 等

実証



二枚貝類の採苗・育成や食害等対策の実証 等

浮遊幼生ネットワーク



成果の活用

2. 有明海再生加速化対策交付金

▲ 漁場環境改善や水産資源の確保の加速化支援

二枚貝類の採苗・移植、食害防止対策、早期復旧対応、カキ礁・藻場造成 等

▲ 漁業者の経営改善・発展支援

共同利用施設等の整備、特産魚介類の販路開拓 等

▲ 新技術等の新たな挑戦支援

省力化技術、IoTシステムの導入、陸上養殖施設等の新技術導入 等

【お問い合わせ先】（1①、2）農村振興局農地資源課（03-6744-1709）
（1②）水産庁栽培養殖課（03-6744-2385）
（1③）研究指導課（03-6744-2031）
（1④）事業課（03-6744-7136）

農家負担金軽減支援対策事業

令和 8 年度予算概算要求額 475百万円（前年度 809百万円）

<対策のポイント>

土地改良事業等の円滑な推進を図るため、事業に係る農家負担金の利子助成や無利子貸付を行うことにより、農家負担の軽減を図ります。

<事業目標>

農家負担の軽減を図りつつ、農地の担い手集積率の向上、高収益作物の生産額の増加、輸出事業計画による輸出の拡大、先端的な技術を活用した生産方式との適合に資する基盤整備を促進

<事業の内容>

1. 地域生産基盤保全強化支援事業

農地の担い手集積率の向上、高収益作物の生産額の増加、輸出事業計画との連携、先端的な技術を活用した生産方式との適合が図られる土地改良事業について、
農家負担金の償還利子相当額を助成します。

2. 水田・畑作経営所得安定対策等支援事業

農地の担い手集積率の向上、高収益作物の生産額の増加、輸出事業計画との連携が図られる土地改良事業について、農家負担金の無利子貸付を行います。

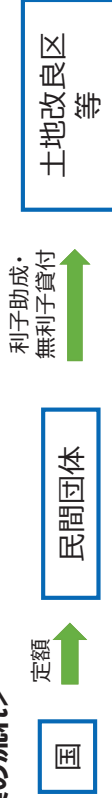
3. 災害被災地域土地改良負担金償還助成事業

一定規模以上被災した農用地又は土地改良施設等の受益地に係る営農再開までの農家負担金の償還利子相当額を助成します。

4. 農地有効利用推進支援事業

農地耕作条件改善事業の実施地区で農地の担い手集積率の向上が図られる地区に対して、農家負担金等の償還利子相当額を助成します。

<事業の流れ>

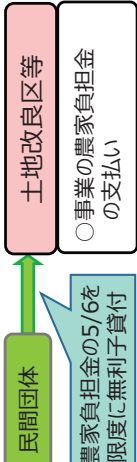


<事業イメージ>

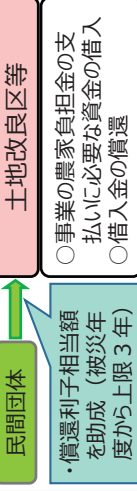
1. 地域生産基盤保全強化支援事業



2. 水田・畑作経営所得安定対策等支援事業



3. 災害被災地域土地改良負担金償還助成事業



4. 農地有効利用推進支援事業

①【事業費助成型】



②【一括前払助成型】



【お問い合わせ先】 農村振興局土地改良企画課 (03-3502-6006)

地域資源活用価値創出による所得の向上、雇用の創出

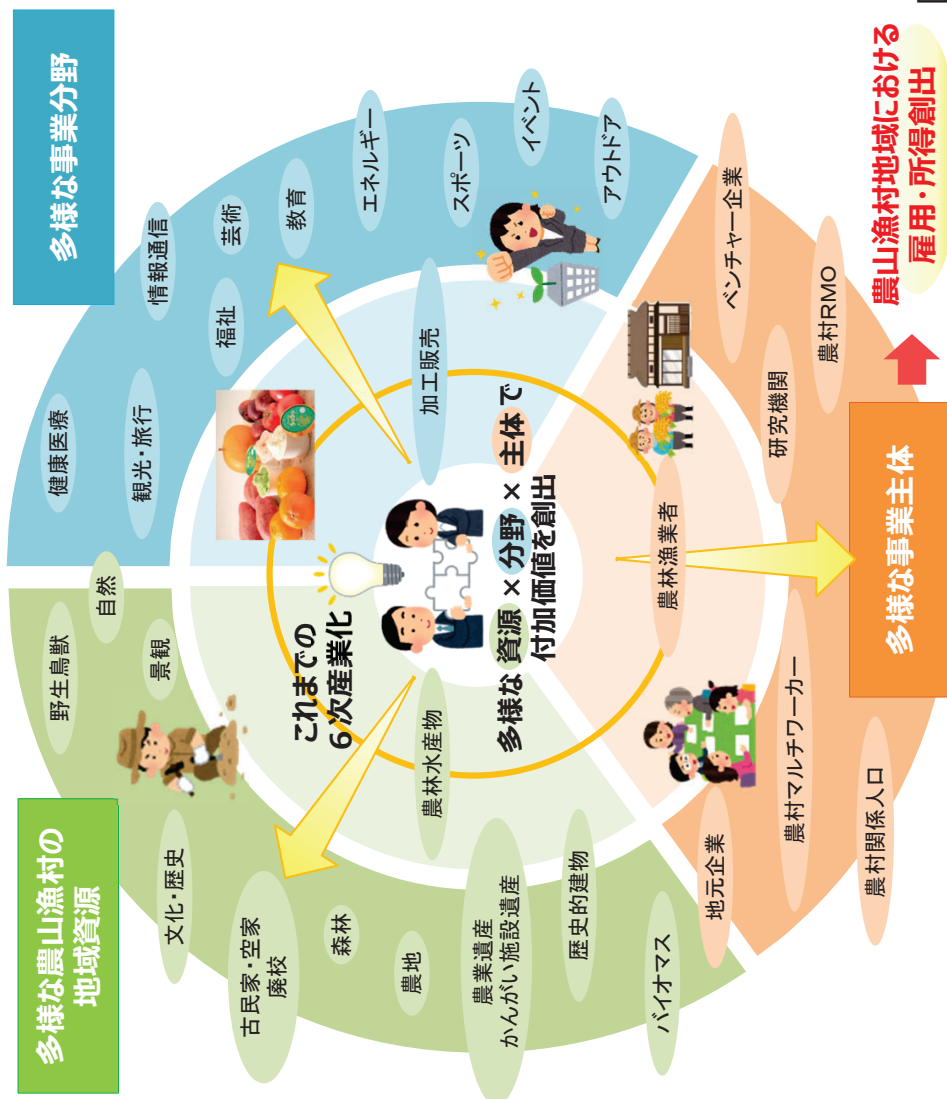
＜対策のポイント＞

従来の6次産業化を発展させて、地域の文化・歴史や森林、景観など農林水産物以外の多様な地域資源も活用し、農林漁業者はもちろん、地元の企業なども含めた多様な主体の参画・連携の下で付加価値を創出することにより、農山漁村における所得の向上、雇用の創出を図ります。

＜事業の全体像＞

地域資源活用 価値創出

- 農山漁村のあらゆる地域資源をフル活用した取組を支援
- 他産業起点の取組など他分野との連携を一層促進



農山漁村の地域資源を活用した付加価値の創出事例

「農産物、景観」 × 「加工販売、観光・旅行」
× 「農林漁業者、地元企業」

タケノコや栗の加工販売に加え、美しい竹林景観を活かして、映画のロケ地や観光商品として活用。
(栃木県宇都宮市)



「森林」 × 「スポーツ」 × 「ベンチャー企業」

森林をフィールドとしたサバイバルゲーム事業を行うとともに、参加料の一部を森林所有者にも還元。
(栃木県壬生町)



「農産物」 × 「加工販売、観光旅行、教育」
× 「農林漁業者、地元企業」

6次産業化による農産加工品の製造・販売のほか、食育体験や収穫体験など豊富なメニューの取組を展開。
(長崎県大村市)



【お問い合わせ先】 農村振興局都市農村交流課 (03-6744-1855)

複数集落の機能を補完する農村RMOの形成推進

＜対策のポイント＞

中山間地域等では、人口減少・高齢化により集落機能が低下し、農用地保全や買物・子育てなどの集落の維持に必要な機能が弱体化する地域の増加が懸念されています。

このため、中山間地域等において複数集落の機能を補完する農村型地域運営組織（農村RMO）の形成を支援するとともに、その円滑な運営や取組の拡大を後押しするため、総務省など関係府省とも連携して施策を展開します。

＜事業の全体像＞

農村RMO形成に関する推進体制

農村型地域運営組織（農村RMO：Region Management Organization）

複数の集落の機能を補完して、農用地保全活動や農業を核とした経済活動と併せて、生活支援等地域コミュニティの維持に資する取組を行う組織。

なお、農村型地域運営組織（農村RMO）は、地域運営組織（RMO）の一形態と整理している。



伴走

都道府県レベルの支援チーム

○ 農村RMOを目指す地域に対し、部局横断的な支援チームを形成し、伴走支援



全国レベルの支援



○ 農村RMOに関する制度や事例の周知、知見の蓄積・共有

関係府省の連携

1. 関係府省所管制度の活用

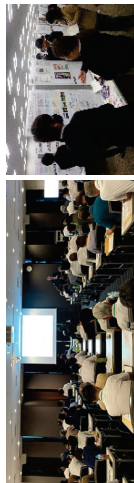
○ 農村RMOの形成にあたって関係府省所管の各種制度を活用

内閣府	総務省	文部科学省	厚生労働省	国土交通省
○ 地域活性化伝道師 ○ 地域おこし協力隊 ○ 地域プロジェクトマネージャー ○ 地域力創造アドバイザー ○ 地方交付税措置	○ 地域活性化起業家 ○ 特定地域づくり事業協同組合 ○ 過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業	○ 社会教育施策（公民館活動、社会教育士等）	○ 生活支援コーディネーター ○ 介護予防・日常生活支援総合事業 ○ 重層的支援体制整備事業	○ 地域管理構想（国土の管理構想） ○ 公共用地（公共用地） ○ 重層的支援体制整備事業

2. 農村RMO形成推進に関する情報共有の場を形成

○ 研修会等において、農村RMOに関する各府省施策の周知を行政担当者や取組を行う地域の人達に対し実施

○ 合同で現地調査を行い、課題の把握・共有等を実施するとともに、農村RMOにおける各府省施策の活用事例や連携のポイントを整理



3. 都道府県・市町村への周知



農林水産物・食品の輸出拡大等による「海外から稼ぐ力」の強化のうち インバウンドによる食関連消費拡大

令和8年度予算概算要求額 214百万円（前年度 26百万円）

＜対策のポイント＞

インバウンド食消費と輸出拡大の好循環を形成すべく、インバウンドを起点としてシームレスに輸出につながるようなモデル的取組等を支援します。

＜事業目標＞

- 農林水産物・食品の輸出額の拡大（5兆円〔2030年まで〕）
- インバウンドによる食関連消費額の拡大（4.5兆円〔2030年まで〕）

＜事業の全体像＞



新市場開拓推進事業

2,462百万円の内数（前年度 2,243百万円の内数）

- ①コンテンツを有効活用した海外需要の獲得、
- ②グローバルメディアを活用した番組制作等、
- ③インフルエンサー招へいによるインバウンド消費の拡大に係る取組等を実施します。

インバウンド地方誘客・食関連消費拡大促進事業

20百万円（前年度 19百万円）

特色ある食体験を核とした付加価値の高いツアーを創出するためのモデル実証等を実施します。また、「地方創生2.0」を支える食文化の担い手を計画的に育成し、SAVOR JAPAN 認定地域のプロモーション等のため一体的な情報発信等を支援します。

ブランド・GI推進事業

163百万円の内数（前年度 - ）

地域産品のブランド価値をGIや商標等により保護し、その価値を地域の飲食店や旅行事業者等と連携してインバウンド向けに発信するなど、海外から稼ぐモデル的取組を拡大します。

（関連事業）

○ **農山漁村振興交付金のうち地域資源活用価値創出推進・整備事業（インバウンド食関連消費拡大型）** 8,575百万円の内数（前年度 - ）

インバウンドの農山漁村への滞在期間長期化や「食」の高付加価値化につなげるため、農泊地域と輸出産地等が連携した、

① GI登録産品や輸出重点品目等を活用した食コンテンツの開発、②周遊に必要なガイドの育成・確保、③これらの取組と併せた食関連施設の整備等の取組を支援します。

○ **海業振興支援事業** 800百万円の内数（前年度 - ）

海業の全国展開にあたり、国の施策として取り組むべきテーマ（インバウンド対応等）に対して、海業の取組に必要な調査、計画、実証等の民間事業者が行うモデルづくりの支援等を実施します。

【お問い合わせ先】 輸出・国際局海外需要開拓グループ（03-3502-8058）

国民理解の醸成

＜対策のポイント＞

食と環境を支える農林水産業・農山漁村に対する国民理解の醸成・行動変容を図るため、新たな食料システムを支える優良事例の浸透や情報発信、地産地消の促進、農業体験の促進、食品安全に係るリスク低減や環境負荷低減の取組の「見える化」等のほか、官民連携による食育活動の全国展開や地域での食育の推進、食文化の保護・継承のための普及活動等を推進します。

＜政策目標＞

- 食料自給率の向上
- 環境・人権等の社会的要求への配慮や食品の安全性向上の取組に対する消費者意識の向上 等

＜事業の全体像＞

1．消費者等の理解醸成・行動変容推進		4．食品安全に係るリスク低減の取組の可視化
消費者理解醸成・行動変容推進事業 食と環境を支える農林水産業・農山漁村に対する国民理解の醸成を図るため、新たな食料システムを支える優良な取組事例の表彰やSNS等を活用した情報発信をするとともに、シンポジウム等を開催します。		有害化学物質・微生物リスク管理総合対策事業 (食品の安全性向上に係る見える化推進) 236百万円 (前年度 195百万円) の内数 科学的知見に基づく食品の安全性をより向上させる取組を推進するため、消費者等への効果的な情報発信ツールを作成します。
2．農山漁村の魅力発信		5．環境負荷低減の取組の「見える化」や J-クレジットを通じた行動変容促進・理解醸成
農山漁村振興交付金 8,575 百万円 (前年度 7,389百万円) の内数 学校給食での地場産物の活用促進、農業遺産地域の魅力発信、子ども農山漁村体験や都市農地を活用した農業体験の促進等を行います。		みどりの食料システム戦略推進総合対策のうちみどりの食料システム戦略の加速化に向けた環境づくり 3,911百万円 (前年度 612百万円) の内数
3．食育の推進と食文化の保護・継承		① 「みどりの食料システム戦略」に基づく環境負荷低減の取組のさらなる理解・活用促進 「みどりの食料システム戦略」の実現に向け、官民連携による、食料システムの関係者の戦略的な情報発信や、「見える化」農産物等の購入を促す取組を通じた消費者の行動変容を推進します。
① 食育の推進 ア 食育活動の全国展開事業 官民連携による食育の全国展開に向けて、官民連携食育プラットフォームの運営や食育推進全国大会の開催、食育活動表彰、食育実践優良法人顕彰等を行います。 イ 地域での食育の推進 (食品安全等に関する消費者の理解醸成等) 生産者と消費者との交流や学校給食での地場産物等活用の促進、総合的・計画的な「農林漁業教育」の実践等の地域における食育活動を推進します。		② 環境負荷低減の取組の「見える化」の充実 「見える化」の拡大のため、畜産物や花き等を対象としたGHG評価手法の検討や生物多様性保全の品目拡大のための調査を実施します。加工食品について、カーボンフットプリント算定ガイドを用いた食品企業による自主的な算定を支援します。
② 食文化の保護・継承 和食の保護・継承と付加価値創出促進事業 和食文化を次世代に継承する人材の育成を推進するとともに、和食の付加価値創出の促進に向けた伝統的な食のデータベースの拡充を図ります。		③ 農業分野のJ-クレジット創出の推進 J-クレジット創出拡大のため、農業者等が取り組むプロジェクト形成・クレジット認証等の支援や、新規方法論の策定等に向けた実証等を実施します。

【お問い合わせ先】

- (1 の事業) 大臣房政策課食料安全保障室 (03-6744-2395)
- (2 の事業) 農村振興局農村計画課 (03-6744-2493)
- (3 ① の事業) 消費・安全局消費者行政・食育課 (03-6744-1971)

- (3 ② の事業) 新事業・食品産業部外食・食文化課 (03-3502-5516)
- (4 の事業) 消費・安全局食品安全政策課 (03-6744-2135)
- (5 の事業) 大臣官房みどりの食料システム戦略
グループ地球環境対策室 (03-6744-2016)

多様な農業人材の意欲的な取組の推進

＜対策のポイント＞

地域の実情に応じた生産体制強化への支援、多様な経営体に対し、専門的に経営・技術等をサポートするサービス事業体の育成、農業の多面的機能の維持・発揮を図る多面的機能支払や中山間直接支払、多様な農業人材に対する研修機会の提供、多様な農業人材からなる集落営農の活性化等の取組を支援します。

＜事業の全体像＞

1. 地域の実情に応じた生産体制強化、専門的に経営・技術等をサポートするサービス事業体の育成への支援

- ① 持続的生産強化対策事業のうち、果樹農業生産力増強総合対策及び茶・薬用作物等地域特産作物生産体制強化促進 16,000百万円（前年度 14,214百万円）の内数果樹の生産基盤の強化や、地域の実情に応じた茶や薬用作物等の地域特産作物の生産体制強化等の取組を支援します。
- ② スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート事業 980百万円（前年度 30百万円）の内数農業者の高齢化・減少が進む中においても農業の持続的な発展を図るため、農業支援サービス事業者の人材育成や活動の促進、サービスの提供に要するスマート農業機械等の導入等の取組に対して支援します。

2. 農業の多面的機能の維持・発揮、農山漁村における所得の向上と雇用機会の確保への支援

- ① 多面的機能支払交付金 50,048百万円（前年度 50,048百万円）の内数地域共同で行う、多面的機能を支える活動や、地域資源（農地、水路、農道等）の質的向上を図る活動を支援します。
- ② 中山間地域等直接支払交付金 28,460百万円（前年度 28,460百万円）の内数中山間地域等において、農業生産条件の不利を補正することにより、将来に向けた農業生産活動の継続を支援します。
- ③ 農山漁村振興交付金のうち地域資源活用価値創出対策 8,575百万円（前年度 7,389百万円）の内数農林水産物をはじめとする多様な地域資源を活用し、付加価値を創出することによって、農山漁村における所得の向上と雇用機会の確保を図る取組等を支援します。

3. 多様な農業人材に対する研修機会の提供等への支援

- ① 新規就農者育成総合対策のうち農業教育高度化事業、農地の受け手確保に向けた新規就農者誘致環境整備事業 17,684百万円（前年度 10,748百万円）の内数農業への人材の一層の呼び込みと定着を図るため、就農前の研修や現役農業者に対する学び直しなど教育・研修モデルの創出、地域農業への入り口となる短期農業研修の実施等の取組を支援します。
- ② 農業経営・就農支援体制整備推進事業 1,130百万円（前年度 600百万円）都道府県が農業経営・就農支援センターとしての機能を担う体制を整備し、農業者等に助言・指導などを行う取組等を支援します。
- ③ 集落営農連携促進等事業 200百万円（前年度 200百万円）地域計画に位置付けられている集落営農の連携・合併による、広域展開での効率的な生産・販売体制の確立等に向けた取組を支援します。

【お問い合わせ先】

(1 ①の事業) 農産局果樹・茶グループ (03-6744-2117) (2 ①の事業) 農村振興局農地資源課 (03-6744-2197) (3 ①の事業) 経営局就農・女性課 (03-6744-2162)
(1 ②の事業) 農産局技術普及課 (03-6744-2107) (2 ②の事業) 農村振興局地域振興課 (03-3501-8359) (3 ②③の事業) 経営局経営政策課 (03-3502-6441)
(2 ③の事業) 農村振興局都市農村交流課 (03-6744-1855)